

印西市災害廃棄物処理計画

資料編

令和5年3月 改定

印 西 市

目 次

1. 協定書目録	資 1
2. 協定書本文	資 3
3. 事務委託の手続き（例）	資 80
4. 仮置場の返還に係る留意事項	資 85
5. 被害想定図	資 91
6. 災害廃棄物発生量推計	資 104
7. 処理フロー	資 111
8. 避難場所の一覧	資 118
9. 一般廃棄物処理業許可業者一覧	資 122
10. 仮設処理設備等	資 124
11. 関係機関（部局）の連絡一覧	資 128
12. 報告等様式	資 141
13. 災害対応の記録に係る留意事項	資 146

1. 協定書目録

1. 協定書目録

○県及び他市町村等との協定

- 2-1 千葉県広域消防相互応援協定書
(県内全市町村及び一部事務組合、千葉県消防長会、財団法人千葉県消防協会)
- 2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
(千葉県及び県内全市町村)
- 2-3 災害時における相互協力に関する協定書 (印西地区環境整備事業組合)
- 2-4 一般廃棄物処理に係る相互支援協定 (環境整備事業組合と柏市)
- 2-5 一般廃棄物処理に係る相互支援協定 (環境整備事業組合と成田市)
- 2-6 一般廃棄物処理に係る相互支援協定 (環境整備事業組合と船橋市)
- 2-7 浄化槽汚泥及びし尿処理に係る支援協定 (衛生組合と栄町)
- 2-8 原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書 (ひたちなか市)
- 2-9 大規模水害時における相互援助に関する協定書 (栄町)

○関連団体との協定

- 2-10 災害時における応急対策の協力に関する協定書 (印西市建設業災害対策協力会)
- 2-11 災害時応急対策に関する協定書 (印西市造園組合)
- 2-12 東京電機大学千葉ニュータウンキャンパスにおける災害時の相互協力に関する協定書 (学校法人 東京電機大学)
- 2-13 災害時における防災活動協力に関する協定書 (西印旛農業協同組合)
- 2-14 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書 (千葉県土地家屋調査士会)
- 2-15 災害時における畳の供給等に関する協定書
(5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会)
- 2-16 災害応急対策に関する協定書 (印西市建設業組合)
- 2-17 災害時及び感染症発症時における防疫活動に関する協定書
(一般社団法人 日本特殊清掃隊)

○民間事業者との協定

- 2-18 災害時の緊急対策に必要な物資の供給協力及び運営に関する覚書
(三井住友海上火災保険株式会社)
- 2-19 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
(株式会社ジャパンミート)
- 2-20 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
(株式会社ジョイフル本田)
- 2-21 災害時における食糧等の調達供給協力に関する協定書
(株式会社 スウィングベーカリー)

- 2-22 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社アクティオ）
- 2-23 災害時における支援協力に関する協定書
（生活協同組合コープみらい及び生活協同組合連合会コープネット事業連合）
- 2-24 印西市と株式会社千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定
（株式会社千葉ニュータウンセンター）
- 2-25 印西市と株式会社広域高速ネット二九六の連携協力に関する協定
（株式会社広域高速ネット二九六）
- 2-26 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- 2-27 災害時における防災活動協力に関する協定書
（イオンモール株式会社 イオンモール千葉ニュータウン及びイオンリテール株式
会社 イオン千葉ニュータウン店）
- 2-28 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社 カインズ）
- 2-29 災害発生時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定書
（ホテルマークワン株式会社）
- 2-30 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社ベシア）
- 2-31 災害時における物資供給等の協力に関する協定書
（コストコホールセールジャパン株式会社）
- 2-32 災害時における物資の供給協力等に関する協定書
（セブン-イレブン・ジャパン株式会社）
- 2-33 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社 伊藤園）
- 2-34 広告付避難場所等電柱看板に関する協定書
（東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社）
- 2-35 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社 ゼンリン）
- 2-36 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書（セツカートン株式会社）
- 2-37 災害発生時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書
（ちばレインボーバス株式会社）
- 2-38 災害時における無人航空機の支援活動に関する協定書
（株式会社ワイズファクトリー）
- 2-39 災害発生時における緊急物資輸送等の協力に関する協定書
（株式会社東京アクティイ印西センター）
- 2-40 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書
（佐川急便株式会社東関東支店）

※本計画には、災害廃棄物処理に関する協定以外の内容は含まれません。

2. 協定書本文

2-1 千葉県広域消防相互応援協定書

(県内全市町村及び一部事務組合、千葉県消防長会、財団法人千葉県消防協会)

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第21条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、大規模災害、産業災害、その他の災害(以下「災害」という。)の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地(以下「要請側市町村等の長」という。)の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長からの電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長(以下「応援側市町村等の長」という。)は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第24条の4の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年4月1日締結の協定は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 (千葉県及び県内全市町村)

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1 目的

この要領は、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2 定義

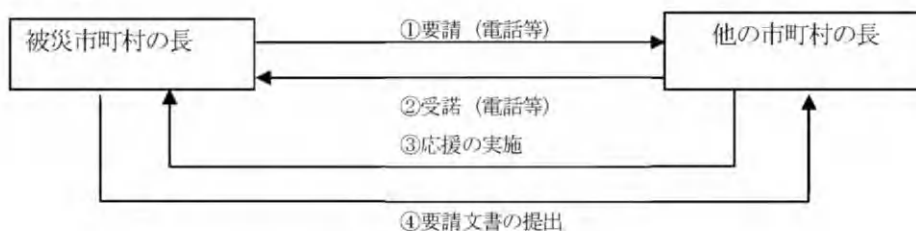
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

(1) 個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領5ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

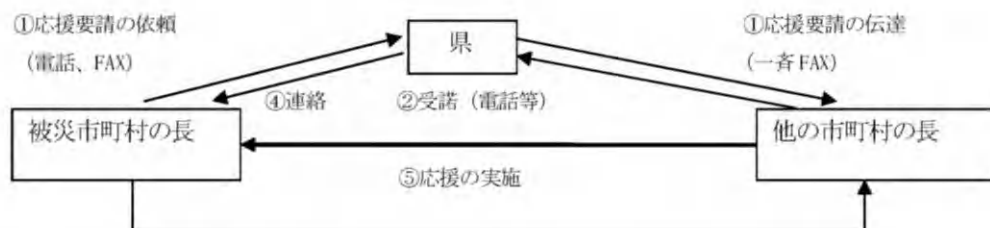
— 応援連絡表の記入例 —
 記入例1・単独—要請（要領8ページ）

- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —
 記入例2・単独—受諾（要領9ページ）

- ③ 応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。
 ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3、要領7ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項、第4条第2項）の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式1、要領5ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —
 記入例3・広域—要請1（要領10ページ）

- ② 応援要請の伝達 県は、ファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

— 応援連絡表の記入例 —
 記入例4・広域—要請2（要領11ページ）

- ③ 受諾の連絡
市町村
↓
県
- 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

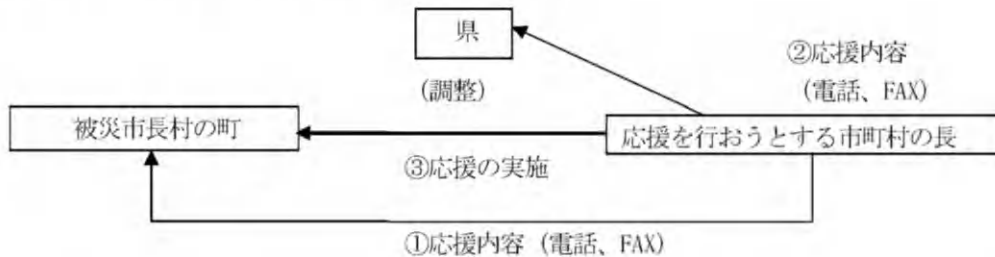
応援連絡表の記入例
記入例5・広域一受諾（要領12ページ）

- ④ 受諾の連絡
県
↓
要請市町村
- 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

- ⑤ 応援の実施
県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。
- ⑥ 要請文書の提出
応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3、要領7ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5 自主応援（協定第5条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 応援内容の連絡
応援市町村
↓
被災市町村
- 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式2、要領6ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例6・自主応援（要領13ページ）

- ② 応援内容の連絡
応援市町村
↓
県
- 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、応援連絡表（様式2）ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

(県による調整) 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

③ 応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

6 情報の交換（協定第8条）

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行うものとする。

(1) 千葉県防災情報システムによる情報交換

ア 「物資管理サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年度中に県が情報を初期入力し、その後は、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努めるものとする。

- a) 食料、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材
- b) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c) 救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

イ 「支援情報サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年中に県が情報を初期入力し、次年度以降は、県の指定する期限までに各市町村において端末入力又は県に文書を提出し情報の更新を行うこととする。

- a) 公共施設情報
病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号
- b) 避難所情報
被災者の一時収容のための施設の名称、場所及び電話番号
- c) ヘリコプター臨時離発着場
救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時離発着場の名称及び住所
- d) 行政職員情報
職員の職種ごとの人数（市町村役場情報）
- e) ボランティア団体情報
ボランティア団体の名称、活動内容、連絡先

(2) その他の方法による情報交換

その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。

2-3 災害時における相互協力に関する協定書（印西地区環境整備事業組合）

印西市（以下「甲」という。）と印西地区環境整備事業組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動及び災害復旧活動などの災害対策を迅速に推進するため、災害発生時及び平常時の協力体制の確保に関し、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合において、市民、在勤者、在学者等の安全を図るために執る甲及び乙の協力体制について定めるとともに、平常時から災害時応急対策活動が円滑に実施できる協力体制を整備することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、協力を要請するときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（別記様式）をもって、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法をもって要請し、事後、協力要請書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び協力要請する理由

(2) その他必要とする事項

（協力）

第3条 乙は、前条に規定する協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力内容は、次のとおりとする。

(1) 災害時における市指定避難場所としての指定

(2) 災害時における市指定避難場所の開設

(3) 災害時の情報の共有

(4) 防災訓練等の実施協力

(5) 防災啓発に関する協力

(6) その他の協力要請事項

（費用負担）

第5条 前条に規定する相互協力に要する費用の負担は、甲乙協議して定める。

（実施細目）

第6条 災害時における施設の利用の実施については、この協定に定めるもののほか、別に定める。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（期間等）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2-4 一般廃棄物処理に係る相互支援協定（環境整備事業組合と柏市）

柏市（以下「甲」という。）と印西地区環境整備事業組合（以下「乙」という。）とは、一般廃棄物の処理に係る相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との一般廃棄物の焼却処理において有機的な連携を図ることにより、一般廃棄物処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（利用できる一般廃棄物処理施設）

第2条 前条の規定に基づき利用できる相互の一般廃棄物処理施設は次のとおりとする。

- ① 甲の利用できる一般廃棄物処理施設は、乙の保有する一般廃棄物処理施設とする。
- ② 乙の利用できる一般廃棄物処理施設は、甲の保有する一般廃棄物処理施設とする。

（支援に必要な事態の適用）

第3条 一般廃棄物処理施設の定期点検整備及び改修工事、または、予測できない緊急事態等の支援を必要とする事態に適用するものとする。

（相互の処理する廃棄物の量）

第4条 一般廃棄物処理施設で受け入れる一般廃棄物の量は、双方の諸事情を鑑み、甲乙協議の上決定するものとする。

（搬入期間及び時間）

第5条 一般廃棄物処理施設へ一般廃棄物を搬入することができる期間及び時間は、甲乙協議の上決定するものとする。

（搬入経路）

第6条 一般廃棄物処理施設への搬入経路は甲乙協議の上、決定するものとする。

（一般廃棄物の種類）

第7条 支援を与える側は、支援を受ける側の独自の分別収集実態を充分尊重し、支援を受ける側が日常可燃ごみとして指定しているごみを受け入れるものとする。

（計量）

第8条 搬入した一般廃棄物の計量は、受入れ施設において行うものとする。

（車両等の報告）

第9条 搬入に使用する車両については、車両番号及び従事者名を事前に相手側に報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 支援の実施に要する費用は、支援を受ける側の負担とする。

2 前項の費用は、原価を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(灰の処理)

第 11 条 灰の処理は原則として、一般廃棄物を受け入れる側で処分するものとする。

なお、一般廃棄物を受け入れる側の諸事情その他で、これができない場合は、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

(支払)

第 12 条 支援を与える側は、月ごとに搬入が完了したときは、その翌月の始めに速やかに支援を受ける側に報告するものとし、支援を与える側が月ごとに請求する金額(ごみ処理委託料の額)を当該請求書の発行日から 30 日以内に指定された金融機関に納入するものとする。

(支援協定実施の手続き)

第 13 条 支援協定実施の手続きは、次のとおりとする。

- ① 別紙 1 により支援を受ける側が「ごみ処理支援依頼書」を支援を与える側に送付し、次に
- ② 別紙 2 により支援を与える側が「ごみ処理支援回答書」を支援を受ける側に送付し、次に
- ③ 別紙 3 の「ごみ処理支援合意書」により甲乙双方がこれを合意することにより手続きは完了する。

(効力)

第 14 条 この協定書は、平成 12 年 2 月 25 日から効力を発するものとする。

(疑義の決定等)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

この協定成立の証として、甲と乙とは、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 12 年 2 月 25 日

柏市柏五丁目 10 番 1 号

甲 柏市

柏市長 本多 晃

印西市大塚 1 丁目 1 番 1 号

乙 印西地区環境整備事業組合

管理者 海老原 栄

2-5 一般廃棄物処理に係る相互支援協定（環境整備事業組合と成田市）

成田市（以下「甲」という。）と印西地区環境整備事業組合（以下「乙」という。）とは、一般廃棄物の処理に係る相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との一般廃棄物の焼却処理において有機的な連携を図ることにより、一般廃棄物処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（利用できる一般廃棄物処理施設）

第2条 前条の規定に基づき利用できる相互の一般廃棄物処理施設は次のとおりとする。

① 甲の利用できる一般廃棄物処理施設は、乙の保有する一般廃棄物処理施設とする。

② 乙の利用できる一般廃棄物処理施設は、甲の保有する一般廃棄物処理施設とする。

（支援に必要な事態の適用）

第3条 一般廃棄物処理施設の定期点検整備及び改修工事、または、予測できない緊急事態等の支援を必要とする事態に適用するものとする。

（相互の処理する廃棄物の量）

第4条 一般廃棄物処理施設で受け入れる一般廃棄物の量は、双方の諸事情を鑑み、甲乙協議の上決定するものとする。

（搬入期間及び時間）

第5条 一般廃棄物処理施設へ一般廃棄物を搬入することができる期間及び時間は、甲乙協議の上決定するものとする。

（搬入経路）

第6条 一般廃棄物処理施設への搬入経路は甲乙協議の上決定するものとする。

（一般廃棄物の種類）

第7条 支援を与える側は、支援を受ける側の独自の分別収集実態を充分尊重し、原則として、支援を受ける側が日常可燃ごみとして指定しているごみを受け入れるものとする。

（計量）

第8条 搬入した一般廃棄物の計量は、受入れ施設において行うものとする。

（車両等の報告）

第9条 搬入に使用する車両については、車両番号及び従事者名を事前に相手側に報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 支援の実施に要する費用は、支援を受ける側の負担とする。

2 前項の費用は、原価を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(灰の処理)

第 11 条 灰の処理は原則として、一般廃棄物を受け入れる側で行うものとする。なお、一般廃棄物を受け入れる側の諸事情その他で、これができない場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(支払)

第 12 条 支援を与える側は、月ごとに搬入が完了したときは、その翌月の初めに速やかに支援を受ける側に報告するものとし、支援を与える側が月ごとに請求する金額(廃棄物処理手数料の額)を支援を受ける側は当該請求書の発行日から 30 日以内に指定された金融機関に納入するものとする。

(支援協定実施の手続き)

第 13 条 支援協定実施の手続きは、次のとおりとする。

- ① 別紙 1 により支援を受ける側が「ごみ処理支援依頼書」を支援を与える側に送付する。
- ② 別紙 2 により支援を与える側が「ごみ処理支援回答書」を支援を受ける側に送付する。
- ③ 別紙 3 の「ごみ処理支援合意書」により甲乙双方がこれを合意することにより手続きは完了する。

(効力)

第 14 条 この協定書は、協定締結の日から効力を発するものとする。

(疑義の決定等)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定成立の証として、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 13 年 6 月 25 日

成田市花崎町 760 番地

甲 成 田 市

成田市長 小 川 国 彦

印西市大塚 1 丁目 1 番 1 号

乙 印西地区環境整備事業組合

管 理 者 海 老 原 栄

2-6 一般廃棄物処理に係る相互支援協定（環境整備事業組合と船橋市）

船橋市（以下「甲」という。）と印西地区環境整備事業組合（以下「乙」という。）とは、一般廃棄物の処理に係る相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との一般廃棄物の焼却処理において有機的な連携を図ることにより、一般廃棄物処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（利用できる一般廃棄物処理施設）

第2条 前条の規定に基づき利用できる相互の一般廃棄物処理施設は次のとおりとする。

- ① 甲の利用できる一般廃棄物処理施設は、乙の保有する一般廃棄物処理施設とする。
- ② 乙の利用できる一般廃棄物処理施設は、甲の保有する一般廃棄物処理施設とする。

（支援に必要な事態の適用）

第3条 一般廃棄物処理施設の定期点検整備及び改修工事、または、予測できない緊急事態等の支援を必要とする事態に適用するものとする。

（相互の処理する廃棄物の量）

第4条 一般廃棄物処理施設で受け入れる一般廃棄物の量は、双方の諸事情を鑑み、甲乙協議の上決定するものとする。

（搬入期間及び時間）

第5条 一般廃棄物処理施設へ一般廃棄物を搬入することができる期間及び時間は、甲乙協議の上決定するものとする。

（搬入経路）

第6条 一般廃棄物処理施設への搬入経路は甲乙協議の上決定するものとする。

（一般廃棄物の種類）

第7条 支援を与える側は、支援を受ける側の独自の分別収集実態を充分尊重し、原則として、支援を受ける側が日常可燃ごみとして指定しているごみを受け入れるものとする。

（計量）

第8条 搬入した一般廃棄物の計量は、受入れ施設において行うものとする。

（車両等の報告）

第9条 搬入に使用する車両については、車両番号及び従事者名を事前に相手側に報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 支援の実施に要する費用は、支援を受ける側の負担とする。

2 前項の費用は、原価を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(灰の処理)

第 11 条 灰の処理は原則として、一般廃棄物を受け入れる側で行うものとする。なお、一般廃棄物を受け入れる側の諸事情その他で、これができない場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(支払)

第 12 条 支援を与える側は、月ごとに搬入が完了したときは、その翌月の初めに速やかに支援を受ける側に報告するものとし、支援を与える側が月ごとに請求する金額（廃棄物処理手数料の額）を支援を受ける側は当該請求書の発行日から 30 日以内に指定された金融機関に納入するものとする。

(支援協定実施の手続き)

第 13 条 支援協定実施の手続きは、次のとおりとする。

- ① 別紙 1 により支援を受ける側が「ごみ処理支援依頼書」を支援を与える側に送付する。
- ② 別紙 2 により支援を与える側が「ごみ処理支援回答書」を支援を受ける側に送付する。
- ③ 別紙 3 の「ごみ処理支援合意書」により甲乙双方がこれを合意することにより手続きは完了する。

(効力)

第 14 条 この協定書は、協定締結の日から効力を発するものとする。

(疑義の決定等)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定成立の証として、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 12 年 6 月 27 日

船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号

甲 船 橋 市

船橋市長 藤代孝七

印西市大塚 1 丁目 1 番 1 号

乙 印西地区環境整備事業組合

管理者 海老原 栄

2-7 浄化槽汚泥及びし尿処理に係る支援協定（衛生組合と栄町）

印西地区衛生組合（以下「組合」という。）と栄町は、印西地区衛生組合衛生センター（以下「衛生センター」という。）が行っている浄化槽汚泥及びし尿（以下「浄化槽汚泥等」という。）の処理の重要性の視点から、災害、機会の損傷・故障に伴う衛生センター機能停止の際の緊急処理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害又は施設機械の故障等により衛生センターが機能停止に陥った際に、栄町公共下水道終末処理場を利用し、浄化槽汚泥等の適正な処理を滞りなく行うことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請の件）

第2条 本協定により、組合が栄町に支援を要請できる場合は、次のとおりとする。

- （1）地震、台風、落雷等の災害により衛生センターの施設が損傷を受け、浄化槽汚泥等の適正な処理ができなくなったとき
- （2）機械の故障又は著しい機能低下などにより浄化槽汚泥等の適正な処理ができなくなったとき
- （3）施設の改修工事により、浄化槽汚泥等の適正な処理ができなくなったとき
- （4）その他、管理者が必要と認めるとき

（努力義務）

第3条 栄町は、組合管理者から支援要請を受けたときは、浄化槽汚泥等処理につき、可能な限り要請を受けるものとする。

（費用負担）

第4条 支援の実施に要する経費は、原則として組合の負担とする。

2 前項の費用は、処理原価を基準として、組合と栄町で協議し、決定するものとする。

（疑義）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、疑義が生じた場合は、組合と栄町で協議の上、決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年9月1日から効力を有する。
- 2 この協定の締結を証するため、組合と栄町は、本協定書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1部を保管する。

平成17年8月29日

住 所 千葉県印旛郡栄町須賀1997番地の27
氏 名 印西地区衛生組合管理者 川崎 吉則

住 所 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
氏 名 栄町長 川崎 吉則

浄化槽汚泥及びし尿処理に係る支援協定実施要項

1. 費用負担
 - (1) 協定に基づく支援に要する経費は、下水道の処理原価を基準とし、栄町が算定した額とし、すべて印西地区衛生組合の負担とする。
2. 投入場所及び投入時間
 - (1) 浄化槽汚泥等を投入する場所及び投入時間は、栄町の指示に従うものとする。
3. 遵守事項
 - (1) 浄化槽汚泥及びし尿以外のものは投入しない。
 - (2) 栄町公共下水道終末処理場の業務に支障が出たときは、速やかに投入を中止する。
 - (3) 浄化槽汚泥等を投入するときは、印西地区衛生組合職員又は栄町職員が必ず立ち会うものとする。

2-8 原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書 (ひたちなか市)

千葉県成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び神崎町（以下「甲」という。）と茨城県ひたちなか市（以下「乙」という。）は、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における乙の市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時等に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う乙の市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

(県外広域避難の基本的事項)

第2条 原子力災害時等で乙の市民の生命又は身体を災害から保護するため、県外広域避難の必要があると乙が認めたときは、甲は、自らが被災するなど正当な理由がある場合を除き、乙の市民を受け入れるものとする。

2 甲は、その指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を乙の市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙は、できるだけ早期に、甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難に当たっては、乙は、茨城県及び千葉県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

(県外広域避難の受入要請等)

第3条 甲に対する県外広域避難の受入れの要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び千葉県に報告するものとする。

2 前項の要請は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合には、速やかに当該受入れの準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の受入れ状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、当該受入れ期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県、千葉県及び甲と協議して決定する。

(避難退域時検査（スクリーニング）等)

第5条 県外広域避難を行う乙の市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し確保する。

2 必要物資が不足する場合には、乙は、甲に対し、必要物資の一部の貸与又は提供を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙のそれぞれの防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2-9 大規模水害時における相互援助に関する協定書（栄町）

千葉県印西市と千葉県印旛郡栄町（以下「協定市町」という。）は、大規模な水害時の市、町境を越えた避難行動（以下「相互避難」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、利根川沿川区域において大規模な水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）であって、協定市町が各自の住民を避難場所へ誘導することが困難と判断するときにおいて、当該区域に居住する住民の安全な一時避難を図るため、協定市町内の避難場所の利用に係る相互援助を円滑に行う事を目的とする。

（連絡担当課及び連絡調整員）

第2条 協定市町は、相互避難に関する連絡担当課を定めるとともに、当該課に協定市町相互の連絡調整にあたる職員（以下「連絡調整員」という。）を置くものとする。

（情報収集及び伝達）

第3条 連絡担当課は、災害発生時等における住民避難に関し、避難勧告等の発令状況を速やかに、相互に伝達するものとする。

（連絡調整員の派遣）

第4条 協定市町は、必要があると認めるときは、被災した協定市町の災害対策本部に連絡調整員を派遣することができる。

（相互援助）

第5条 協定市町は、協定市町が定める地域防災計画の範囲内において、可能な限り相互に援助活動を行うものとする。

2 相互援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 協定市町内の避難場所の相互利用
- (2) 避難場所の状況や避難者の把握、その他の災害発生時等に必要となる情報の収集及び提供
- (3) 援助物資の調達及び提供
- (4) 前各号に定めるもののほか災害発生時等において援助のため特に必要となる事項

（援助の要請等）

第6条 協定市町は、援助を要請する場合、別紙災害援助要請書により要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で口頭により次の各号に掲げる事項を伝えることで援助を要請することができる。

- (1) 被害状況及び避難勧告等の発令状況
- (2) 援助を要する期間
- (3) その他援助を必要とする事項等

2 協定市町は、前項の要請があったときは、速やかに援助の可否を判断し、回答するものとする。

（援助の経費負担）

第7条 援助に要する次の各号に掲げる経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、それぞれ当該各号に定める協定市町が負担するものとする。

- (1) 連絡調整員の派遣に要する経費 援助を受ける協定市町
- (2) 援助物資の調達その他援助に要する経費 援助を受ける協定市町

(情報交換及び周知)

第8条 協定市町は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うとともに、平時から協定市町相互の避難場所の所在及び利用について周知を図るものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議し定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2-10 災害時における応急対策の協力に関する協定書（印西市建設業災害対策協力会）

印西市（以下「甲」という。）と印西市建設業災害対策協力会（以下「乙」という。）は、印西市地域防災計画に基づき地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の未然防止及び災害が発生した場合の応急対策に関わる業務（以下「災害応急業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲が乙に対して協力を求めるときの基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力要請をすることができるものとする。

2 甲が、前項の規定により乙に対し協力要請をするときは、電話等により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り災害応急業務に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

2 乙は、災害応急業務が速やかに実施できるよう、協力体制を整備しておくものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が災害応急業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（被害に対する措置）

第5条 災害応急業務の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙が協議して、その処置解決に当たるものとする。

（損害補償）

第6条 第2条の規定により、災害応急業務の要請をし災害応急業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者が、疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又は障害の状態となった場合のその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、甲が千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に準じて損害補償を行うものとする。

（疑義等）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（細目）

第8条 この協定に基づく災害応急業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（期間等）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

2-11 災害時応急対策に関する協定書（印西市造園組合）

（目的）

第1条 この協定は、印西市地域防災計画に基づき印西市に地震・風水害その他による災害が発生するおそれのある場合の未然防止及び災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、印西市（以下「甲」という。）と印西市造園組合（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期回復を図るための、防疫、倒木撤去、災害廃棄物除去活動等の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めるときは、乙に協力要請をすることができるものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、災害応急業務に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

2 乙は、災害応急業務が速やかに実施できるよう、協力体制を整備しておくものとする。

（出動要請）

第4条 甲は乙に対し第2条の協力要請は、電話等により要請するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、乙が災害応急業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が災害応急業務終了後に提出する災害応急業務完了報告書（別記様式1）に基づき災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第6条 甲は、災害時において、市民に対し防疫及び倒木関係等の現況の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域被害に関する情報交換を行うものとする。

（被害に対する措置）

第7条 災害応急業務の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙とが協議して、その解決に当たるものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日30日前までに、甲乙いずれから、なんら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年9月14日

甲 千葉県印西市大森2364-2
印西市
印西市長

乙 千葉県印西市大森333-2
印西市造園組合
組 合 長

2-12 東京電機大学千葉ニュータウンキャンパスにおける災害時の相互協力に関する協定書（学校法人 東京電機大学）

印西市（以下「甲」という。）と学校法人東京電機大学（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動及び災害復旧活動などの災害対策を迅速に推進するため、災害発生時及び平常時の千葉ニュータウンキャンパスにおける協力体制の確保に関し、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合において、市民、在勤者、在学者等の安全を図るために執る甲及び乙の協力体制について定めるとともに、平常時から災害時応急対策活動が円滑に実施できる協力体制を整備することを目的とする。

（協力要請）

第2条 前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定めている甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 前条に規定する協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における市広域避難場所としての指定
- (2) 災害時における市広域避難場所の開設
- (3) 災害応急対策活動拠点の開設
- (4) 帰宅困難者の支援
- (5) 災害時の情報の共有
- (6) 防災訓練等の実施協力
- (7) 防災啓発に関する協力
- (8) その他の協力要請事項

（費用負担）

第5条 前条に規定する相互協用に要する費用の負担は、甲乙協議して定める。

（実施細目）

第6条 災害時における施設の利用の実施については、この協定に定めるもののほか、別に定める。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うこととする。

（期間等）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2-13 災害時における防災活動協力に関する協定書（西印旛農業協同組合）

印西市（以下「甲」という。）と西印旛農業協同組合（以下「乙」という。）は、印西市において地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に際し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るために、甲が乙に対し、防災活動協力の要請を行うことに関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力事項の内容）

第2条 甲が、乙に対し、要請を行う協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応急生活物資等の供給（以下「物資の供給等」という。）
- (2) 前号の物資の供給等に際し、必要な運搬
- (3) 援助物資等の荷さばき場所としての施設の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（要請手続等）

第3条 甲は、乙に対し、協力要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、連絡責任者を通じ防災活動協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに防災活動協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事項
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる協力を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第3号に掲げる協力を要請する場合にあつては、施設等の名称
- (4) 協力を要請する期間
- (5) 前各号に定めのない事項については、甲、乙の協議により協力を要請するものとする。

2 連絡責任者は、甲において印西市災害対策本部事務局長、乙においては参事とする。

3 甲、乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的の達成に対し支障をきたすことのないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（業務の協力実施）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、乙が加盟する全国農業協同組合連合会と連携し応急生活物資の供給及び運搬について、相互協力して行うものとする。

（要請に対する迅速な協力）

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けた場合、甲に対し可能なかぎり迅速に協力するものとする。

（運搬車両の取扱い）

第6条 甲は、乙が第2条第2号に掲げる運搬を行うときは、当該運搬に用いる車両が緊急車両扱いとなるよう申請その他必要な手続を行うものとする。

（業務報告）

第7条 乙は、輸送業務終了後速やかに輸送業務内容を「防災活動協力報告書（第2号様式）」により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第3条の規定により乙が供給した応急生活物資等の対価及び運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙が応急生活物資等の供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格をもって算出した額とする。

(費用の請求及び支払)

第9条 乙は輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第10条 第2条第2号の規定に基づく輸送業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第11条 甲は、乙及び乙の委託業者の従事した者が、その輸送業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、千葉県条例「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年千葉県条例第39号)の基準に準じて補償を行うものとする。ただし、損害補償を受けべき者が他の法令(条例を含む)による療養その他の給付若しくは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第3者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(情報の交換)

第12条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲、乙のいずれからも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-14 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

印西市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前ま

でに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（印西市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

2-15 災害時における畳の供給等に関する協定書

(5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会)

印西市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、印西市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）における避難所等に設置する畳の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、甲の市域で災害等が発生し、避難所等に畳を設置する必要があると認めるときには、乙に対して、畳の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、防災活動協力要請書（別記様式1）により要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がない場合は、口頭により要請を行うことができる。

3 前項ただし書の規定による場合は、要請後、速やかに防災活動協力要請書を提出するものとする。

(提供の実施)

第2条 乙は前条の規定により甲の要請を受けたときには、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

(1) 乙は、避難所までの畳の輸送を行うこととするが、災害状況により困難な場合は、甲乙協議のうえ甲が輸送体制の整備を行う。

(2) 甲は、利用後の畳の処分を行う。

3 乙は、前項の作業を完了したときは、速やかに物資供給報告書（別記様式2）により、その状況を報告するものとする。ただし、文書で報告する暇がない場合は、口頭で報告し、その後、物資供給報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第3条 乙が甲に供給する畳及び運搬に関する費用は無償とし、その他の供給に当たり生じる費用は、甲、乙協議の上、決定するものとする。供給された畳の処分費は、原則として甲の負担によるものとする。

(情報交換)

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、情報交換を行い、平素から災害に備えるとともに、本協定に関わる災害時緊急連絡先（別記様式3）を取り交わすこととする。

(訓練への参加)

第5条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、第1条に基づき、乙が物資を運搬及び供給する際の車両の通行を支援するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間等)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれも協定解除の意思表示をしない場合は、さらに1年間延長されるものとし、それ以後についても同様とする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2-16 災害応急対策に関する協定書（印西市建設業組合）

印西市（以下「甲」という。）と印西市建設業組合（以下「乙」という。）は、印西市地域防災計画に基づき地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の未然防止及び災害が発生した場合の応急対策に関わる業務（以下「災害応急業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共施設の機能確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲が乙に対して協力を求めるときの基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力要請をすることができるものとする。

2 甲が、前項の規定により乙に対し協力要請をするときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り災害応急業務に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

2 乙は、災害応急業務が速やかに実施できるよう、協力体制を整備しておくものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が災害応急業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（被害に対する措置）

第5条 災害応急業務の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙が協議して、その処置解決に当たるものとする。

（損害補償）

第6条 第2条の規定により、災害応急業務を要請し、災害応急業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者が、疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又は障害の状態となった場合のその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、甲が千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に準じて損害補償を行うものとする。

（疑義等）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（細目）

第8条 この協定に基づく災害応急業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（期間等）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

2-17 災害時及び感染症発症時における防疫活動に関する協定書

(一般社団法人 日本特殊清掃隊)

印西市（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本特殊清掃隊（以下「乙」という。）とは、印西市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生又は様々な感染症が発生、拡散した際に、甲からの要請を受けて速やかに防疫活動を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う防疫活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、必要が生じた場合は、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- (1) 水害時における防疫活動
- (2) ネズミ・衛生害虫駆除活動
- (3) 感染症発生時の消毒活動、感染予防方法等についての指導
- (4) 前各号の役務の提供に必要な薬剤等をはじめとする物品の調達
- (5) その他、必要とする事項

(要請方法)

第3条 甲は、前条に規定する要請をするときは、防疫活動要請書（別紙第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、急を要する等で書面での連絡が困難な場合は、電話、メール等で要請し、その後速やかに要望書を提出するものとする。

(協力方法)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第2条に規定する業務を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、防疫活動実施報告書（別紙第2号様式）を業務が終了した日から10日以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を期日内に提出することが困難な場合は、電話やメール等で報告し、後日、報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙が行った第2条に規定する業務に要した費用を負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

- 2 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請業務の範囲を超える業務を行った場合は、その費用は、乙が当該要請を行った所有者等に請求するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第2条に規定する業務を行う場合において知り得た情報を、甲の許可なく、甲以外の者に漏洩してはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に変更又は疑義があるときは、その都度、甲、乙協議を行うこととし、必要な場合は協定の再締結を行う。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2-18 災害時の緊急対策に必要な物資の供給協力及び運営に関する覚書 (三井住友海上火災保険株式会社)

印西市(以下「甲」という)と三井住友海上火災保険(株)(以下「乙」という。)は、乙が千葉ニュータウンに施設建設をする際、地元公開施設として設置した防災備蓄倉庫の供給協力及び運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資の供給協力を受ける必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(協力物資の範囲)

第2条 甲が、乙に供給協力を要請する物資は、乙において無償供給した物品とし、その物品明細は第8条に規定する報告書に掲げる物資とする。

(協力要請の方法)

第3条 第1条の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等で要請し、その後、すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 供給を必要とする物資の数量
- (3) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第4条 第1条の要請に関する連絡の円滑を図るため、甲においては印西市災害対策本部事務局長、乙については三井住友海上火災保険(株)総務部危機管理チーム長をそれぞれ連絡責任者とする。

(協力要請に基づく措置)

第5条 第1条の要請をしたとき甲は身分証明書を提示し、乙の指示により物資の供給協力を実施するものとする。

(物資の補充)

第6条 搬出した物資のうち補充が必要な物資は、乙が乙の負担において一定期間内(災害終了後半年程度)に、供給協力前の数量まで補充するものとする。

(物資の管理)

第7条 乙は、数量確認、期限切れの物資の入れ替え等、日常の管理を行い、その費用は、乙の負担とする。

2 甲は身分証明書を提示し、乙の指示により物資の点検のため、入館することが出来る。

(保有数量の報告)

第8条 乙は、この覚書の締結の日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量を「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この覚書の実施に関し、必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(期間)

第10条 この覚書は、契約締結の日から有効とし、その効力は甲乙協議のうえ定めをする場合を除き、持続するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-19 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (株式会社ジャパンミート)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンミート（以下「乙」という。）は、印西市における地震・風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に際し、相互に協力して災害時に市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給等の協力に関する事項について協力を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(物資供給の協力要請)

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要とするときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（様式1）をもって、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援要請をする事由
- (2) 応援を必要とする物資及び数量、場所
- (3) その他必要とする事項

(要請に対する協力)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときには、やむを得ない事由のないかぎり物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(物資の種類)

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資の種類は、乙が取り扱っている物資（別紙1）のうち、甲が緊急に必要とするものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有物資の優先供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格とする。

(連絡体制等)

第7条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたすことのないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲及び乙のいずれかも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-20 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (株式会社ジョイフル本田)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ジョイフル本田（以下「乙」という。）は、印西市における地震・風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に際し、相互に協力して災害時に市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給等の協力に関する事項について協力を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(物資供給の協力要請)

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要とするときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（様式1）をもって、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援要請をする事由
- (2) 応援を必要とする物資及び数量、場所
- (3) その他必要とする事項

(要請に対する協力)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときには、やむを得ない事由のないかぎり物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(物資の種類)

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資の種類は、乙が取り扱っている物資（別紙1）のうち、甲が緊急に必要とするものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

2 甲の要請に基づき乙が物資等の運搬を行うときは、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

(費用)

第6条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有物資の優先供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格とする。

(連絡体制等)

第7条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたすことのないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲及び乙のいずれかも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-21 災害時における食糧等の調達供給協力に関する協定書 (株式会社 スウィングベーカリー)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社スウィングベーカリー（以下「乙」という。）は、印西市において地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に際し、食糧等の調達供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力事項の内容）

第2条 甲が、乙に対し、要請を行う協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙が所有する食糧等の供給
- (2) 前号の食糧等の供給に際し、必要な運搬
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、協力要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡責任者を通じ防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事項
- (2) 前条第1号に掲げる協力を要請する場合にあっては、供給を必要とする食糧等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前各号に定めのない事項については、甲、乙の協議により協力を要請するものとする。

（要請に対する優先的な協力）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し可能なかぎり優先的に協力するものとする。

（運搬車両の取扱い）

第5条 甲は、乙が第2条第2号に掲げる運搬を行うときは、当該運搬に用いる車両が緊急車両扱いとなるよう申請その他必要な手続きを行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した食糧等の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙が優先供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲において印西市災害対策本部事務局長、乙においては株式会社スウィングベーカリー工場長とする。

（連絡体制等）

第8条 甲、乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、この協定の目的の達成に対し支障をきたすことのないよう常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲、乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-22 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社アクティオ）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、印西市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は武力攻撃事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙がレンタル用として保有する機材（以下「保有機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の内容）

第2条 甲が、乙に対し、要請を行う提供の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有機材の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（提供事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時における提供については、原則として甲が印西市災害対策本部、印西市国民保護対策本部又は印西市緊急処理事態対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（提供の要請）

第4条 甲は、乙に対し、提供要請を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにして、災害時保有機材提供要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (2) 第2条第1号に掲げる提供の要請をする場合は、提供を必要とする保有機材の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前各号に定めのない事項については、甲、乙の協議により提供を要請するものとする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引き渡し場所に職員を配置し、保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（要請に対する優先的な提供）

第6条 乙は、第4条の規定により要請を受けた場合は、甲に対し可能な限り優先的に提供するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとする。この場合における当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲において印西市防災担当課長又は印西市緊急処理事態対策本部事務局長、乙においては株式会社アクティオ印西営業所長とする。

（連絡体制等）

第9条 甲及び乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、この協定の目的の達成に対し支

障をきたすことが無いよう常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも異議申立てがない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2-23 災害時における支援協力に関する協定書

(生活協同組合コープみらい及び生活協同組合連合会コープネット事業連合)

(趣旨)

第1条 この協定は、印西市内に地震・風水害・その他による災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に印西市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）及び生活協同組合連合会コープネット事業連合（以下「丙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙及び丙に対し乙及び丙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙及び丙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第4条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙及び丙が加盟する日本生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）と連携し応急生活物資の供給業務及び輸送業務を相互協力して行うものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が、乙及び丙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙及び丙は、連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙及び丙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（第1号様式）」により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては印西市災害対策本部事務局長とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局長とし、その連絡がとれない場合は、乙の印西白井地域センター長、丙にあつてはコープネット冷凍物流センター長とする。

3 乙及び丙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初、甲に提出するものとし、異動・変更等があったときは、その都度、通知するものとする。

4 甲と乙及び丙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙及び丙は、災害時に乙及び丙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、乙及び丙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制等の情報等を提供するとともに、市民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

(輸送)

第9条 輸送業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙、丙及び連合会が使用する車両を用いて乙及び丙が行うものとする。

2 甲は、乙及び丙が実施する運搬業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において乙及び丙が輸送した応急生活物資を、品目及び数量を確認のうえ受取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙及び丙は、輸送業務終了後速やかに輸送業務内容を「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書(第2号様式)」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第4条及び第9条の規定により乙及び丙は供給した物資の対価及び乙及び丙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に乙及び丙の組合員に供給した物資の価格を参考に甲と乙及び丙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙及び丙は輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第14条 第4条及び第9条の規定に基づく輸送業務により生じた損害は、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第15条 甲は、乙、丙及び丙の委託業者の従事した者が、その輸送業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、千葉県条例「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年千葉県条例第39号)の基準に準じて補償を行うものとする。

ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む)による療養その他の給付若しくは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第3者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(協定の有効期限)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年3月31日までとする。ただし、期限の満了する30日前までに甲、乙又は丙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2-24 印西市と株式会社千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定 (株式会社千葉ニュータウンセンター)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社千葉ニュータウンセンター（以下「乙」という。）は、地域コミュニティの充実と活性化を図るとともに市民の安心安全に寄与するため、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の連携協力の内容を定め、平常時及び緊急時において効果的かつ的確な情報提供を市民へ行なうことに努め、もって市民の生活及び安全に寄与することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携協力をするものとする。

- 1) 甲は、行政情報、市民の生活、安全等に関わる情報等（以下「地域情報」という。）を広く市民に発信するため、必要に応じて乙に対し情報提供を行なう。
- 2) 乙は、乙の運営するケーブルテレビにおいて、甲から提供される地域情報についてコミュニティチャンネル等を活用し、市民に向けて放送を行なう。
- 3) 甲は、大規模災害発生時等の緊急時において、乙に対し災害情報、避難情報等の情報提供を行なう。乙はその情報を市民へ迅速に伝達するとともに、甲と連携の上、被害状況等の情報収集に努め、甲に対し可能な限り協力する。
- 4) 甲が緊急であると判断した地域情報の放送に関しては、甲の要請に基づき乙の判断によりコミュニティチャンネルの通常の放送を中断して放送を実施し、テロップによる即時対応を実施する等可能な限り協力する。
- 5) 甲は、市民への情報提供等を目的とした番組又はDVD等の制作及び放送について、必要に応じて乙に対し依頼できるものとし、乙は可能なかぎり協力するものとする。なお、内容、費用の負担等については甲乙協議の上決定する。
- 6) 乙は、市民生活の安全安心に係る各種活動の実施について積極的に協力する。

（具体的内容の決定）

第3条 前条に定める各事項に係る甲及び乙の連携協力の内容に関し、具体的な内容、手法等については甲乙間にて協議の上、別途定めることとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示が無い場合は、同一の内容で期間満了の日の翌日からさらに1年間この協定を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2-25 印西市と株式会社広域高速ネット二九六の連携協力に関する協定 (株式会社広域高速ネット二九六)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社広域高速ネット二九六（以下「乙」という。）は、地域コミュニティの充実と活性化を図るとともに市民の安心安全に寄与するため、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の連携協力の内容を定め、平常時及び緊急時において効果的かつ的確な情報提供を市民へ行なうことに努め、もって市民の生活及び安全に寄与することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携協力をするものとする。

- 1) 甲は、行政情報、市民の生活、安全等に関わる情報等（以下「地域情報」という。）を広く市民に発信するため、必要に応じて乙に対し情報提供を行なう。
- 2) 乙は、乙の運営するケーブルテレビにおいて、甲から提供される地域情報についてコミュニティチャンネル等を活用し、市民に向けて放送を行なう。
- 3) 甲は、大規模災害発生時等の緊急時において、乙に対し災害情報、避難情報等の情報提供を行なう。乙はその情報を市民へ迅速に伝達するとともに、甲と連携の上、被害状況等の情報収集に努め、甲に対し可能な限り協力する。
- 4) 甲が緊急であると判断した地域情報の放送に関しては、甲の要請に基づき乙の判断によりコミュニティチャンネルの通常の放送を中断して放送を実施し、テロップによる即時対応を実施する等可能な限り協力する。
- 5) 甲は、市民への情報提供等を目的とした番組又はDVD等の制作及び放送について、必要に応じて乙に対し依頼できるものとし、乙は可能なかぎり協力するものとする。なお、内容、費用の負担等については甲乙協議の上決定する。
- 6) 乙は、市民生活の安全安心に係る各種活動の実施について積極的に協力する。

（具体的内容の決定）

第3条 前条に定める各事項に係る甲及び乙の連携協力の内容に関し、具体的な内容、手法等については甲乙間にて協議の上、別途定めることとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示が無い場合は、同一の内容で期間満了の日の翌日からさらに1年間この協定を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2-26 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

千葉県印西市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、千葉県印西市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、千葉県印西市が千葉県印西市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ千葉県印西市の行政機能の低下を軽減させるため、千葉県印西市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) ヤフーが、千葉県印西市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、千葉県印西市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 千葉県印西市が、千葉県印西市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 千葉県印西市が、千葉県印西市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 千葉県印西市が、災害発生時の千葉県印西市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに千葉県印西市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 千葉県印西市が、千葉県印西市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーが、Yahoo!ブログ上の千葉県印西市の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、千葉県印西市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。

3. 千葉県印西市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、千葉県印西市およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 千葉県印西市による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく千葉県印西市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費 その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、千葉県印西市から提供を受ける情報について、千葉県印西市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、千葉県印西市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、千葉県印西市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、千葉県印西市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2-27 災害時における防災活動協力に関する協定書

(イオンモール株式会社 イオンモール千葉ニュータウン及びイオンリテール株式会社 イオン千葉ニュータウン店)

印西市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社イオンモール千葉ニュータウン（以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社イオン千葉ニュータウン店（以下「丙」という。）は、印西市において地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に際し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るために、甲が乙及び丙に対し、防災活動協力の要請を行うことに関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(協力事項の内容)

第2条 甲が、乙及び丙に対し、要請を行う協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 丙に対しては、食糧、飲料水及び応急生活物資等の供給（以下「物資の供給等」という。）
- (2) 乙及び丙に対しては、前号の物資の供給等に際し、必要な運搬
- (3) 乙及び丙に対しては、被災者の一時受入れに必要な施設の提供
- (4) 乙及び丙に対しては、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害情報の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(協力要請の手続き)

第3条 甲は、乙及び丙に対し、協力要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡責任者を通じ防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事項
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる協力を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第3号に掲げる協力を要請する場合にあつては、施設等の名称
- (4) 協力を要請する期間
- (5) 前各号に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議により協力を要請するものとする。

(要請に対する優先的な協力)

第4条 乙及び丙は、前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し可能なかぎり優先的に協力するものとする。

(運搬車両の取扱い)

第5条 甲は、丙が第2条第2号に掲げる運搬を行うときは、当該運搬に用いる車両が緊急車両扱いとなるよう申請その他必要な手続きを行うものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の規定により丙が供給した食糧、飲料水及び応急生活物資等の対価及び丙が行った運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、丙が食糧、飲料水及び応急生活物資等の優先供給終了後、丙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格をもって算出した額とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲において印西市災害対策本部事務局長、乙においてはイオンモール株式会社イオンモール千葉ニュータウンオペレーションマネージャー、丙においてはイオンリテール株式会社イオン千葉ニュータウン店人事総務課長とする。

(連絡体制等)

第8条 甲、乙及び丙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的の達成に対し支障をきたすことのないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-28 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社 カインズ）

印西市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「防災活動協力要請書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「防災活動協力要請書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「災害時緊急連絡先」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2-29 災害発生時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定書 (ホテルマークワン株式会社)

印西市（以下「甲」という。）は、ホテルマークワン株式会社（以下「乙」という。）との間において、大規模災害により公共交通機関の途絶などの事由で、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の受入れ等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害に起因して、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れ協力の決定)

第2条 本協定において、乙が帰宅困難者を受入れるに当たっては、乙に受入れ可能な条件が整っていることを前提として、受入れの可否、受入れの人数及び協力内容については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

(協力内容)

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について、協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時受入れ場所として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が保有する飲料水、食料及び毛布等を可能な範囲で提供又は貸出しすること。
- (4) 帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- (5) 帰宅困難者に対し、乙は知り得る限りで公共交通機関の運行情報等を提供すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

2 前項第1号の規定による帰宅困難者の受入れの期間は、最長3日間程度とする。

(要請方法)

第4条 甲は、乙に対する要請について、災害の状況及び協力を要請する事由、現場責任者及びその他必要事項等を記載した協力要請書（別記様式1）を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請書（別記様式1）の提出があったときは、帰宅困難者一時受入れ回答書（別記様式2）により回答するものとする。

3 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要するときは、口頭により乙に要請を行うことができる。ただし、後日速やかに協力要請書（別記様式1）を提出するものとする。

(帰宅困難者の退去)

第5条 甲は、前条の規定による帰宅困難者の受入れが終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し、帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を考慮するものとし、適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担等)

第6条 第3条第1項第3号の規定による協力を要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第3項の規定により定める額とする。

3 甲が補填する費用について、前二項により難しいときは、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第7条 第3条第1項各号に掲げる協力に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、甲が補償するものとする。

2 乙が第3条第1項各号の協力を行うときに、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、第3条第2項に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第3条第1項各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を甲以外の者に漏らしてはならない。また、要請期間が満了した場合も同様とする。

(平常時からの備え)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から災害への備えに万全を期すとともに、甲が行う防災訓練等に協力する。

2 甲及び乙は、本協定に関わる災害時緊急連絡先（別記様式3）を取り交わすこととする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙のいずれからでも何らかの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2-30 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社ベイシア）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ベイシア（以下「乙」という。）は、印西市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して、被災住民等を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を必要とするときには、乙に対し、物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、甲が要請した時点において乙が調達可能な物資とする。

- （1） 食料品、飲料品、衣料品、日用生活品等の物資
- （2） 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続）

第4条 第2条の要請は、物資発注書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後速やかに物資発注書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかに物資供給報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して引き取るものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合、乙は、必要に応じ甲に対し、運搬の協力を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する物資供給報告書等に基づき、災害発生時直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 物資の対価及び運搬等に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定に関する責任者連絡先等を協定締結後、速やかに災害時緊急連絡先(第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、報告した内容に変更が生じたときも同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(履行義務の免除)

第11条 乙が被災した場合には、甲乙協議の上、被災の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2-31 災害時における物資供給等の協力に関する協定書 (コストコホールセールジャパン株式会社)

印西市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、千葉ニュータウン倉庫店における災害救助に必要な食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、印西市内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- （1）災害により供給能力が低減した場合
- （2）災害により他の優先義務が発生した場合
- （3）乙が被災した場合
- （4）乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

（要請手続き）

第5条 甲は、物資発注書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとし、乙から請求があった場合には、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 前項に規定する費用等は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する物資供給報告書（第2号様式）に基づき、甲、乙協議の上、災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都

度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2-32 災害時における物資の供給協力等に関する協定書 (セブン-イレブン・ジャパン株式会社)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とする時は、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

（1）食料品

（2）飲料品

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「防災活動協力要請書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後「防災活動協力要請書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「災害時緊急連絡先」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第10条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して、乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は、早期営業再開を要請することが出来る。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2-33 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社 伊藤園）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、印西市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、飲料水提供について要請し、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

3 乙は、第1項に規定する協力要請を受けた場合は、協力の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、特別な事情により、協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請方法）

第2条 甲は、前条第1項の規定による要請を、協力要請書（別記様式1）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。ただし、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、飲料水提供に係わる費用を負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（運搬）

第4条 飲料水提供のための運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。この場合において乙は、必要に応じ、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引き渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲は、この求めに応じるものとする。

（有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間の満了する日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも協定解除の申し入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。また、本協定に関する連絡先等を災害時緊急連絡先（別記様式2）により相手方に報告するものとし、報告した内容に変更が生じたときも同様とする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2-34 広告付避難場所等電柱看板に関する協定書 (東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社)

印西市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、印西市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、印西市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板(巻広告)に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

2-35 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社 ゼンリン)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が警戒体制及び災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、印西市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、印西市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途

定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了した時は、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2-36 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書 (セッツカートン株式会社)

印西市（以下「甲」という。）と、セッツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、印西市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受託等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別記第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び供給に係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

（物資の種類）

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう協力を努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先(別記第3号様式)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-37 災害発生時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書 (ちばレインボーバス株式会社)

印西市（以下「甲」という。）と、ちばレインボーバス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、緊急輸送に関する体制を確保することにより、安全な避難体制を整備し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（輸送対象）

第2条 乙のバス車両による緊急輸送の対象は、被災者等の避難輸送及び甲の救助計画に従事する職員等の移送とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条の目的により乙に対して緊急輸送の協力を要請することができる。

（要請の受諾）

第4条 乙は、前条に規定する協力要請があったときは、社員の安全、道路状況、路線旅客状況、鉄道等の旅客状況を鑑みたくえで、配車及び安全運転の確保が可能と判断した場合に、受諾するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲は、第3条に規定する協力を要請する場合は、緊急輸送協力要請書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定に基づき、緊急輸送が可能であると判断した場合において、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

（災害時の情報提供）

第6条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第7条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙から要請があったときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

（業務報告）

第8条 乙は、第5条第2項に規定する緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書により甲へ報告するものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は、第5条第2項の規定により乙が実施した緊急輸送に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないよう、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-38 災害時における無人航空機の支援活動に関する協定書 (株式会社ワイズファクトリー)

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ワイズファクトリー（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における無人航空機の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）による支援活動について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に対し前条の要請により行う支援活動は、以下のとおりとする。

- （1）災害対応に必要な映像、画像等の撮影に関すること
- （2）取得した情報を基にした災害地図作成等の作成協力に関すること
- （3）その他、甲と乙の協議の上、決定した事項

（要請手続等）

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、安全の確保に十分配慮したうえで、その要請事項を実施するための必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応じるものとする。

3 乙は第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（活動実施の判断）

第5条 乙は前条第2項に基づき支援活動の要請を受けた場合であっても、現地においてその支援活動を実施することが危険又は困難であると判断した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第6条 甲及び乙は、無人航空機における支援活動を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（活動報告）

第7条 乙は、第3条に規定する支援活動を実施したときは、当該業務の終了後速やかに支援活動報告書（第2号様式）に撮影した映像の記録媒体及び作成した災害地図を添えて、甲へ報告するものとする。

（映像等の所有権等）

第8条 本協定に基づく支援活動による映像、画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

2 甲は、支援活動において取得した映像及び画像について、市の防災事業に役立てるほか、報道機関等から要請を受けたときは、これを提供することができる。

(費用の負担)

第9条 甲は、第4条第2項に規定により乙が実施した協力活動に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

(災害補償)

第10条 支援活動の実施に伴い、乙の構成員等が負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。

2 支援活動の実施に伴い、乙の過失により第三者に与えた損害については、乙が補償する。

3 支援活動の実施に伴い、乙の責に帰することができない原因により、第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、その処置については甲乙で協議して対処するものとする。

4 乙は、支援活動の実施に当たり、必要な保険（損害補償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

(連絡体制)

第11条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないように、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、支援活動上知り得た甲の業務上の秘密又は第三者の秘密を外部に漏らしてはならない。支援活動の終了後も、また同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-39 災害発生時における緊急物資輸送等の協力に関する協定書 (株式会社東京アクティイ印西センター)

印西市（以下「甲」という。）と、株式会社東京アクティイ印西センター（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、緊急的な災害備蓄品及び救援物資の輸送並びに甲の管理する救援物資の集配拠点の運営協力（以下「緊急物資輸送等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、被災者に対して物資の安定供給を行う体制を確保することにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に協力の必要が生じた場合は、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が管理する救援物資の集配拠点から避難所等への配送
- (3) 甲が管理する集配拠点における入庫から出庫までの運営協力
- (4) 甲が管理する集配拠点の運営に関する助言・指導
- (5) その他、甲乙協議の上、決定した事項

（要請手続等）

第3条 甲は、前条に規定する協力を要請する場合は、緊急物資輸送等協力要請書（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（要請の受諾）

第4条 乙は、前条に規定する協力要請があったときは、社員の安全及び道路状況を鑑みたくて、配車及び安全運転の確保が可能と判断した場合に、受諾するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、緊急物資輸送等が可能であると判断した場合において、その要請事項を実施するため、作業員、資機材等の手配を可能な限り行うものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、緊急物資輸送等を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、第2条に規定する緊急物資輸送等を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急物資輸送等実施報告書（別紙第2号様式）に次の事項の書類を添付して甲へ報告するものとする。

- (1) 従事日及び従事した者が確認できる書類
- (2) 使用した車両及び走行距離が確認できる書類
- (3) 使用した資機材等が確認できる書類
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 甲は、第2条の規定により乙が実施した緊急輸送に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、緊急物資輸送等に際し事故が発生したとき又は故障その他の理由により中断したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、緊急物資輸送等の際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）又は第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、緊急物資輸送等の際し、発生した事故や盗難等により、輸送物資の一部又は全部を消滅もしくは損壊した場合、悪意又は重大な過失がある場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

4 甲は、その責に帰する理由により、使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないよう、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-40 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

(佐川急便株式会社東関東支店)

印西市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、印西市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入れ及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる印西市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)並びに、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、印西市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、

乙に対して次の各号に掲げる業務を協力要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。

ただし、文書による要請が困難なとき又は緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) 支援物資の受入れ及び輸送等に関する助言などを行う要員の派遣
- (6) その他、甲乙協議の上、決定した事項

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条に規定する業務を行った場合は、業務報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。ただし、文書による報告が困難なとき又は緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、第4条及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとし、乙は費用を集計し、積算根拠を示す書類を添付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書による報告が困難なとき又は緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で報告し、その後速やかに当該文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第9条 支援物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を相互に提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月12日

甲 千葉県印西市大森2364番地2

印西市

印西市長 板倉 正直

乙 千葉県船橋市潮見町42番地5

佐川急便株式会社 東関東支店

支店長 岡島 由純

3. 事務委託の手続き（例）

3. 事務委託の手続き（例）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）【技9】

近年では災害が激甚化しており、被災によって市区町村の行政機能が麻痺・喪失する事態が発生している。膨大な量の災害廃棄物も発生したため、被災自治体だけでは災害廃棄物を処理することができなくなり、過去には地方自治法第252条の14の規定に基づき、都道府県が市区町村から災害廃棄物処理の事務の一部の委託を受けて、処理主体として災害廃棄物を処理した事例がある。

3-1 事務委託の必要性の考え方

- 被災市区町村の行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、被災市区町村及び都道府県は相互に調整・協議しながら事務委託の必要性を判断する。
- 都道府県へ委託する事務は、災害廃棄物処理業務の「一部」である。被災市区町村は、全ての業務を都道府県へ委託するのではなく、可能な限り自らの力によって災害廃棄物を処理することが原則である。
- 具体的な委託内容は、混合廃棄物の選別・破碎、仮設焼却炉の建設・処理等、高度な技術が必要とする二次仮置場における業務であるが、災害の種類や規模によっては二次仮置場を設置する必要がなく、一次仮置場における選別や破碎のみで十分処理できる場合もあるため、災害廃棄物の量や性状に応じて事務委託の必要性を判断することが必要である。

3-2 事務委託に伴う留意点

- 都道府県へ委託した業務に要する費用は、都道府県から市区町村に請求され、市区町村が支払いを行う必要がある。災害廃棄物処理業務には多額の費用が必要となるため、都道府県へ支払いを行うため、被災市区町村は災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受けることが必要となる。補助金の交付を受けるためには、都道府県へ委託した業務についても災害査定を受検する必要があることから、市区町村は事務委託後も都道府県と密に連携して災害廃棄物の処理を進めていくことが必要である。

3-3 事務委託の流れ

事務委託を行うためには、都道府県・市区町村の双方の議会議決が必要であるため、業務の委託までに時間を要することに留意が必要である。

(1) 東日本大震災(平成23年3月11日発災)における岩手県の例

市町村	県
<p>②委託依頼(申し出)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">委託依頼文書送付(H23.4.8)</p>	<p>①委託について意向確認</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">意向確認照会文書送付(～H23.4.8)</p>
<p>④委託協議する旨議決(又は専決処分)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">委託協議を議決(又は専決処分)(H23.4.11)</p>	<p>③受託について通知</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">受託通知文書、委託規約(案)、(専決処分(案))参考送付(H23.4.8)</p>
<p>⑤委託協議</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">委託協議文書、議決書謄本、議会会議録(専決処分書)送付(H23.4.11)</p>	<p>⑥受託協議する旨議決(又は専決処分)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決(又は専決処分)(H23.4.11)</p>
<p>⑩告示</p>	<p>⑦受託決定通知</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">決定通知書送付(H23.4.11)</p>
<p>⑫経費に係る協議</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">経費に係る協議書(押印2部)送付</p>	<p>⑧告示依頼</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">告示依頼書送付(H23.4.11)</p>
<p>⑭委託協議議決書謄本送付</p>	<p>⑨告示</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">県報登載(H23.4.22)</p>
	<p>⑪経費に係る協議</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">経費に係る協議書(案)送付</p>
	<p>⑬経費に係る協議締結</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">経費に係る協議書(押印1部)送付、(押印1部)保管(H23.4.18)</p>
	<p>⑮総務大臣への届出</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付</p>

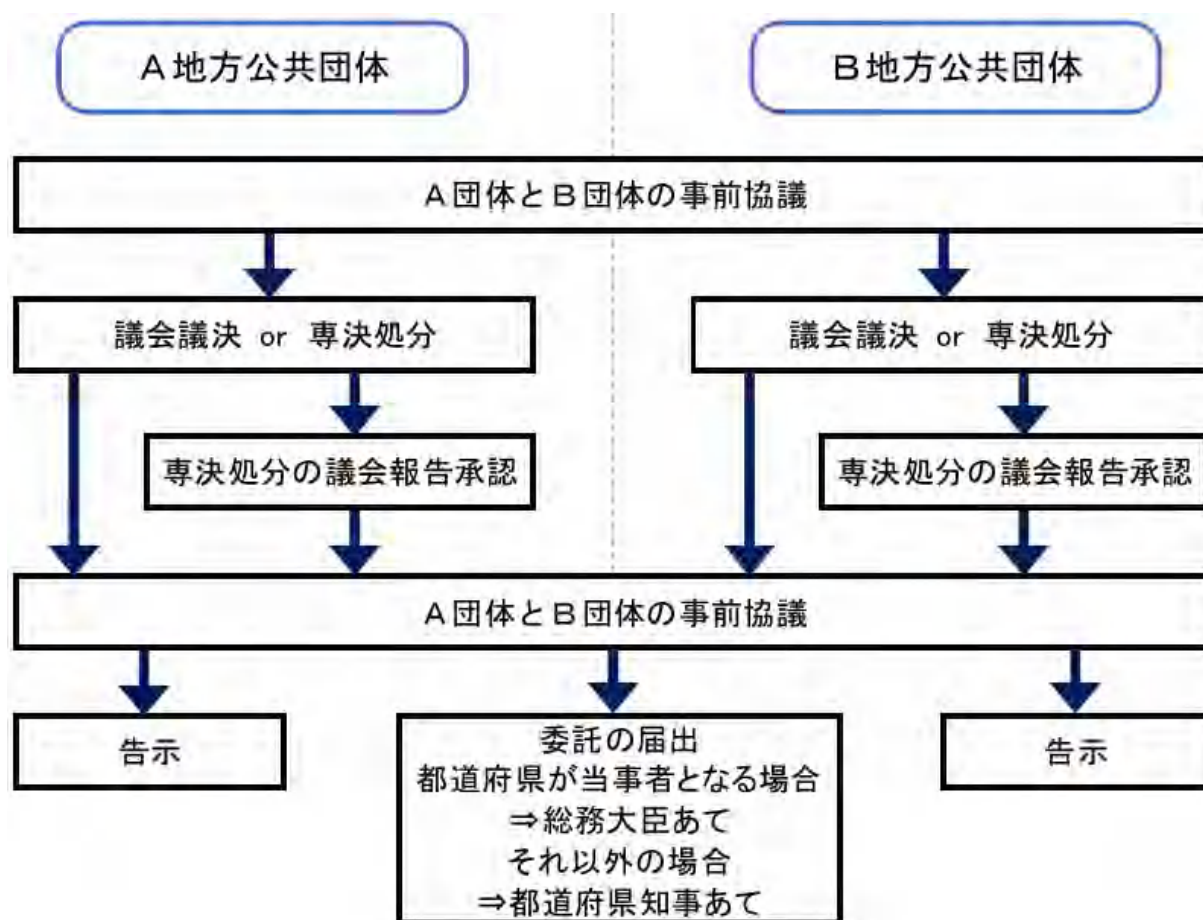
※表中の日付は平成23年度に実施したスケジュールの一例である

出典：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録(岩手県、平成27年2月) p.30

(2) 平成 28 年熊本地震(平成 28 年 4 月 16 日日本震発生)における益城町の例

熊本地震に伴い発生した廃棄物は想定以上に膨大である一方、地方公共団体の人的資源が枯渇している状態であったため、災害廃棄物処理事務の全てを地方公共団体だけで実施することは困難であった。

そのため、熊本県に対して、災害廃棄物処理事務の一部を委託することとした。具体的には、熊本県が、益城町小谷に所在する県有地に、6 市町村（益城町、宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、甲佐町）からの合同事務委託を受け、中間処理施設を備えた二次仮置場を整備した。



出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録（益城町、平成 30 年 3 月）p. 48

3-4 事務委託の範囲（例）

過去の災害における被災市町村の事務委託の範囲を以下に示す。

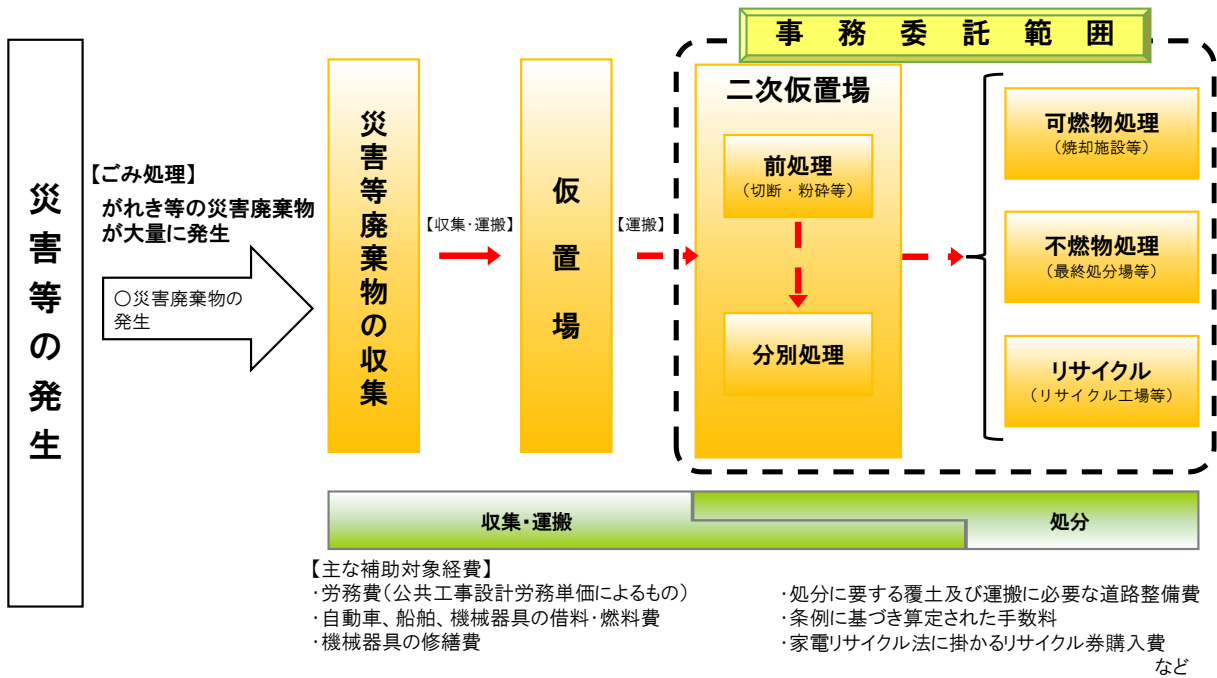
市区町村の被害の状況によっては、委託の範囲が異なっている

(1) 東日本大震災(平成23年3月11日発災)における岩手県の例

市 町 村	実 施 機 関	事務委託の範囲										
		(1) 家屋等の解体	(2) 仮置場までの収集運搬 ① 民有地等 ② 道路・河川等	(3) 仮置場における選別	(4) 仮置場からの収集運搬	(5) 処分 ① 自動車 ② 家電 ③ PCB等処理困難物 ④ 広域処理 ⑤ その他一般的な災害廃棄物					(6) 処理計画の策定	
洋野町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久慈市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野田村	村 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普代村	村 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野畑村	村 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩泉町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮古市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大槌町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
釜石市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大船渡市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸前高田市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（岩手県、平成27年2月）p.32

(2) 平成 28 熊本地震(平成 28 年 4 月 16 日本震発生)における熊本県の例



出典：熊本県災害廃棄物処理実行計画～第2版～（熊本県、平成 29 年 6 月改定） p. 28

4. 仮置き場の返還に係る留意事項

災害廃棄物仮置場の返還に係る土壤調査要領

（平成 25 年 7 月 30 日策定）

【趣旨】

- 1 岩手県（以下「県」という。）は、被災市町村の一部から地方自治法第 252 条の 14 の規定による事務委託を受けて、東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理を実施しているところである。

今後、災害廃棄物を一時保管した土地（災害廃棄物の集積・仮置・処理等に当たって使用した土地であって、廃棄物を多量に保管した土地以外の土地も含む。以下「仮置場」という。）を所有者へ返還することが増えていくことが見込まれている。

環境省ではこれらの状況を踏まえ、平成 25 年 6 月 27 日付け事務連絡で「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壤汚染確認のための技術的事項について」を通知したところであり、県ではこれを受けて災害廃棄物仮置場の返還に係る土壤調査要領（以下「要領」という。）を作成したものである。

早期の復旧・復興のためには、仮置場を所有者に返却し、有効な跡地利用を図っていく必要があり、仮置場の使用に伴って生じた土壤汚染等の有無を確認するとともに、土壤汚染対策を講じる必要が生じた場合の資料の整備等必要な事項を定める要領を策定する。

【適用範囲】

- 2 本要領は、県及び市町村（仮置場における選別について、県に事務委託を行った市町村に限る。）が災害廃棄物の処理に当たって使用した仮置場について適用する。

なお、市町村が独自に仮置場を設置し、又は市町村独自で災害廃棄物の処理を行っている場合には、本要領に準じた仮置場の調査を行い、汚染の有無を確認することが望ましい。

【調査前作業】

- 3 仮置場を所有者に返還するにあたって、災害廃棄物による土壤汚染等がないことを確認するため、現地調査及び分析調査を実施することとし、あらかじめ、所有者から当該土地を賃借又は管理し、あるいは災害廃棄物処理を受託している者（以下「受託者等」という。）等は、調査前作業として次の事項を行うこととする。

- ① 所有者と協議したうえで、可能な限り現地調査への立会いを求めること。
- ② 災害廃棄物を完全に撤去したうえ、原則として賃借時点での土地形状に復旧した状態とすること。
- ③ 所有者へのヒアリングや関係書類による確認を行うこと等により、過去の土地利用履歴について把握に努めること。

なお、仮置場の使用にあたり、舗装、盛土等を行ったことにより、本要領に基づく現地調査及び分析調査が困難な場合にあつては、別途協議を行うものとする。

【現地調査】

- 4 県及び市町村は現地確認を行うものとし、現地確認時においては、(1)に示す災害廃棄物の除去等を目視確認するとともに、(2)の試料採取を行うものとする。

なお、試料の採取にあたっては公正を期すため、指定調査機関（土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣が指定する者をいう。）又は計量証明事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく登録を受けた事業所をいう。）により実施することが望ましい。

また、土壤への影響がないことが明らかな場合等にあつては、試料採取を行うことなく、目視確認のみで仮置場を所有者へ返還することができるが、その場合には、災害廃棄物仮置場土壤汚染等調査票にその理由を記録して保存するものとする。

(1) 目視確認

現地確認においては、災害廃棄物が撤去されていることを確認するとともに、地表面の油膜・異臭（油臭、腐敗臭、薬品臭）・地表面土壤の着色状況がないことを確認する。

なお、目視確認において異常が確認された場合には、別途協議のうえ、汚染範囲を調査し汚染状況を確認するものとする。

(2) 試料の採取

① 試料採取地点

仮置場の保管状況を鑑みて、汚染のおそれが最も高いと考えられる概ね900㎡につき1地点を選定し、試料採取の中心地点とする。

(例：面積900㎡まで：1地点、面積900㎡超1,800㎡まで：2地点)

この中心地点から原則として四方向に5～10m離れた4つの試料採取地点（採取可能であれば10m地点とする。）を選定する。

試料採取地点は、中心地点及び各四方向地点の計5地点とする。

なお、土地形状等により試料採取が困難な地点があつた場合には、試料採取が可能であつて、当該地点に最も近い地点を試料採取地点とし、舗装地等により試料採取が不可能な場合については、舗装地の亀裂等による土壤への影響がないことを確認したうえで、試料採取地点数を減ずることができる。

※揮発性有機化合物（表1の番号9から19に掲げるもの）にあつては、上記に関わらず、中心地点を試料採取地点とする。

② 試料採取地点の特例

試料採取地点については、仮置場の状況に応じて、次のとおり取扱うことができる。

ア 仮置場の使用期間を通じて災害廃棄物の保管（粗選別等の作業を含む。）を行っていないことが明らかな場所については、①の試料採取地点の選定にあたり、当該面積を除外して算出することができる。

イ 同種類の災害廃棄物（木くず、タイヤ、コンクリート等の単一のものをいう。）を保管

していた場所の面積が 900 m²を超える場合は、面積に関わらず、災害廃棄物を保管していた場所ごとに 1 調査地点とすることができる。

③ 試料の採取方法

ア 各地点において、表層土壌及び深さ 5～50cm までの土壌を採取すること。

イ アにより採取された土壌を同じ重量で混合する。

ウ イの方法と同様の手法で採取した 5 検体を同じ重量で混合し、1 試料とする。

※) 揮発性有機化合物(表 1 の番号 9 から 19 に掲げるもの)にあつては、上記に関わらず、表層土壌 5cm において試料を採取する。

【分析調査】

5 受託者等は、4 (2) により採取した試料を計量証明事業所において分析することとし、その結果により汚染がないことを確認したうえで土地の返還を行うこととする。

(1) 分析項目

県では有害物質使用工場等の被災状況を把握しており、有害物質使用工場等由来の災害廃棄物が少ないものと想定していることから、表 1 の番号の欄に掲げるもののうち、1 から 8 について、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を行うことを基本とする。

なお、土地の返還にあたり、舗装や盛土等を行うことにより土壌の直接摂取のおそれがないものと認められる場合には、土地所有者の同意を得たうえで、土壌含有量調査を行わないことができる。

このほか、表 1 に掲げる有害物質の汚染が考えられる場合には、追加調査を行うこととする。

なお、追加調査項目の設定にあたっては、土地所有者、県、市町村及び受託者等の関係者で協議して定めるものとする。

表1：分析項目と基準値

番号	分析項目 ^{※1)}	基準値 ^{※2)}	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下
2	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下
3	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	250mg/kg 以下
4	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ以下 アルキル水銀は不検出	15mg/kg 以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下
6	砒素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	150mg/kg 以下
7	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	4,000mg/kg 以下
8	ほう素及びその化合物	1 mg/ℓ以下	4,000mg/kg 以下
9	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	—
10	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	—
11	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	—
12	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	—
13	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	—
14	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	—
15	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	—
16	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	—
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	—
18	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	—
19	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	—
20	シアン化合物	検出されないこと	50 mg/kg 以下
21	シマジン	0.003mg/ℓ以下	—
22	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	—
23	チウラム	0.006mg/ℓ以下	—
24	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
25	有機りん化合物	検出されないこと	—

※1) 火災発生場所においては、ダイオキシン類含有量調査の実施を検討できること。

※2) 基準値は法の基準値と同じ。

(2) 分析方法

① 土壌溶出量調査

法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法により実施するものとする。

② 土壌含有量調査

法施行規則第6条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法により実施するものとする。

(3) 分析結果の評価

土壌溶出量及び土壌含有量について、表1の基準値の欄に掲げる数値であること、並びに文献や資料を基に災害廃棄物の仮置場による汚染が生じていないことの確認をもって、災害廃棄物による汚染がないことが確認されたものとする。

【基準値超過の場合】

6 受託者等は、本要領に基づき分析を行った結果、基準値を超過した分析項目がある場合にあっては、次のとおり、その分析項目について再調査を行うものとする。

なお、近隣に飲用井戸があるなど緊急に調査、対策が必要と認められる場合は、関係者による協議のうえ、比較調査の結果を待たずに個別調査、詳細調査を実施することができる。

(1) 比較調査

本県にあっては、地質由来による基準値超過も考えられることから、近傍の土地（仮置場の敷地内において、災害廃棄物による影響がないと判断できるバックグラウンド地点がある場合は当該地点でも良い。）の1地点又は複数地点で比較調査を行い、災害廃棄物による汚染の有無を判断すること。

なお、仮置場の賃借にあたり、事前に分析調査を行っている場合にあっては、当該分析結果を比較対象とすることができる。

また、既存の文献・知見等により確認ができる場合にあっては、比較調査の実施を省略することができる。

(2) 個別調査

(1) による近傍の土地等において基準値超過が確認されない場合（地質由来ではない場合）にあっては、汚染区域を絞り込むため、10m×10mの単位区画ごとに4(2)に基づき試料を採取し、分析を行う。

なお、①の「試料採取地点」にあっては、中心地点のみで行うこととし、③の「試料の採取方法」にあっては、ア及びイで混合したものを試料とすること。

(3) 詳細調査

個別調査により基準値超過が確認された場合にあっては、ボーリング調査により、原則10mの深度で汚染範囲を確認すること。

【災害廃棄物由来による汚染】

7 土壌汚染等が確認された場合において、受託者等は土地所有者と協議のうえ、舗装、盛土、土壌入替、原位置不溶化、封じ込め、洗浄等の土壌汚染対策を講じるものとする。

なお、受託者等が対策を講じた場合には、基準値以内であることを確認するため、再度分析調査を行うものとする。

【記録の保存等】

8 本要領に基づく調査等により得られた資料等は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 台帳の整備

県は、以下の書類を台帳として整備し、県及び市町村で保存する。

- ① 災害廃棄物仮置場土壌汚染等調査票
- ② 図面（土地形状及び試料採取地点を図示したもの）
- ③ 災害廃棄物の仮置場所、種類、量などを示す資料
- ④ 写真
- ⑤ 分析結果（計量証明書）
- ⑥ 土地賃貸契約書
- ⑦ その他、必要な資料

(2) 調査結果の通知

現地調査及び分析調査が終了し、安全性が確認された場合又は土壌汚染が確認された場合であっても災害廃棄物由来の汚染ではないと確認された場合、県は土地所有者に（1）①及び⑤の資料を通知するものとし、必要に応じて他の資料を提供するものとする。

【協議事項】

9 本要領に定めのない事項については、県、市町村、受託者等により別途協議を行うものとする。

【附則】

1 本要領は、平成 25 年 7 月 30 日以降に現地調査を開始する仮置場について適用する。

2 本要領の運用に当たっては、統一的な取扱いとなるよう、別に運用手引書を定め、これを参照するものとする。

5. 被害想定図

5-1 地震の想定

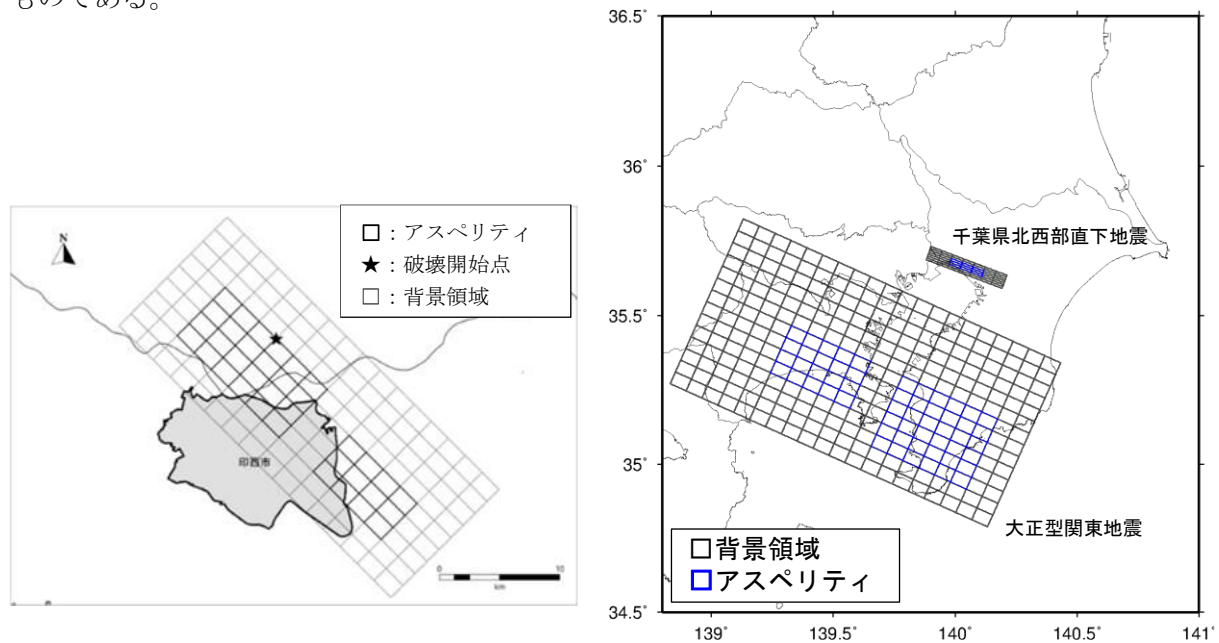
出典：印西市地域防災計画（令和3年度修正 印西市防災会議）

(1) 想定地震

令和2・3年度に印西市が実施した防災アセスメント調査において、平成23年度に印西市が実施した防災アセスメント調査、平成24年度に中央防災会議が実施した首都直下地震の被害想定、平成26・27年度に千葉県が実施した地震被害想定調査を参考として、「印西市直下の地震」、「千葉県北西部直下の地震」、「大正型関東地震」を設定し、被害想定を行った。

印西市とその周辺の地域には、想定地震の根拠となる活断層が認められない。しかし、フィリピン海プレートの沈み込みに伴い発生するマグニチュード7級の首都直下地震の発生が懸念される。

「印西市直下の地震」は、今後30年以内に、南関東において、マグニチュード7級の地震の発生確率が70%程度とされていることと、内閣府「地震防災マップ作成のすすめ」に基づく「全国どこでも起こりうる直下の地震」を根拠に設定したものである。「千葉県北西部直下の地震」、「大正型関東地震」は、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査と同様の震源モデルを設定したものである。



〈想定地震の震源断層位置〉

〈想定地震の震源断層の諸元〉

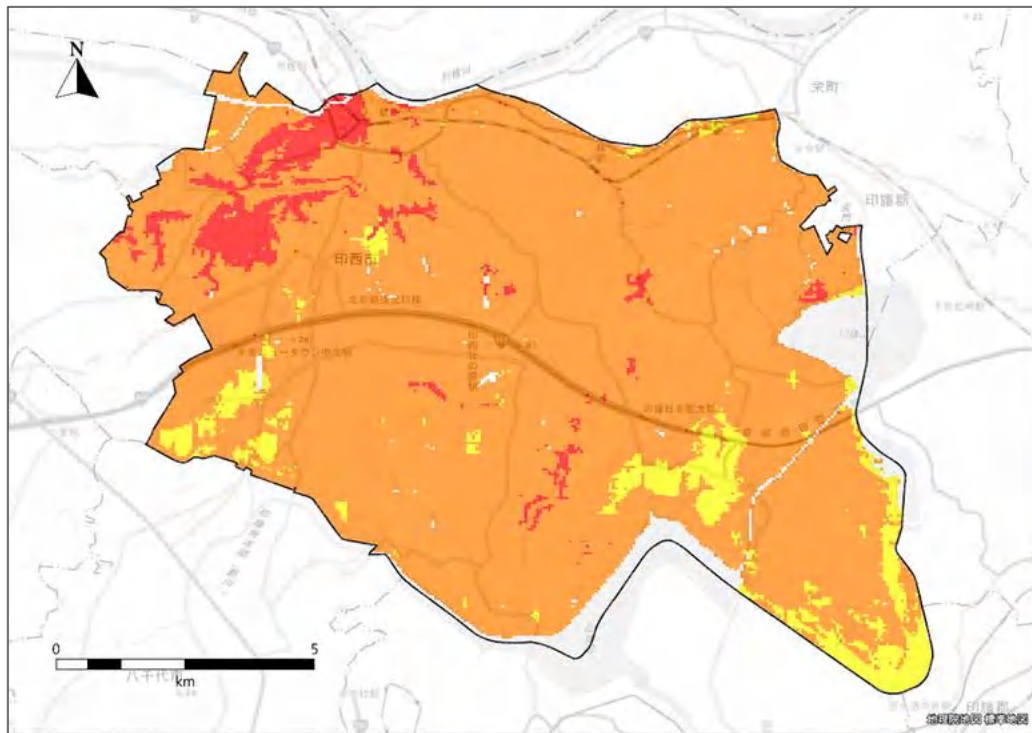
	印西市直下の地震	千葉県北西部直下の地震	大正型関東地震
規模	Mw [※] 6.8	Mw7.3	Mw7.9
長さ	80 km	28.1 km	130 km
幅	18 km	32.1 km	70 km
上面深さ	5 km	30 km	3.76 km

※令和2・3年度に印西市が実施した防災アセスメント調査より。

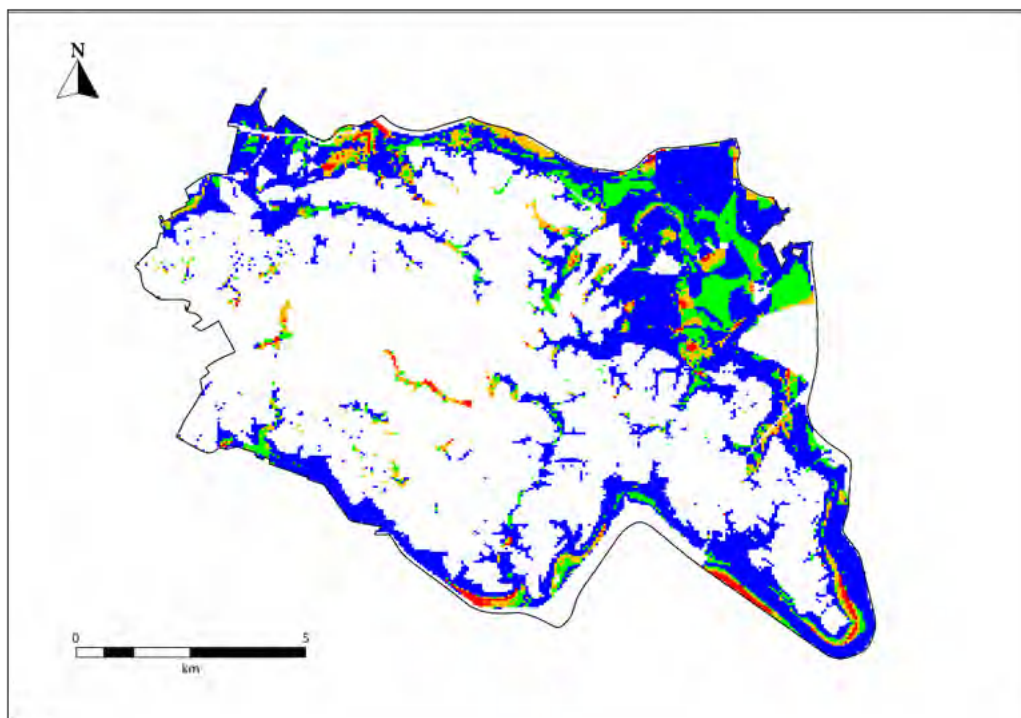
※Mw（モーメントマグニチュード）：地震の規模を示す。Mwは地震による岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ＝モーメント）を表している。一方、M（気象庁マグニチュード）は気象庁が定めた方式であり、陸域の浅い地震は $Mw=0.78M+1.08$ 、プレート境界の地震は $Mw=M$ の関係式にある。

(2) 地震動・液状化

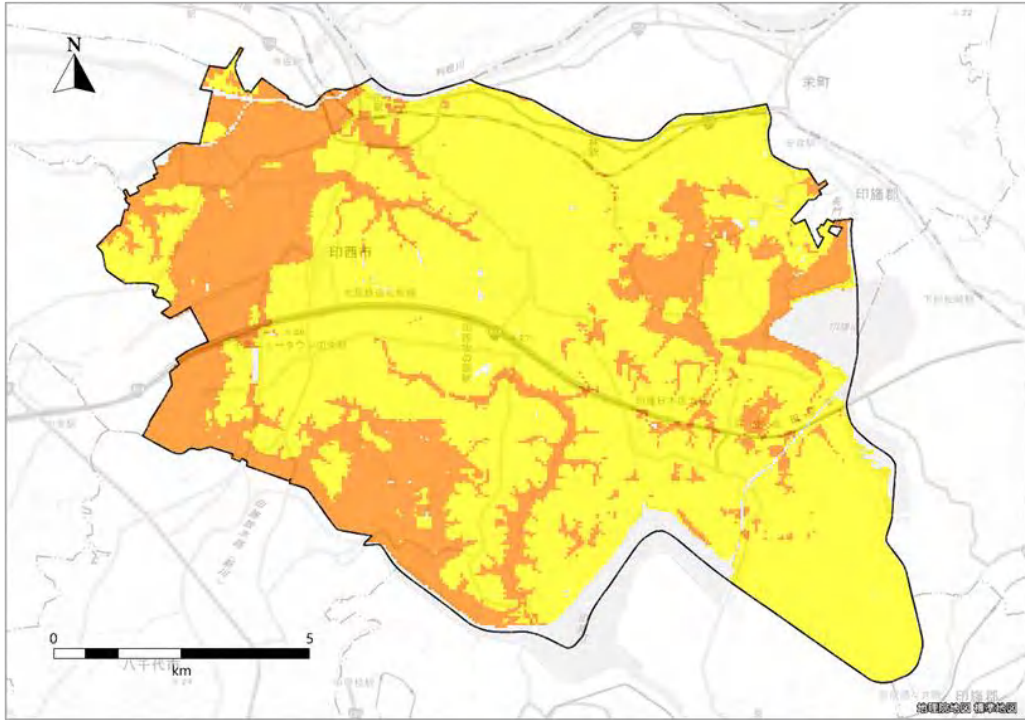
「印西市直下の地震」の震度は震度6弱～震度7、液状化危険度は低地部において液状化危険度が高いと予測された。



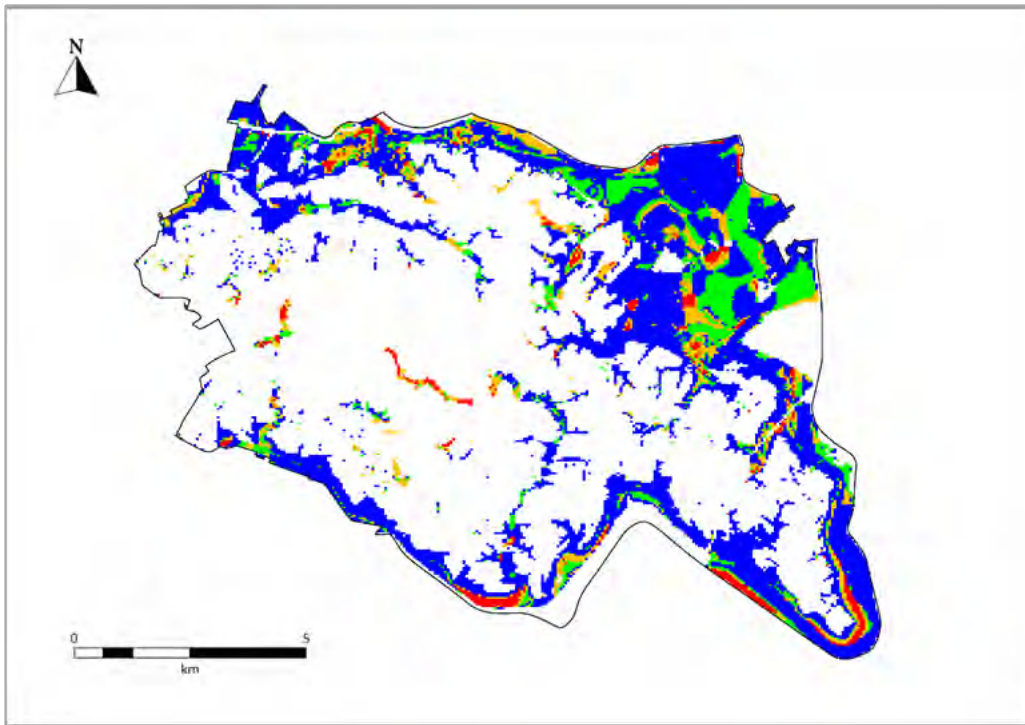
〈印西市直下の地震（Mw6.8）による震度分布図〉



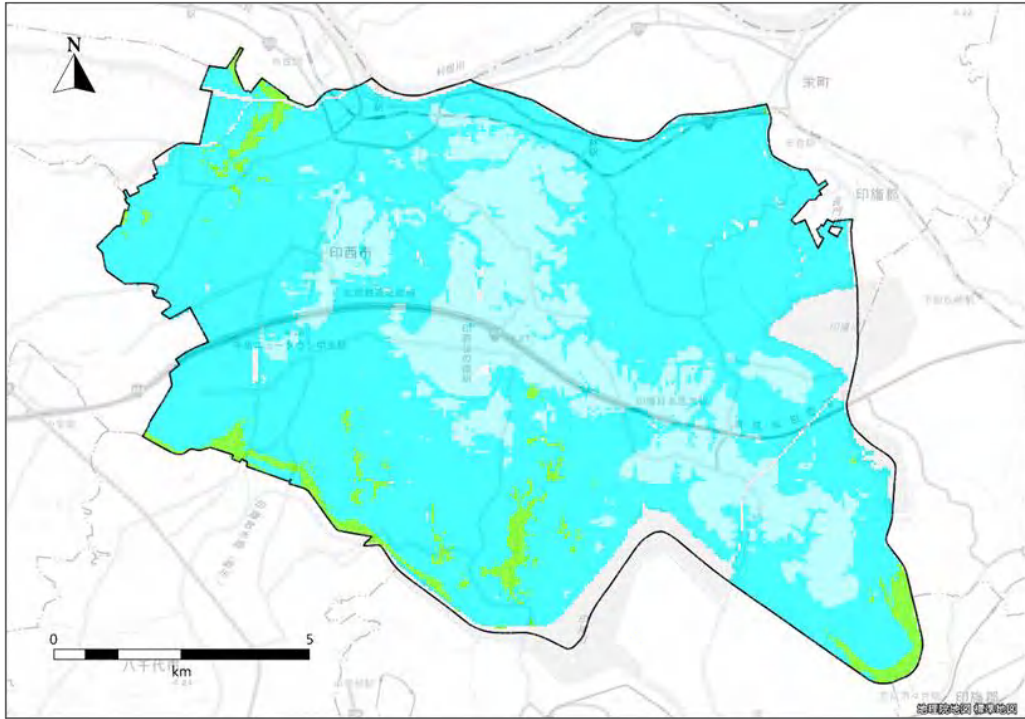
〈印西市直下の地震（Mw6.8）による液状化危険度分布図〉



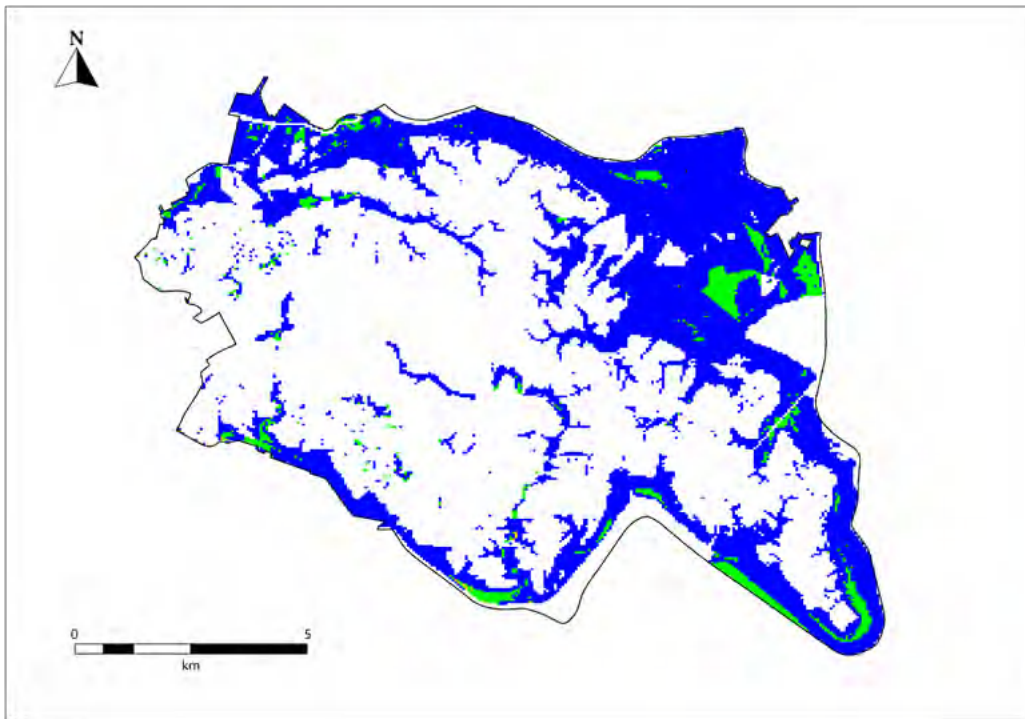
〈千葉県北西部直下の地震（Mw7.3）による震度分布図〉



〈千葉県北西部直下の地震（Mw7.3）による液状化危険度分布図〉



〈大正型関東地震 (Mw7.9) による震度分布図〉



〈大正型関東地震 (Mw7.9) による液状化危険度分布図〉

(3) 被害の想定

建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物の予測結果は次のとおりである。

〈建物被害の予測結果〉

想定地震	建物棟数 (棟)	揺れによる被害 (棟)		液状化による 被害(棟)		急傾斜地崩壊 による被害(棟)		焼失棟数 (棟)	全壊+焼失棟数 (棟)
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	冬 18 時強風	
印西市直下の地震	30,390	2,780	3,430	5	53	3	8	983	3,771
千葉県北西部直下地震		1,453	2,431	6	57	3	8	340	1,802
大正型関東地震		0	0	1	5	-	-	0	1

※四捨五入により、合計の合わない場合がある。0は1未満を、「-」は0を示す。

※焼失棟数は、被害が最も大きくなると想定される冬18時強風時を示す。

〈人的被害の予測結果〉

想定地震	冬 5 時強風(7m/s)			夏 12 時強風(7m/s)			冬 18 時強風(7m/s)		
	死者 (人)	重傷者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	重傷者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	重傷者 (人)	負傷者 (人)
印西市直下の地震	189	267	793	189	256	767	207	270	793
千葉県北西部直下地震	94	139	519	94	132	496	100	139	511
大正型関東地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※0は1未満を示す。

〈急傾斜危険地の地震時危険度ランク判定結果〉

危険度ランク	急傾斜危険地(箇所)		
	印西市直下の地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
A	12	12	0
B	0	0	8
C	1	1	5

※ランク A：危険性が高い、ランク B：危険性がある、ランク C：危険性が低い

〈上水被害の予測結果〉

地震	給水人口 (人)	断水人口(人)											
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後
印西市直下の地震	86,285	78,301	77,200	75,955	74,222	72,589	70,867	68,555	66,055	50,264	35,239	23,899	21,260
千葉県北西部直下地震		66,267	64,070	61,591	58,864	56,308	53,763	50,496	47,435	30,491	18,563	10,950	9,402
大正型関東地震		1,158	929	798	657	489	434	372	318	4	1	0	0

地震	給水人口 (人)	断水率											
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後
印西市直下の地震	86,285	90.7%	89.5%	88.0%	86.0%	84.1%	82.1%	79.5%	76.6%	58.3%	40.8%	27.7%	24.6%
千葉県北西部直下地震		76.8%	74.3%	71.4%	68.2%	65.3%	62.3%	58.5%	55.0%	35.3%	21.5%	12.7%	10.9%
大正型関東地震		1.3%	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※0は1未満を示す。

〈下水道被害の予測結果〉

地震	処理人口 (人)	機能支障人口(人)											
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後
印西市直下の地震	82,104	3,874	3,818	3,711	3,605	3,438	3,282	3,113	2,994	1,828	1,101	683	581
千葉県北西部直下地震		1,912	1,824	1,710	1,600	1,498	1,398	1,276	1,205	342	633	198	163
大正型関東地震		19	11	6	4	4	2	1	1	1	1	1	1

地震	処理人口 (人)	機能支障率											
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後
印西市直下の地震	82,104	4.7%	4.7%	4.5%	4.4%	4.2%	4.0%	3.8%	3.6%	2.2%	1.3%	0.8%	0.7%
千葉県北西部直下地震		2.3%	2.2%	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	0.8%	0.4%	0.2%	0.2%
大正型関東地震		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

地震	地震被害延長(m)	被害率
印西市直下の地震	35,450	7.0%
千葉県北西部直下地震	20,228	4.0%
大正型関東地震	2,025	0.4%

※0は1未満を、「-」は0を示す。

〈都市ガス被害の予測結果〉

地震	供給戸数 (戸)	供給停止 戸数(戸)	焼失戸数 (戸)	機能支障戸数(戸)											
				直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後
印西市直下の地震	30,488	29,630	1,684	27,946	27,528	27,524	27,509	27,488	27,434	27,372	27,283	26,114	23,225	4,645	-
千葉県北西部直下地震		24,962	553	24,409	20,271	20,247	20,203	20,151	20,067	19,970	19,843	18,355	15,261	3,052	-
大正型関東地震		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

地震	供給戸数 (戸)	供給停止 戸数(戸)	焼失戸数 (戸)	機能支障率											
				直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後
印西市直下の地震	30,488	29,630	1,684	91.7%	90.3%	90.3%	90.2%	90.2%	90.0%	89.8%	89.5%	85.7%	76.2%	15.2%	-
千葉県北西部直下地震		24,962	553	80.1%	66.5%	66.4%	66.3%	66.1%	65.8%	65.5%	65.1%	60.2%	50.1%	10.0%	-
大正型関東地震		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※0は1未満を、「-」は0を示す。

〈LPガス被害の予測結果〉

LPガス漏洩被害件数(件)		
印西市直下の地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
1,866	527	0

〈電力被害の予測結果〉

地震	電灯軒数 (戸)	停電軒数(戸)									
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	
印西市直下の地震	42,637	40,719	25,456	15,881	9,482	5,629	3,201	1,672	909	-	
千葉県北西部直下地震		37,311	15,667	7,809	3,845	1,968	984	392	174	-	
大正型関東地震		2,719	91	0	0	-	-	-	-	-	

地震	電灯軒数 (戸)	停電率									
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	
印西市直下の地震	42,637	95.5%	59.7%	37.2%	22.2%	13.2%	7.5%	3.9%	2.1%	-	
千葉県北西部直下地震		87.5%	36.7%	18.3%	9.0%	4.6%	2.3%	0.9%	0.4%	-	
大正型関東地震		6.4%	0.2%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	

※0は1未満を、「-」は0を示す。

〈鉄道被害の予測結果〉

路線名	区間	駅間数 (区間)	印西市直下の地震		千葉県北西部直下地震		大正型関東地震	
			発災直後 不通駅間数(区間)	復旧日数 (日)	発災直後 不通駅間数(区間)	復旧日数 (日)	発災直後 不通駅間数(区間)	復旧日数 (日)
成田線	布佐～安食	3	3	8	1	3	-	-
北総線	小室～印旛日本医大	3	3	8	1	8	-	-
成田空港線	印旛日本医大～成田湯川	1	1	3	-	-	-	-

※「-」は0を示す。

〈避難者数の予測結果〉

想定地震	避難者数直後(人)			避難者数1日後(人)			避難者数1週間後(人)			避難者数2週間後(人)			避難者数1ヶ月後(人)		
	避難所避	難所外		避難所避	難所外		避難所避	難所外		避難所避	難所外		避難所避	難所外	
印西市直下の地震	14,733	8,840	5,893	17,348	10,409	6,939	30,386	15,193	15,193	43,297	17,319	25,978	32,822	9,847	22,975
千葉県北西部直下地震	7,406	4,444	2,962	9,651	5,791	3,861	19,042	9,521	9,521	25,356	10,143	15,214	15,708	4,712	10,995
大正型関東地震	5	3	2	38	23	15	84	42	42	7	3	4	5	1	3

〈帰宅困難者の予測結果〉

	人数(人)	帰宅困難者数(人)
印西市への通勤・通学者	18,496	7,462
印西市からの通勤・通学者	31,736	19,110
合計	50,232	26,572

※通勤・通学者は自家用車等の利用者も含む最大数を対象としている。

〈医療機能支障の予測結果〉

	対応可能 入院患者数(人)	要転院 患者数(人)	重傷者数+ 病院死者数(人)	対応可能 外来患者数(人)	軽傷者数 (人)	医療対応力不足数	
						入院対応	外来対応
印西市直下の地震	1,552	2,043	291	15,141	523	791	-
千葉県北西部直下地震	2,090	1,039	149	20,383	372	-	-
大正型関東地震	2,118	982	0	20,645	0	-	-

※0は1未満を、「-」は0を示す。

〈災害廃棄物量の予測結果〉

	印西市直下の地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震	
廃棄物量(t)	467,056	249,157	199	
うち可燃物(t)	73,135	41,032	36	
焼却施設のごみ処理能力	300t/日			
残り廃棄物量(t)	1日後	72,835	40,732	-
	2日後	72,535	40,432	-
...				
処理所要日数	244日	137日	1日	

※「-」は0を示す。

5-2 水害の想定（利根川、高崎川・印旛沼流域、手賀川及び手賀沼の氾濫）

出典：印西市地域防災計画

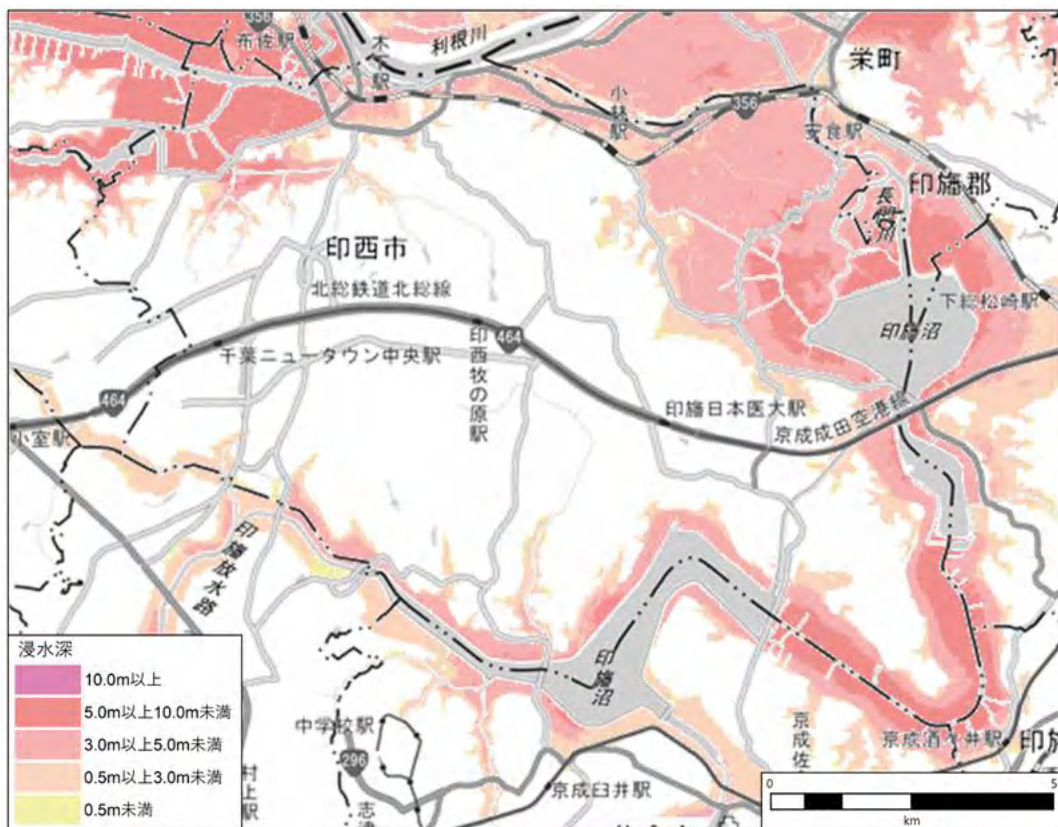
(1) 想定水害

印西市では、利根川、高崎川・印旛沼流域、手賀川及び手賀沼を対象とし洪水浸水想定区域が指定されている。

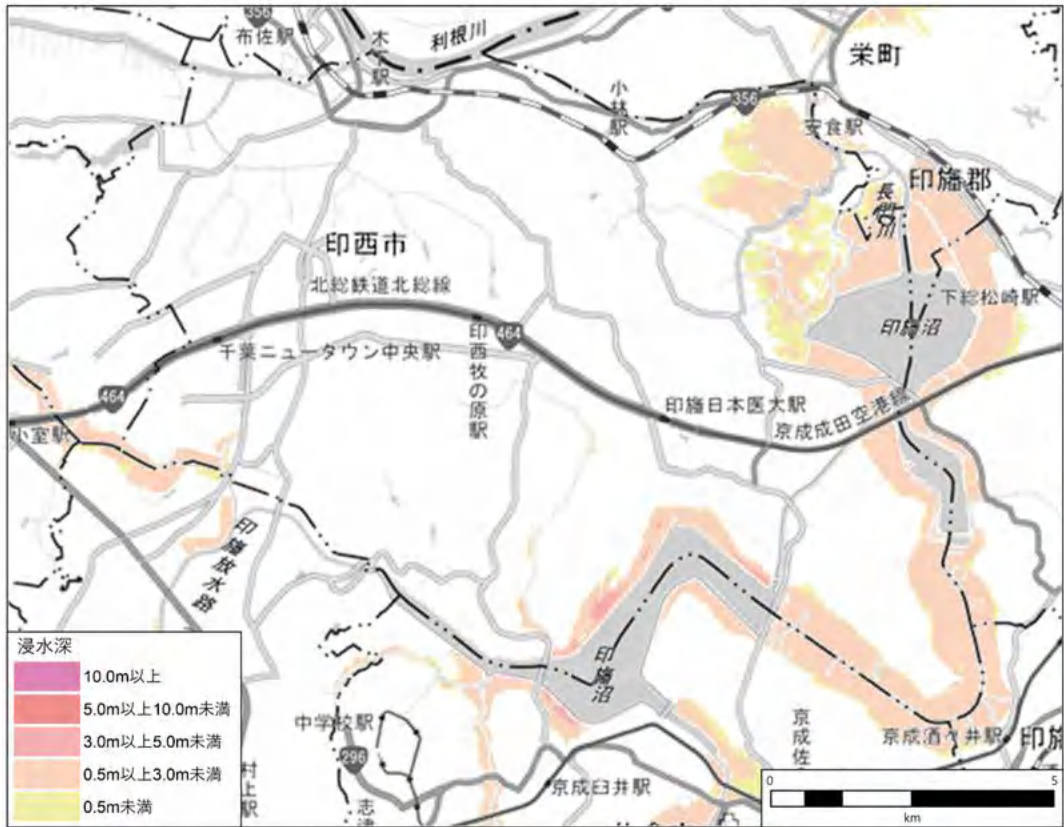
各河川、及び3河川を合わせた洪水浸水想定区域（想定最大規模）に基づき、令和2・3年度に実施した「印西市防災アセスメント調査」において、被害想定を行った。各河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）の前提となる降雨を以下に示す。

〈洪水浸水想定区域（想定最大規模）の前提となる降雨〉

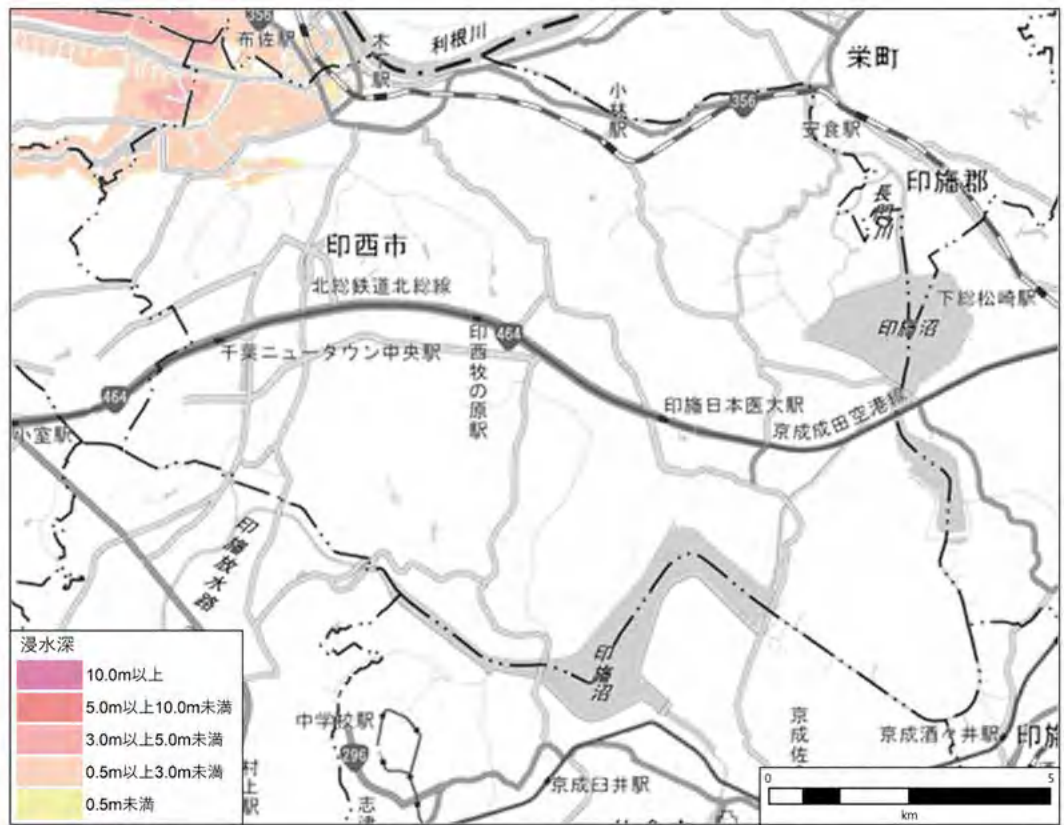
No.	河川名	想定降雨量
1	利根川	利根川流域、八斗島上流域の総雨量 491 mm/3 日間
2	高崎川・印旛沼流域	高崎川・印旛沼流域の総雨量 668.7 mm/1 日
3	手賀川・手賀沼	手賀川・手賀沼流域の総雨量 815 mm/2 日間



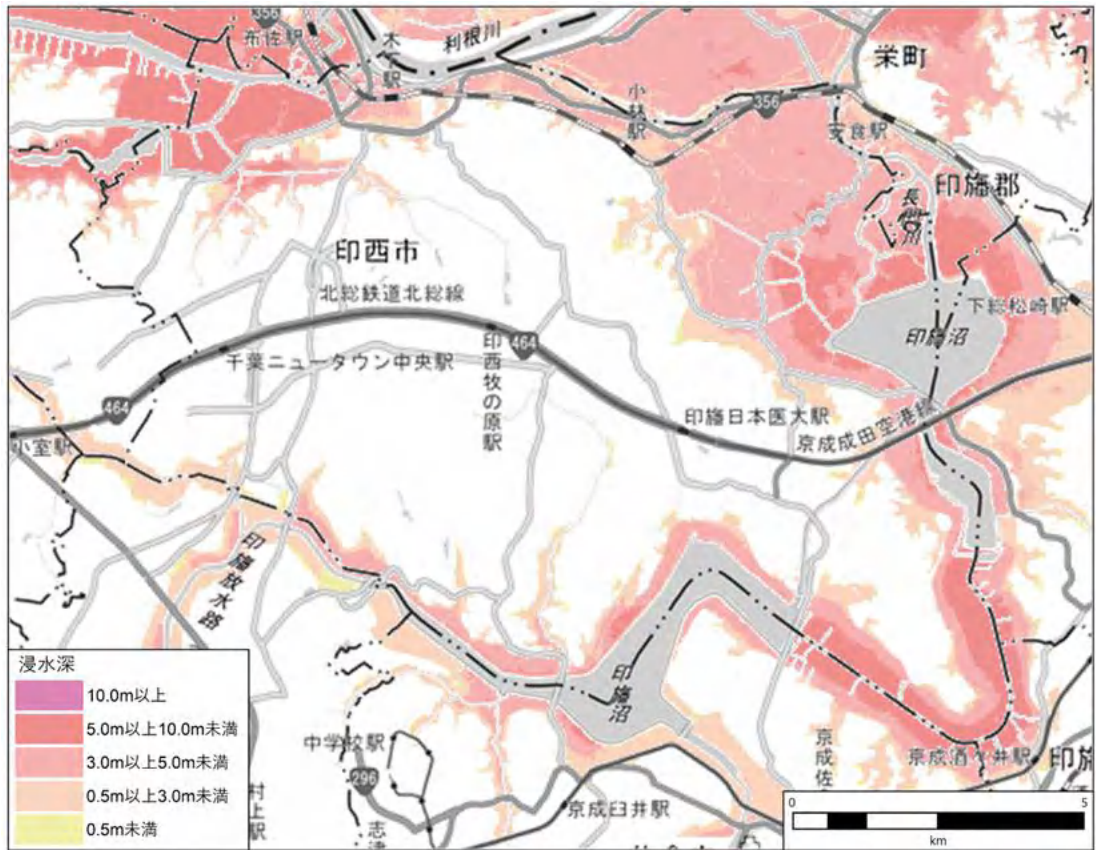
〈利根川の氾濫による浸水想定区域〉



〈高崎川・印旛沼流域の氾濫による浸水想定区域〉



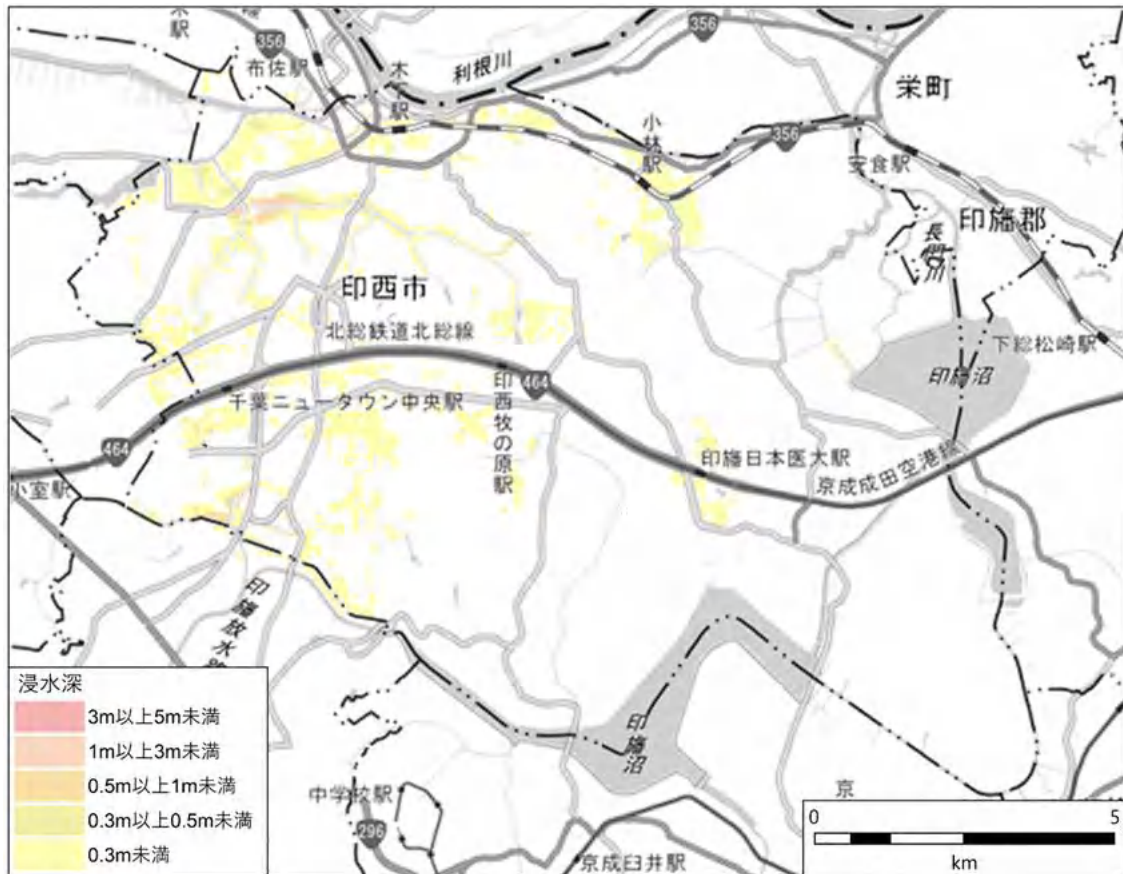
〈手賀川・手賀沼の氾濫による浸水想定区域〉



〈全河川の氾濫による浸水想定区域〉

令和2・3年度印西市防災アセスメント調査報告書

また、近年の印西市ならびに隣接する気象台等において短時間降雨が最大である我孫子地域気象観測所で観測された平成 20 年 8 月 30 日降雨を想定して、排水施設の能力不足や、河川の水位上昇に伴い雨水を排水できない場合において浸水する区域とその深さを表す浸水想定区域を作成した。



〈内水氾濫による浸水想定区域〉

令和 2・3 年度印西市防災アセスメント調査報告書

(2) 被害の想定

利根川、高崎川・印旛沼流域、手賀川及び手賀沼を対象とし洪水浸水想定区域を基に算出した建物被害、人的被害、災害廃棄物の予測結果は次のとおりである。

〈建物被害の予測結果〉

河川	浸水区域内 建物棟数(棟)		
	全壊	半壊	
利根川	7,648	4,653	2,661
高崎川・印旛沼流域	180	4	99
手賀川・手賀沼	195	2	131
全河川(※)	7,650	4,653	2,663

〈被災人口の予測結果〉

河川	被災人口 (人)		
	全壊	半壊	
利根川	14,969	9,139	5,292
高崎川・印旛沼流域	251	4	135
手賀川・手賀沼	284	2	189
全河川(※)	14,971	9,139	5,294

〈災害時要配慮者数の予測結果〉

河川	浸水区域内		
	要配慮者数(人)	全壊	半壊
利根川	2,587	1,579	914
高崎川・印旛沼流域	43	1	23
手賀川・手賀沼	49	0	33
全河川(※)	2,587	1,579	915

〈死者数の予測結果〉

河川	死者数(人)
利根川	747
高崎川・印旛沼流域	0
手賀川・手賀沼	0
全河川(※)	747

〈最大孤立者数の予測結果〉

河川	直後		1日後		2日後		3日後	
	孤立者 (人)	うち要配慮者 (人)	孤立者 (人)	うち要配慮者 (人)	孤立者 (人)	うち要配慮者(人)	孤立者 (人)	うち要配慮者 (人)
利根川	8,686	1,329	8,118	1,222	5,507	828	3,184	479
高崎川・印旛沼流域	88	17	28	5	26	4	17	3
手賀川・手賀沼	118	21	78	12	64	10	37	6
全河川(※)	8,688	1,329	8,119	1,222	5,508	828	3,185	479

〈災害廃棄物の予測結果〉

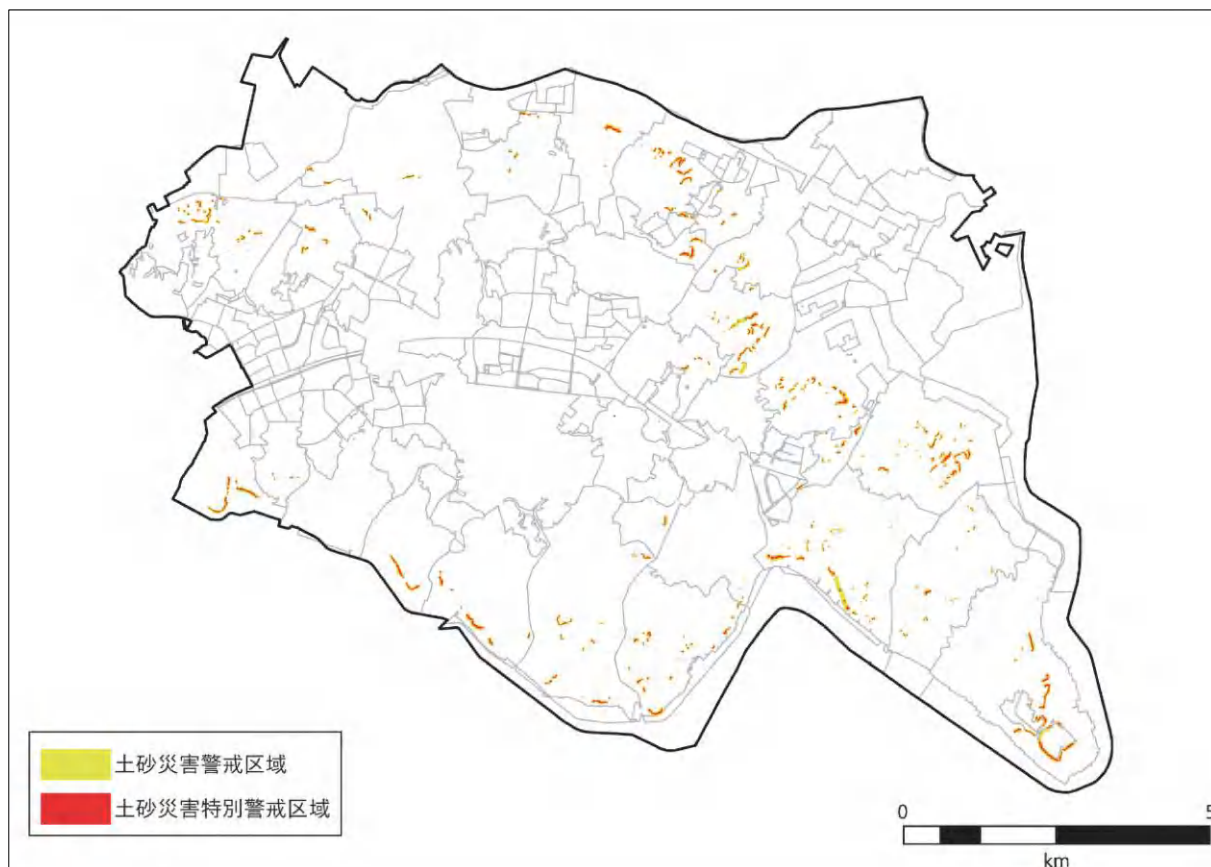
		利根川	高崎川・ 印旛沼流域	手賀川・ 手賀沼	全河川(※)
廃棄物量(t)		605,626	2,723	3,236	605,661
うち可燃物(t)		411,826	1,852	2,200	411,850
焼却施設のごみ処理能力		300t/日			
残り廃棄物量(t)	1日後	411,526	1,552	1,900	411,550
	2日後	411,226	1,252	1,600	411,250
...					
処理に係る日数		1,373日	7日	8日	1,373日

※「全河川」による被害予測は、各河川の被害の重複を除くため、合計が合わない場合がある。

5-3 土砂災害

出典：印西市地域防災計画

土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定された急傾斜地の位置は、次のとおりである。



〈急傾斜地の位置（令和3年3月）〉

6. 災害廃棄物発生量推計（参考）

6-1 災害廃棄物発生量の推計方法

「令和2・3年度印西市防災アセスメント調査報告書」（令和4年3月）（以下、「防災アセス報告書」という。）に示される災害廃棄物発生量の推計方法を「推計方法Ⅰ」として示す。

また、環境省の「令和3年度災害廃棄物対策推進検討会」で示された災害廃棄物発生量の新たな推計式（案）による推計方法を「推計方法Ⅱ」として示す。推計方法Ⅱは、現在の正式な推計方法ではなく、今後検討が進むことで関数や推計式の構成が変更される可能性があるため、参考情報として記載した。

(1) 推計方法Ⅰ

【地震災害】

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、地域防災計画及び防災アセス報告書において推計した被災状況と「災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」に示されている発生原単位により推計した。

なお、発災時は、被災状況を踏まえた災害廃棄物発生量を把握し、具体的な実行計画に反映する。

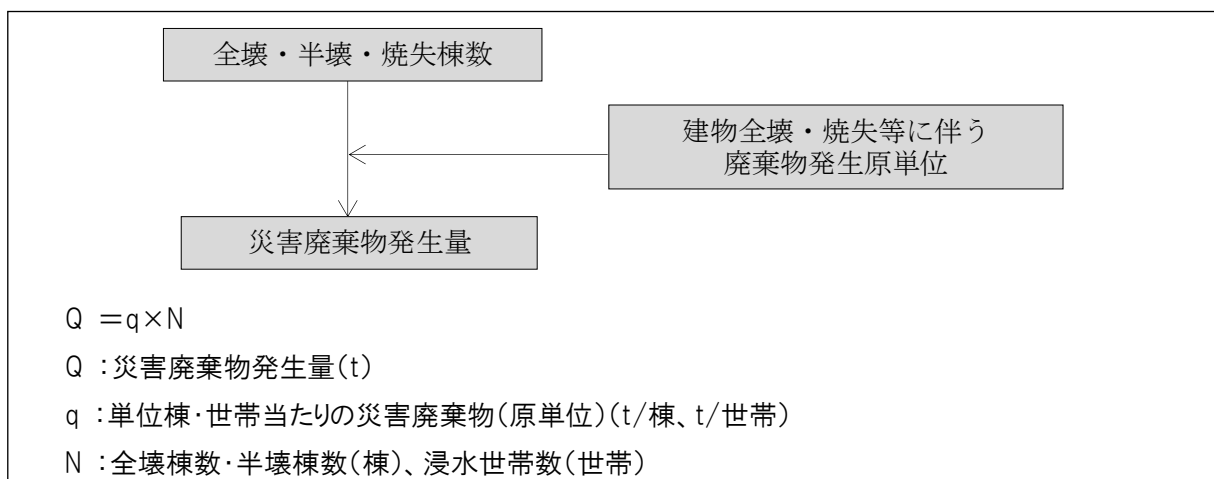


図1 推計方法Ⅰ

表1 推計方法Ⅰの発生量原単位

被害区分	液状化、揺れ、津波		火災焼失(全焼)	
	全壊	117t/棟	161t/棟	木造:78t/棟 非木造:98t/棟
半壊	23t/棟	32t/棟	—	—
床上浸水	4.60t/世帯	—	—	—
床下浸水	0.62t/世帯	—	—	—
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震

出典：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）【技 1-11-1-1】

表 2 災害廃棄物の種類別の割合

種類	液状化、揺れ、津波		火災焼失(全焼)	
			木造	非木造
可燃物	18%	8%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	28%	65%	20
コンクリート	52%	58%	31%	76%
金属	6.6%	3%	4%	4%
角柱材	5.4%	3%	0%	0%
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震	

出典：「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」【技 1-11-1-1】

【水害】

各河川からの浸水により発生する災害廃棄物量は、洪水浸水想定区域の浸水深から床下浸水、半壊、全壊の建物棟数（または世帯数）を推計し、表 3 に示す発生原単位（廃棄物が建物 1 棟または 1 世帯あたり平均的にどの程度発生するかを示したもの）を乗じることで推計されている。

表 3 浸水深と被害区分、発生原単位

浸水深		建物被害区分	発生原単位
床下浸水	0.5m 未満	床下浸水	0.62(t/世帯)
床上 1.0m 未満	0.5m 以上 1.5m 未満	半壊	23(t/棟)
	床上 1.0m 以上 1.8m 未満	大規模半壊	
床上 1.8m 以上	2.3m 以上	全壊	117(t/棟)

※発生原単位の出典：災害廃棄物対策指針（改定版）【技 14-2】（環境省、平成 30 年 3 月）

※水害による被害推計の手引き<試行版>（国土交通省、平成 24 年 12 月）より、1 階の床高は 50cm として設定する。

※大規模半壊は半壊として計上する。

出典：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、令和 3 年 3 月）

(2) 推計方法Ⅱ

推計方法Ⅱを表4に示す。推計に用いる延床面積及び水害の解体率は表5、表6のとおり設定した。

地震災害の災害廃棄物種類別の割合は、同じ直下型地震である「平成28年熊本地震」の処理実績を用いた。水害の災害廃棄物種類別の割合は、「平成27年9月関東・東北豪雨」の処理実績を用いた。

表4 推計方法Ⅱ

<p>【推計式】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">災害廃棄物発生量</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">家屋解体に伴う災害廃棄物の発生量</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">公物等量</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">Y</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> $X_1 \times a \times b_1 + X_2 \times a \times b_2 + X_3 \times c + X_4 \times d$ </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; background-color: #ffcccc;">S</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; background-color: #ccffcc;">P</div> </div>
<p>$X_1 \times a \times b_1$: 家屋(全壊)解体による災害廃棄物の発生量 X_1: 全壊棟数(棟) a: 災害廃棄物発生原単位(t/棟) b_1: 全壊家屋解体率 0~1.0 (地震災害では1.0と設定。水害では平成30年7月豪雨の倉敷市の処理実績から0.52と設定。)</p>
<p>$X_2 \times a \times b_2$: 家屋(半壊)解体による災害廃棄物の発生量 X_2: 半壊棟数(棟) a: 災害廃棄物発生原単位(t/棟) b_2: 半壊家屋解体率 0~0.5 (地震災害では0.3と設定。水害では平成30年7月豪雨の倉敷市の処理実績から0.25と設定。)</p>
<p>$X_3 \times c + X_4 \times d$: 浸水による災害廃棄物の発生量 X_3: 床上浸水による被災世帯数(世帯) X_4: 床下浸水による被災世帯数(世帯) c, d: 災害廃棄物発生原単位(t/世帯)</p>
<p>S: 火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量(t) $S = W_1 \times a \times (1-0.34) + W_2 \times a \times (1-0.16)$ W_1: 木造焼失棟数(棟) W_2: 非木造焼失棟数(棟) a: 災害廃棄物発生原単位(t/棟) 火災焼失に伴う建物の減量率 木造:34% 非木造:16%*</p>
<p>P: 公物等量(t) $P = \text{家屋解体廃棄物量}(X_1 \times a \times b_1 + X_2 \times a \times b_2 + S) \times p$ p: 家屋解体廃棄物量に対する割合 (東日本大震災 $p=1.15$, 熊本 $p=1.13$, 岡山 $p=1.37$, 広島 $p=11.29$ 処理実績により算出)</p>
<p>【補足】 木造の災害廃棄物発生原単位 $a = A_1 \times a_1$ 非木造の災害廃棄物発生原単位 $a = A_2 \times a_2$ A_1: 木造延床面積(m²/棟) A_2: 非木造延床面積(m²/棟) a_1: 木造原単位(t/m²)=0.6 a_2: 非木造原単位(t/m²)=1.2</p>

※災害廃棄物対策指針(平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)【技1-11-1-1】より設定
 出典:「令和3年度災害廃棄物対策推進検討会」【資料2-1】を基に作成

表5 本市の棟当たり延床面積

建物種類	延床面積(市合計)	棟数(市合計)	棟当たり延床面積
木造	2,873,121 m ²	27,231 棟	105.5 m ² /棟
非木造	4,453,228 m ²	7,754 棟	574.3 m ² /棟

出典：「令和3年度 固定資産の価格等の概要調書 市町村別内訳」（総務省）を基に算出

表6 平成30年7月豪雨における倉敷市の家屋解体実績

項目	全壊	半壊	
		大規模半壊	半壊
被害家屋数	4,646 棟	452 棟	394 棟
		821 棟	
解体家屋数	2,393 棟	113 棟	97 棟
		210 棟	
家屋解体率	0.52	0.25	

出典：「平成30年7月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録」（令和3年3月 環境省中国四国地方環境事務所 倉敷市）を基に算出

表7 災害ごとの廃棄物の種類別の割合

種類	地震	水害
	平成28年熊本地震処理実績 ^{※1}	平成27年9月関東・東北豪雨 ^{※2}
柱角材	15.3%	2.1%
可燃物	5.4%	4.4%
不燃物	30.0%	70.5%
コンクリート	48.5%	9.9%
金属	0.8%	0.6%
その他		0.6%
土砂		12.0%
合計	100%	100%

※1 「令和3年度災害廃棄物対策推進検討会」【資料3-1】

※2 「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）」【技14-2】

6-2 災害廃棄物発生量の推計結果

(1) 地震災害

推計方法Ⅰと推計方法Ⅱに基づく災害廃棄物発生量の推計結果を表8、図2に示す。推計方法Ⅱによって推計した災害廃棄物総発生量は、推計方法Ⅰの約2～3倍の推計結果になった。両方法で使用される廃棄物の種類別割合が異なるため（推計方法Ⅰは表2を使用、推計方法Ⅱは表6を使用した。）、各組成の発生量が2～3倍になっているわけではない。

表8 災害廃棄物発生量の推計結果（地震）

種類	印西市直下の地震		千葉県北西部直下地震		大正型関東地震	
	推計方法Ⅰ	推計方法Ⅱ	推計方法Ⅰ	推計方法Ⅱ	推計方法Ⅰ	推計方法Ⅱ
可燃物	73,151 t	52,411 t	41,067 t	26,554 t	36 t	35 t
不燃物	122,813 t	291,173 t	58,246 t	147,522 t	36 t	195 t
柱角材	21,922 t	148,498 t	12,312 t	75,236 t	11 t	100 t
コンクリート	234,861 t	470,730 t	126,780 t	238,494 t	103 t	316 t
金属	29,859 t	7,765 t	16,109 t	3,934 t	13 t	5 t
合計	482,606 t	970,578 t	254,513 t	491,740 t	199 t	651 t

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

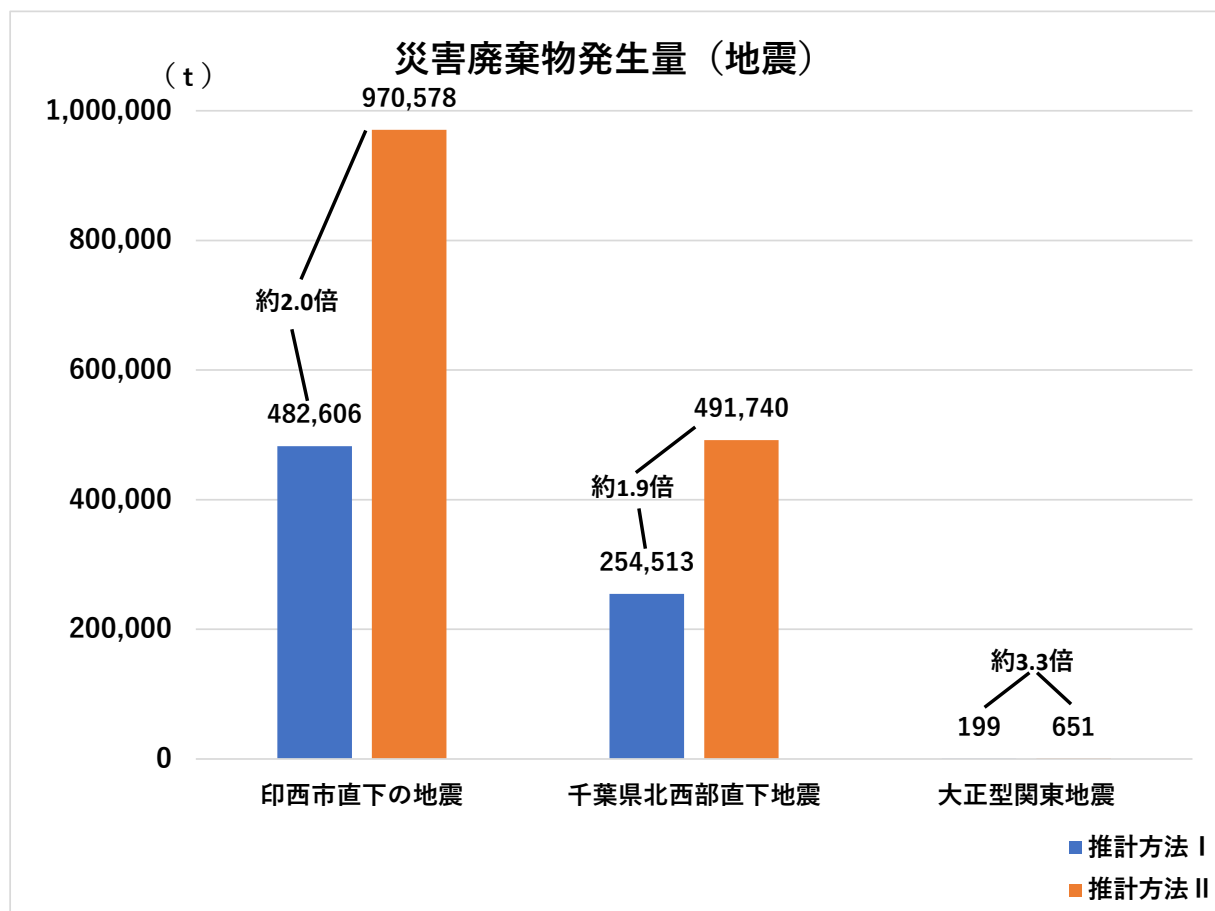


図2 各災害廃棄物発生量の推計結果の比較

(2) 水害

推計方法Ⅰと推計方法Ⅱに基づく災害廃棄物発生量の推計結果を表9～表12、図3に示す。推計方法Ⅱによって推計した災害廃棄物発生量は、推計方法Ⅰの約2倍の推計結果になった。

表9 災害廃棄物発生量の推計結果（利根川）

種類	利根川	
	推計方法Ⅰ	推計方法Ⅱ
柱角材	12,551 t	25,243 t
可燃物	26,443 t	53,186 t
不燃物	427,237 t	859,298 t
コンクリート	59,932 t	120,540 t
金属	3,702 t	7,445 t
その他	3,517 t	7,073 t
土砂	72,425 t	145,667 t
合計	605,806 t	1,218,452 t

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

表10 災害廃棄物発生量の推計結果（高崎川・印旛沼流域）

種類	利根川	
	推計方法Ⅰ	推計方法Ⅱ
柱角材	57 t	221 t
可燃物	121 t	466 t
不燃物	1,949 t	7,532 t
コンクリート	273 t	1,057 t
金属	17 t	65 t
その他	16 t	62 t
土砂	330 t	1,277 t
合計	2,763 t	10,679 t

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

表11 災害廃棄物発生量の推計結果（手賀川・手賀沼）

種類	利根川	
	推計方法Ⅰ	推計方法Ⅱ
柱角材	68 t	249 t
可燃物	143 t	525 t
不燃物	2,305 t	8,487 t
コンクリート	323 t	1,191 t
金属	20 t	74 t
その他	19 t	70 t
土砂	391 t	1,439 t
合計	3,269 t	12,035 t

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

表 12 災害廃棄物発生量の推計結果（全河川）

種類	利根川	
	推計方法Ⅰ	推計方法Ⅱ
柱角材	12,552 t	25,246 t
可燃物	26,445 t	53,191 t
不燃物	427,262 t	859,389 t
コンクリート	59,935 t	120,553 t
金属	3,702 t	7,446 t
その他	3,517 t	7,074 t
土砂	72,429 t	145,682 t
合計	605,841 t	1,218,580 t

※四捨五入により、合計は合わない場合がある。

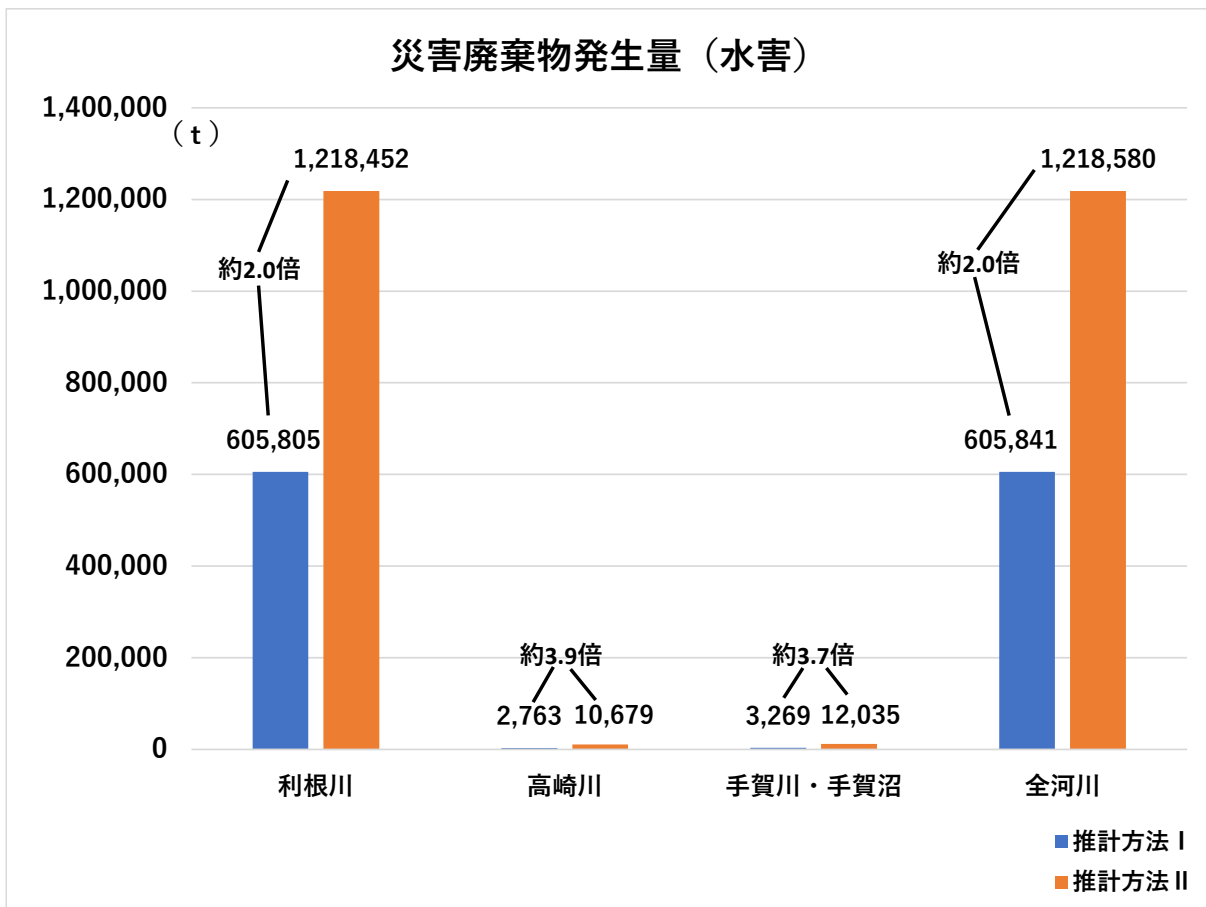


図 3 各災害廃棄物発生量の推計結果の比較

7. 処理フロー

7-1 印西市直下の地震

環境整備事業組合の焼却処理施設の処理可能量をもとに印西市直下の地震の災害廃棄物処理フローを図4に示す。3年間の本市の一般廃棄物焼却処理可能量の最大値は6,933tであり、可燃物の発生量73,151tを下回っているため、市内の産業廃棄物処理施設または、近隣自治体での広域処理等の検討が必要である。また、不燃物の122,813tの処理については最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定する。

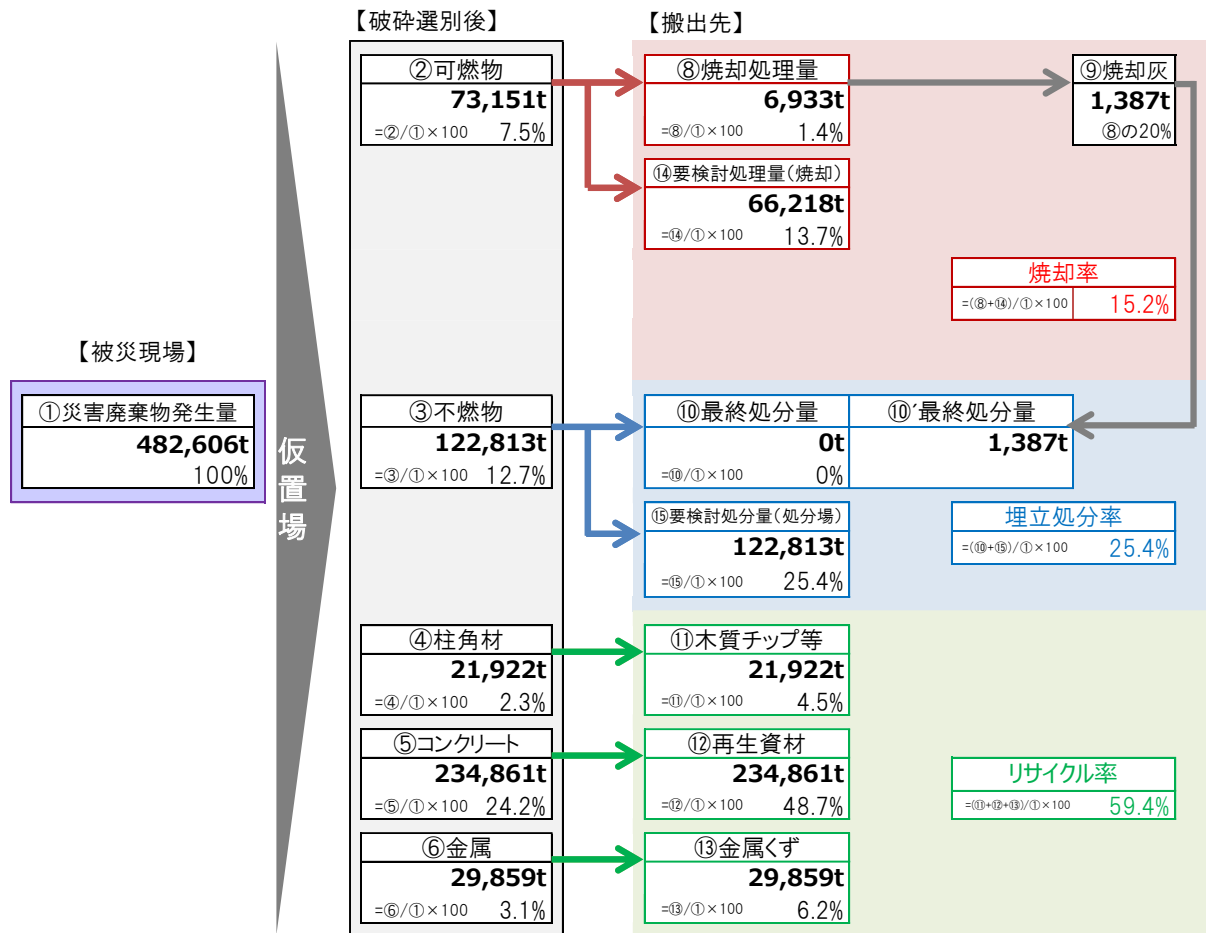


図4 災害廃棄物の処理フロー（印西市直下の地震）

7-2 千葉県北西部直下地震

環境整備事業組合の焼却処理施設の処理可能量をもとに印西市直下の地震の災害廃棄物処理フローを図5に示す。3年間の本市の一般廃棄物焼却処理可能量の最大値は6,933tであり、可燃物の発生量41,067tを下回っているため、市内の産業廃棄物処理施設または、近隣自治体での広域処理等の検討が必要である。また、不燃物の58,246tの処理については最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定する。

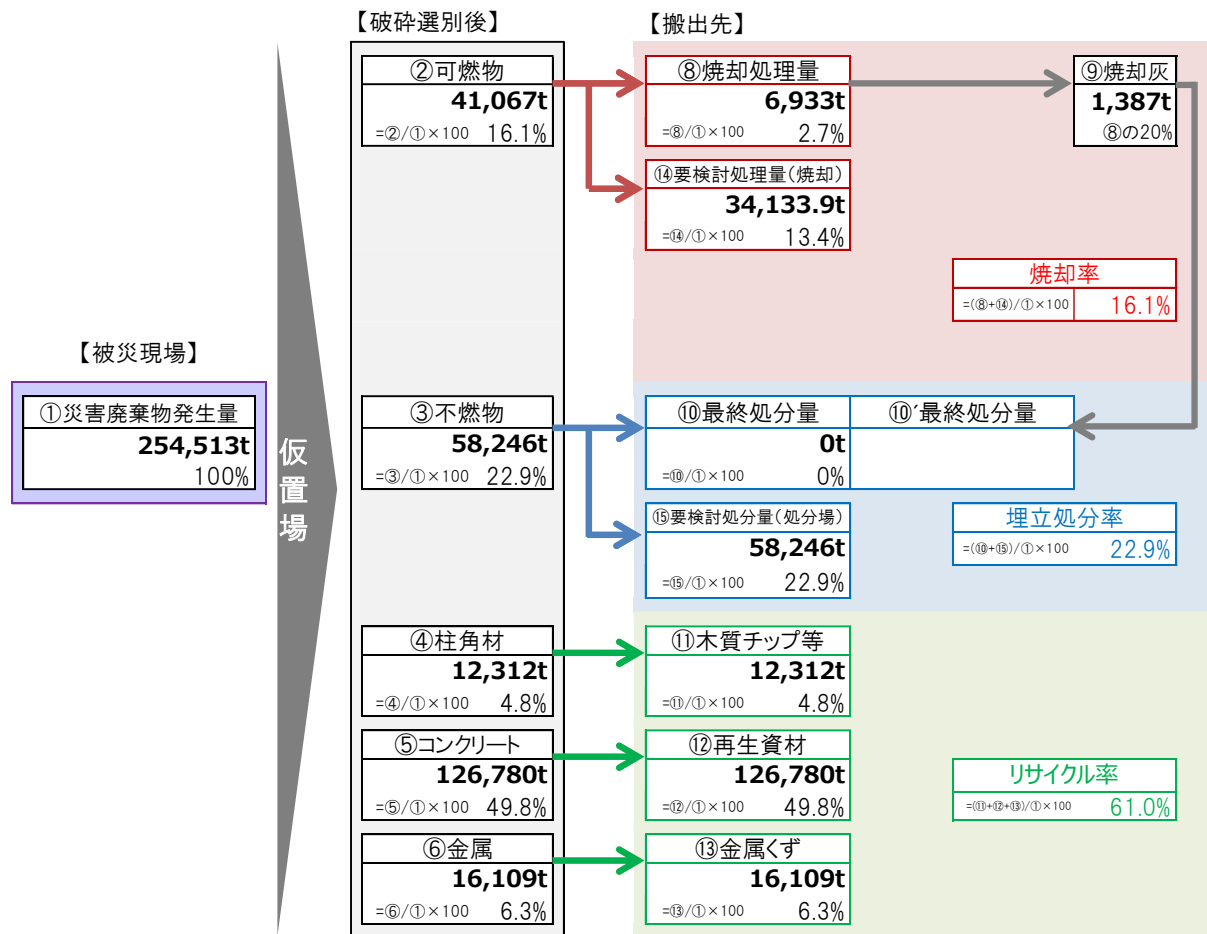


図5 災害廃棄物の処理フロー（千葉県北西部直下地震）

7-3 大正型関東地震

環境整備事業組合の焼却処理施設の処理可能量をもとに印西市直下の地震の災害廃棄物処理フローを図6に示す。3年間の本市の一般廃棄物焼却処理可能量の最大値は6,933tであり、可燃物の発生量36tを上回っているため、環境整備事業組合での処理は可能である。不燃物の36tの処理については最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定する。

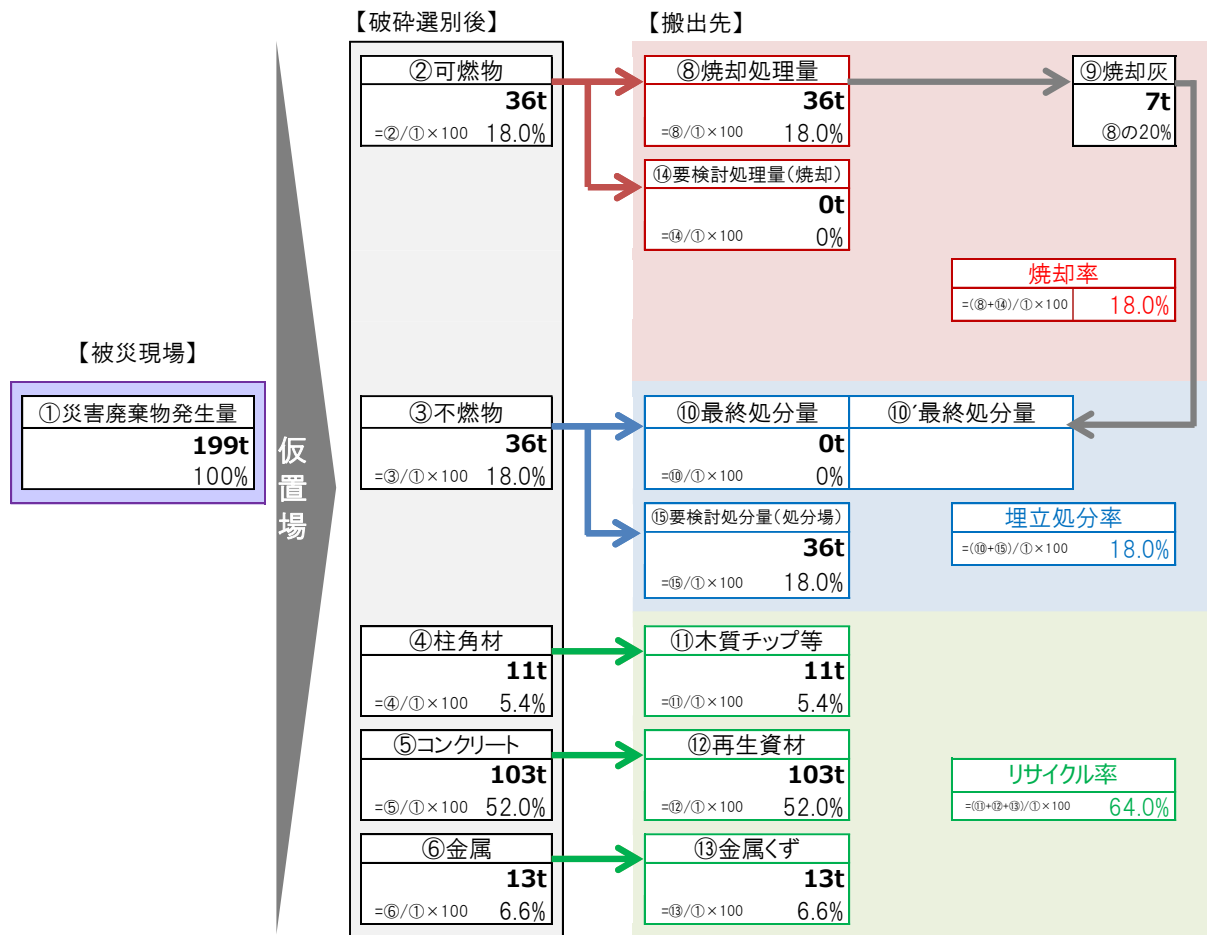


図6 災害廃棄物の処理フロー（大正型関東地震）

7-4 利根川氾濫

環境整備事業組合の焼却処理施設の処理可能量をもとに利根川氾濫の災害廃棄物処理フローを図7に示す。3年間の本市の一般廃棄物焼却処理可能量の最大値は6,933tであり、可燃物の発生量26,443tを下回っているため、市内の産業廃棄物処理施設または、近隣自治体での広域処理等の検討が必要である。また、不燃物の427,237tの処理については最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定する。

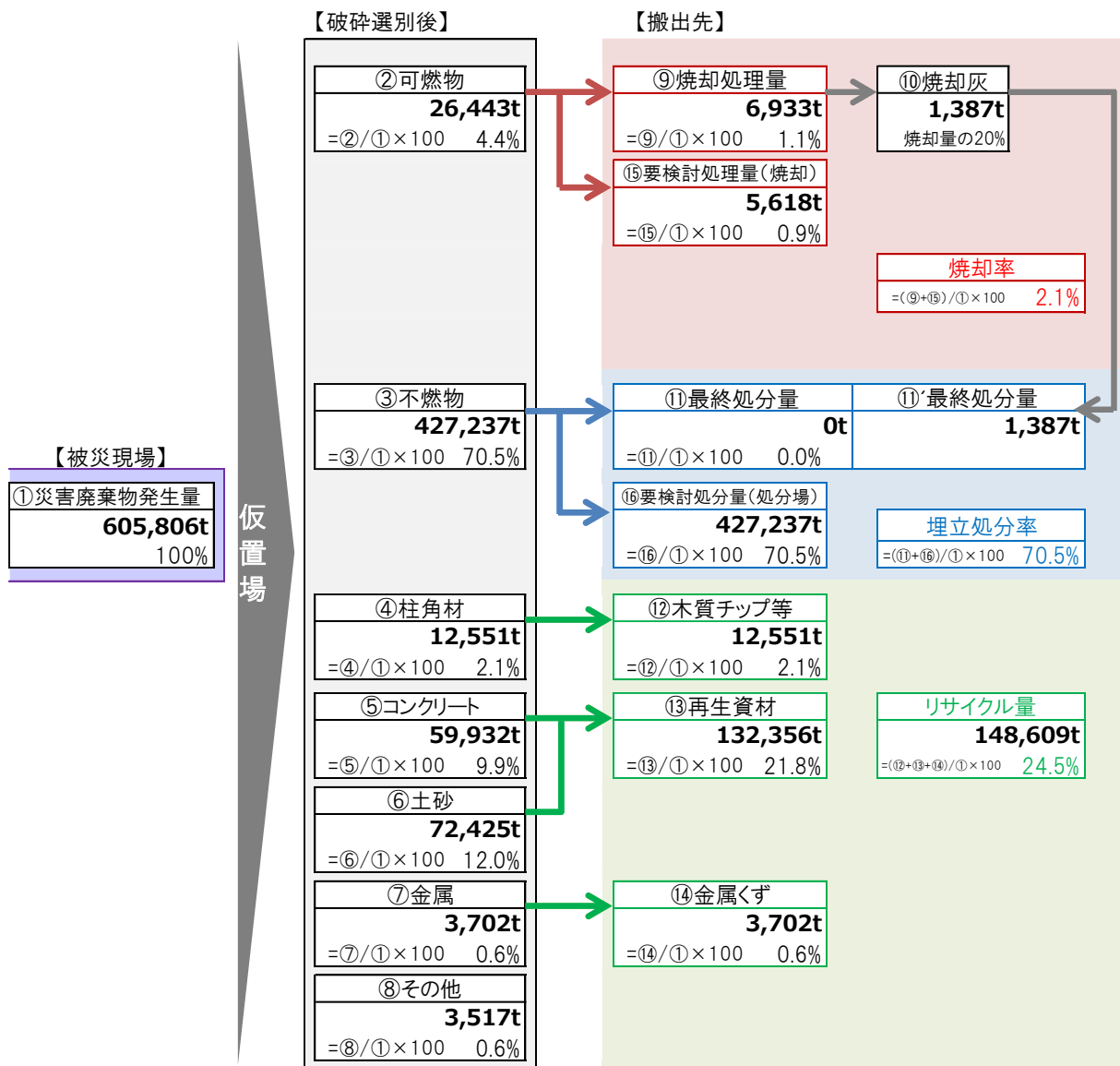


図7 災害廃棄物の処理フロー（利根川氾濫）

7-5 高崎川・印旛沼流域氾濫

環境整備事業組合の焼却処理施設の処理可能量をもとに利根川氾濫の災害廃棄物処理フローを図8に示す。3年間の本市の一般廃棄物焼却処理可能量の最大値は6,933tであり、可燃物の発生量121tを上回っているため、環境整備事業組合での処理は可能である。不燃物の1,949tの処理については最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定する。

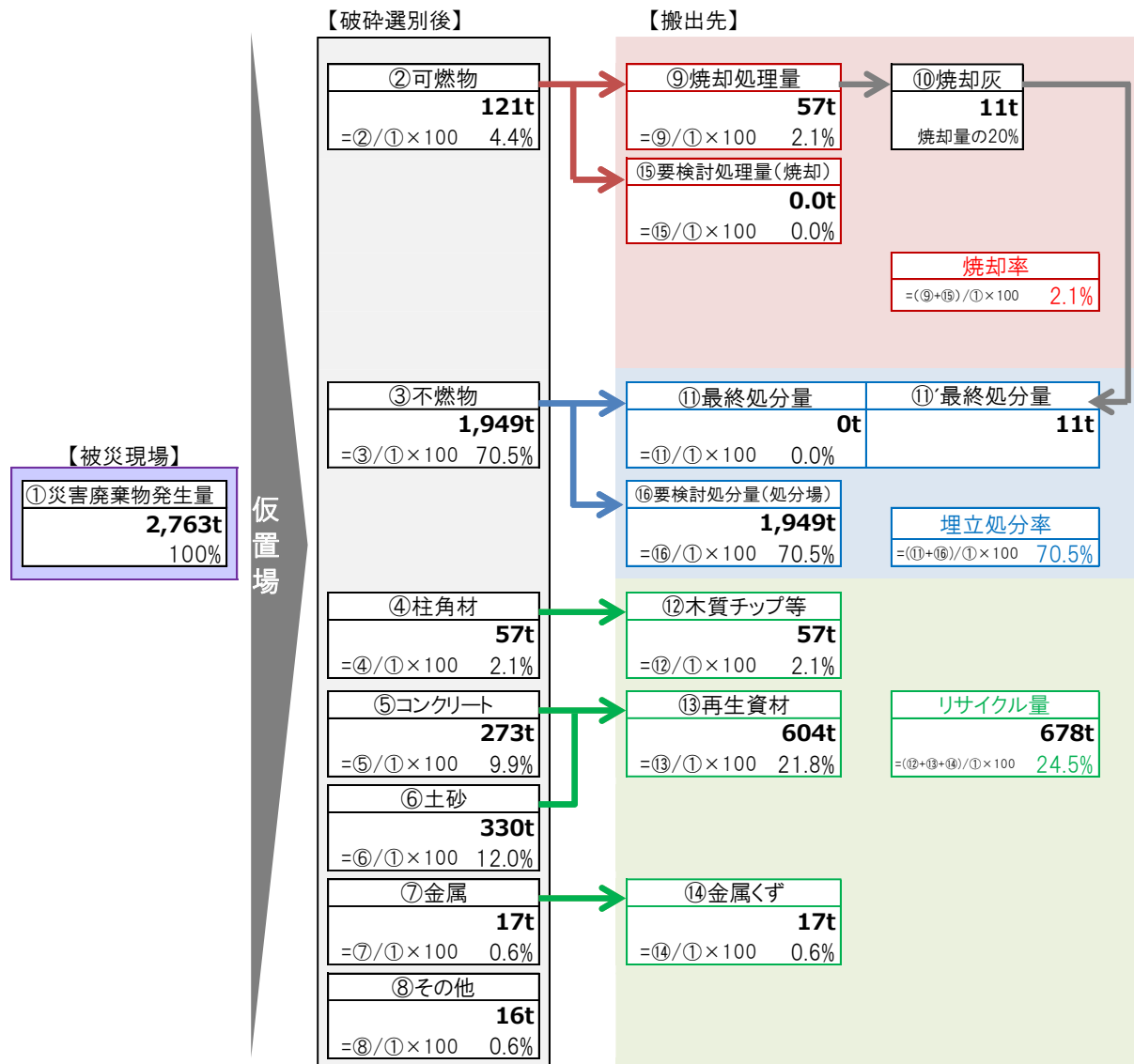


図8 災害廃棄物の処理フロー（高崎川・印旛沼流域氾濫）

7-6 手賀川・手賀沼氾濫

環境整備事業組合の焼却処理施設の処理可能量をもとに利根川氾濫の災害廃棄物処理フローを図9に示す3年間の本市の一般廃棄物焼却処理可能量の最大値は6,933tであり、可燃物の発生量143tを上回っているため、環境整備事業組合での処理は可能である。不燃物の2,305tの処理については最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定する。

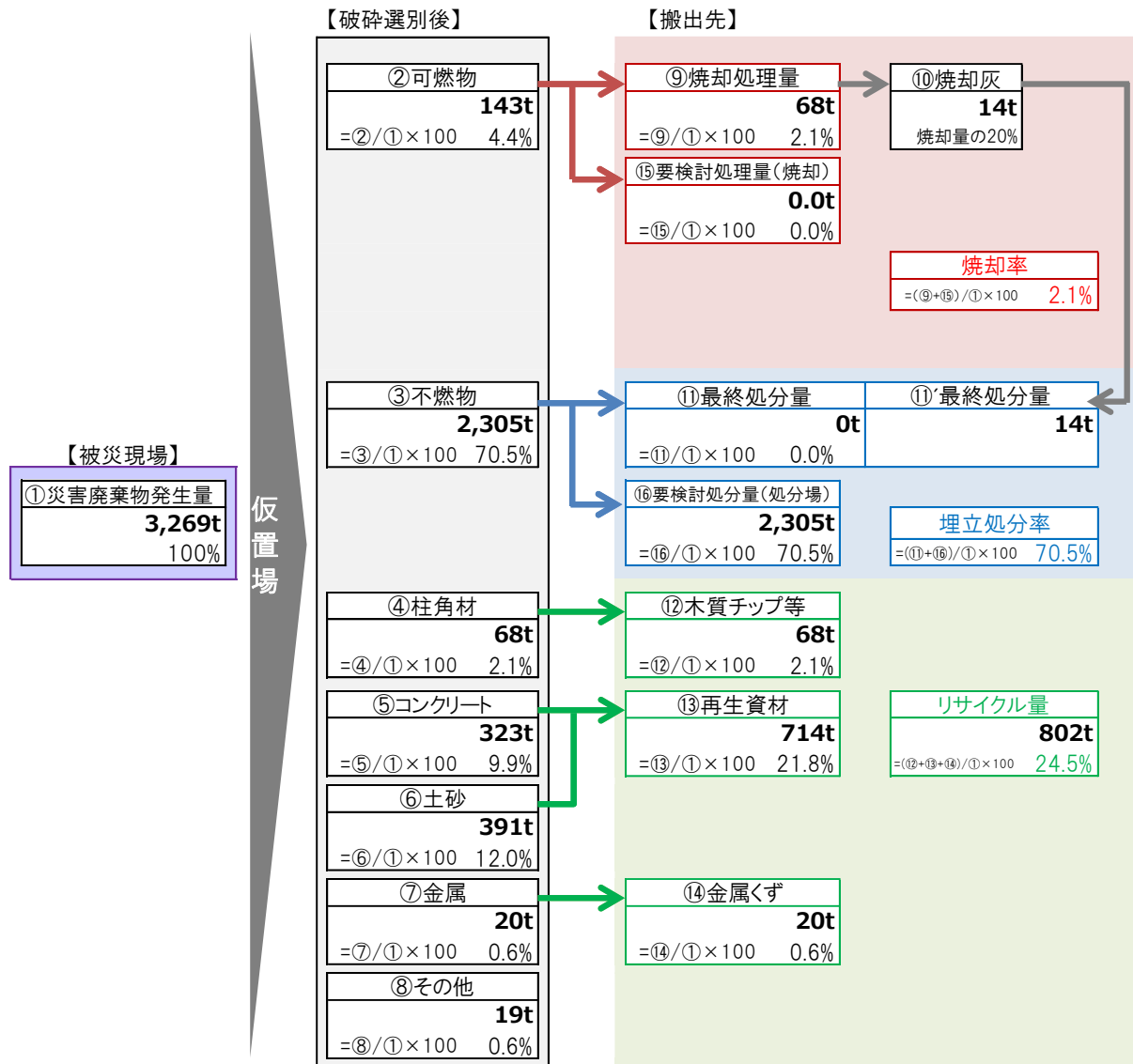


図9 災害廃棄物の処理フロー（手賀川・手賀沼氾濫）

7-7 全河川氾濫

環境整備事業組合の焼却処理施設の処理可能量をもとに利根川氾濫の災害廃棄物処理フローを図10に示す。3年間の本市の一般廃棄物焼却処理可能量の最大値は6,933tであり、可燃物の発生量26,445tを下回っているため、市内の産業廃棄物処理施設または、近隣自治体での広域処理等の検討が必要である。また、不燃物の427,262tの処理については最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定する。

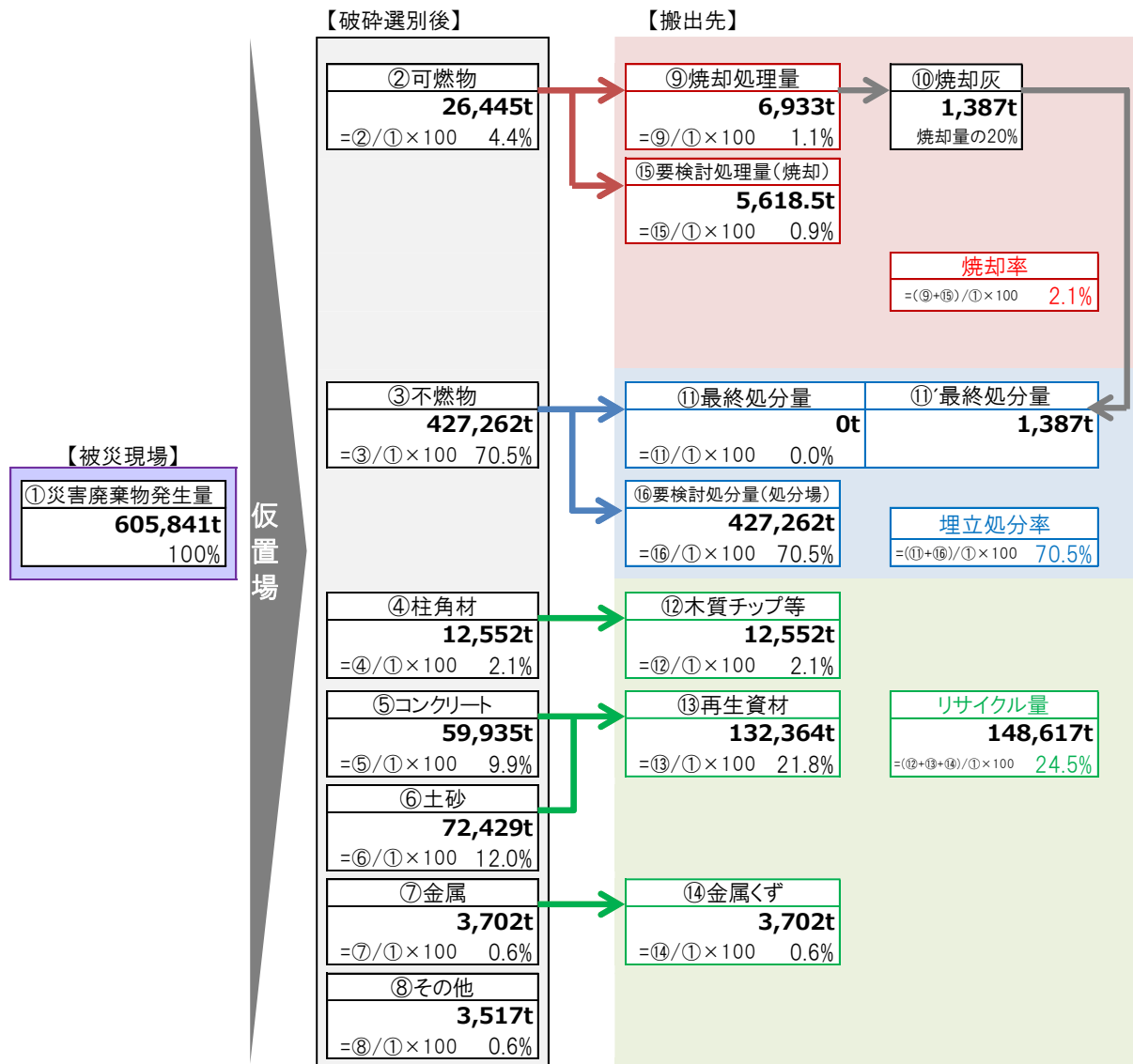


図10 災害廃棄物の処理フロー（全河川氾濫）

8. 避難場所の一覧

8-1 広域避難所（指定緊急避難場所）

出典：印西市地域防災計画

広域避難場所は、市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する避難場所である。公園等を指定する。

No.	名称	所在地	電話番号	震災	風水害
1	千葉県立北総花の丘公園	原山一丁目 12 番地1	47-4030	○	○
2	東京電機大学 千葉ニュータウンキャンパス	武西学園台二丁目 1200 番地	46-4111	○	○
3	松山下公園	浦部 275 番地	42-8417	○	○

8-2 指定避難所

出典：印西市地域防災計画

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったものまたは居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所である。学校等を指定する。

No.	名称	所在地	電話番号	震災	風水害
1	木下小学校	木下 1502 番地	42-2607	○	○
2	小林小学校	小林 2448 番地 2	42-4311	○	○
3	大森小学校	大森 3350 番地	42-2089	○	
4	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023	○	○
5	旧永治小学校	浦部 557 番地	-	○	○
6	木刈小学校	木刈二丁目 6 番地	46-1755	○	○
7	内野小学校	内野一丁目 1 番地	46-1781	○	○
8	原山小学校	原山三丁目 4 番地	46-1701	○	○
9	小林北小学校	小林北五丁目 1 番地 5	97-1100	○	
10	小倉台小学校	小倉台二丁目 3 番地	46-5711	○	○
11	高花小学校	高花二丁目 4 番地	46-6211	○	○
12	西の原小学校	西の原二丁目 7 番地	45-0150	○	○
13	原小学校	原三丁目 5 番地	45-8611	○	○
14	印西中学校	大森 2244 番地	42-3151	○	○
15	船穂中学校	高花一丁目 3 番地	46-0021	○	○
16	木刈中学校	木刈二丁目 1 番地	46-1751	○	○
17	小林中学校	小林大門下一丁目 4 番地 1	97-3100	○	○
18	原山中学校	原山一丁目 2 番地	46-6911	○	○
19	西の原中学校	西の原一丁目 3 番地	45-0160	○	○
20	そうふけふれあいの里	草深 924 番地	47-4700	○	○
21	平岡自然公園	平岡 1554 番地	42-1008	○	○
22	六合小学校	瀬戸 1580 番地	98-0006	○	○
23	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地	-	○	○
24	平賀小学校	平賀 1161 番地 2	98-1151	○	○
25	いには野小学校	若菽三丁目 9 番地	98-2080	○	○
26	印旛中学校	舞姫二丁目 1 番地 1	98-0711	○	○
27	本埜小学校	中根 1281 番地 2	97-0035	○	○
28	旧本埜第二小学校	笠神 1745 番地	-	○	
29	滝野小学校	滝野五丁目 1 番地	97-1977	○	○
30	本埜中学校	笠神 250 番地	97-0009	○	○
31	滝野中学校	滝野五丁目 2 番地	97-1988	○	○
32	牧の原小学校	牧の原三丁目 1 番地 1	29-5560	○	○

8-3 特別避難所

出典：印西市地域防災計画

特別避難所は、以下に掲げる目的等のため、市長が必要と認めた場合に開設する。

- (1) 福祉避難所として、要配慮者に対する特別な配慮をするため
- (2) 土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するため

No.	名称	所在地	電話番号	震災	風水害	土砂災害
1	総合福祉センター	竹袋 614 番地 9	42-0144	○		
2	中央公民館	大森 3934 番地 1	42-2911	○		
3	中央駅前地域交流館	中央南一丁目 2 番地	46-5111	○	○	
4	小林コミュニティプラザ	小林北五丁目 1 番地 6	97-0003	○		
5	ふれあい文化館	原三丁目 4 番地	45-3800	○	○	
6	中央駅北コミュニティセンター (フレンドリープラザ)	木刈四丁目 3 番地 1	46-8611	○	○	
7	中央駅南コミュニティセンター (サザンプラザ)	原山三丁目 3 番地	45-0611	○	○	
8	永治コミュニティセンター	浦部 411 番地 3	42-1101	○	○	
9	船穂コミュニティセンター	船尾 786 番地 1	48-5311	○	○	
10	ふれあいセンターいんば	美瀬一丁目 25 番地	98-1111	○	○	○
11	本埜公民館	中根 1375 番地	97-2011	○	○	○
12	宮内青年館	浦部 1430 番地 3				○
13	和泉会館	和泉 885 番地 1				○
14	松崎中央会館	松崎 396 番地				○
15	小林小学校	小林 2448 番地 2	42-4311			○
16	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地				○
17	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023			○
18	大森ふれあい会館	大森 2646 番地 8				○
19	平賀地区構造改善センター	平賀 928 番地				○

8-4 市が指定する一時避難場所

出典：印西市地域防災計画

災害時の危険を回避するため、市は一時的に避難する避難場所として近隣公園以上の規模を有する公園を一時避難場所として指定する。

また、町内会・自治会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地进行を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

No.	名称	種別	所在	所在地	面積(ha)	供用開始
1	松山下公園	総合	浦部	浦部 275 番地	14.06	S63.4.1
2	本笠スポーツプラザ	運動	中根	中根 1362 番地 2 他	5.71	H4.8.23
3	印旛中央公園	地区	瀬戸	瀬戸 1504 番地 1 他	4.12	S56.4.1
4	印旛西部公園	地区	岩戸	岩戸 2869 番地他	5.40	H9.3.31
5	松虫姫公園	地区	舞姫	舞姫三丁目 2 番地 1 他	7.46	H17.4.3
6	牧の原公園	地区	牧の原	牧の原四丁目 3054 番 4 他	5.76	H11.3.31
7	泉公園	地区	泉野	泉野三丁目 2 番地	2.42	H25.4.1
8	浅間山公園	近隣	小林	小林浅間三丁目 1 番地 10	2.00	S58.4.1
9	高花公園	近隣	高花	高花五丁目 4 番地	2.20	S61.3.31
10	多々羅田公園	近隣	内野	内野一丁目 10 番地 1	2.48	S63.3.31
11	浦幡新田公園	近隣	木刈	木刈一丁目 4 番 1 他	2.25	H5.2.15
12	西の原公園	近隣	西の原	西の原一丁目 4 番地	2.00	H8.6.3
13	草深公園	近隣	原	原二丁目 4 番地	2.00	H10.3.31
14	大塚前公園	近隣	小倉台	小倉台一丁目 2 番	2.05	H14.8.1
15	木下万葉公園	近隣	木下	木下字平台 1944 番地他	2.72	H17.11.21
16	松崎台公園	近隣	松崎台	松崎台一丁目 23 番地	2.42	H20.5.1
17	萩原公園	近隣	若萩	若萩四丁目 1 番 1 他	2.16	H17.4.3
18	滝野公園	近隣	滝野	滝野四丁目 2 番地 1	2.50	H10.4.1
19	東の原公園	近隣	東の原	東の原三丁目 105 番地	2.10	H26.4.4
20	別所谷津公園	近隣	牧の原	牧の原三丁目 2 番地	2.70	H27.4.1
21	木下交流の杜公園	近隣	木下	木下字平台 804 番地	2.90	H30.4.2

9. 一般廃棄物処理業許可業者一覧

9-1 印西市一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥除く）許可業者一覧

令和5年3月31日時点




No.	業者名	所在地	電話番号	備考
1	(有)渡辺新生興業	印西市大森 2476-11	0476-42-4788	
2	千葉クリーン(株)	印西市別所 61	0476-42-3133	
3	千葉北部環境整備(有)	印西市平岡 283-47	0476-42-2716	
4	(有)鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢 2-23-54	047-445-2168	特定家庭用機器を 除く
5	船橋興産(株)	船橋市高瀬町 31-2	047-433-5581	特定家庭用機器を 除く
6	(株)環境美装	富里市七栄 533-78	0476-93-5246	特定家庭用機器を 除く
7	(有)クリーン・ワールド	印西市大森 3270-1	0476-40-2655	紙くず、紙おむつに 限る
8	(株)ヤマウチ	船橋市三咲 3-6-13	047-448-5486	特定家庭用機器を 除く
9	(株)印旛共進	印西市小林北 5-4-3	0476-97-5379	
10	共同リサイクル(株)	成田市三里塚光が丘 1-862	0476-35-2635	特定家庭用機器を 除く
11	(有)石川産業	印西市竹袋 254-8	0476-42-8909	
12	(株)本埜共進	印西市本埜小林 26	0476-97-1146	
13	(有)総合環境サービス	我孫子市布佐 3398	0476-42-6100	
14	(株)サン・クリーンサービス	千葉市稲毛区山王町 289-1	043-423-3629	特定家庭用機器を 除く
15	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	047-443-0903	特定家庭用機器を 除く
16	(株)マルトシ	東金市山田 1315-1	0475-53-4055	樹木、枝葉及び刈 草
17	(有)丸山クリーン	佐倉市先崎 909	043-487-4392	特定家庭用機器を 除く
18	(有)印旛清掃	印西市鎌苅 386	0476-99-1591	特定家庭用機器を 除く
19	(株)北辰産業	四街道市四街道 1544-2	043-489-7969	特定家庭用機器を 除く
20	本埜クリーンサービス	印西市下井 68-5	0476-97-3838	特定家庭用機器を 除く
21	(株)北総フォレスト	印西市岩戸 3298-1	0476-80-5211	樹木、枝葉及び刈 草

9-2 印西市一般廃棄物処分業許可業者一覧


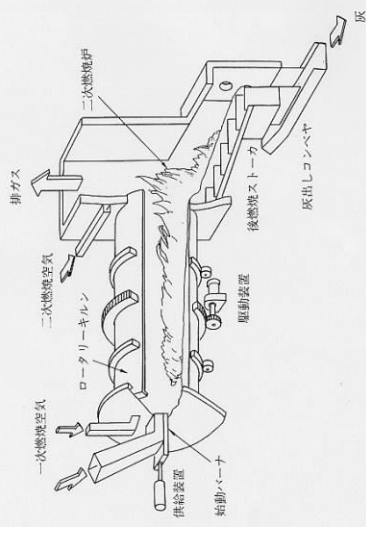
令和5年3月31日時点

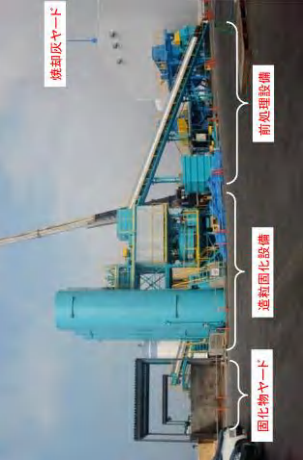
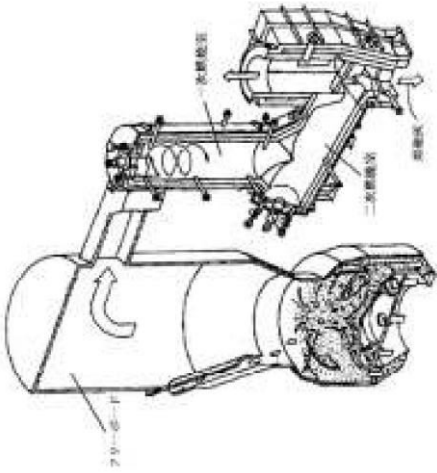
No.	業者名	所在地	電話番号	備考
1	(有)渡辺新生興業	印西市大森 2476-11	0476-42-4788	再生利用可能な剪定枝、刈草及び樹木に限る
2	(有)総合環境サービス	我孫子市布佐 3398	0476-42-6100	再生利用可能な食物残渣に限る
3	(株)北総	印西市木下東 4-10-2	0476-40-2555	再生利用可能な剪定枝、刈草及び樹木に限る
4	(株)オールクリーン	印西市別所字成沢 1209-1	0476-42-5409	再生利用可能な剪定枝、刈草及び樹木に限る
5	(株)本埜共進	印西市本埜小林 26	0476-97-1146	可燃ごみ、不燃ごみ廃家電製品に限る
6	白鳥 颯人	印西市戸神 672	0476-46-0737	再生利用可能な剪定枝、刈草及び樹木に限る
7	(株)北総フォレスト	印西市岩戸 3298-1	0476-80-5211	再生利用可能な剪定枝、刈草及び樹木に限る

10. 仮設処理設備等

項目	施設概要	主な施設構成	主要機器の概要
建設重機	<p>アタッチメントの交換により、災害廃棄物をつかんだり、つぶしたり、切ったりする機能がある。この機能により廃棄物を粗選別する。</p>	<p>アタッチメント付きバックホー等</p>	<p>バックホーにつかみ機能のあるアタッチメントを装着し、災害廃棄物を移動させたり粗選別する。 【イメージ】</p>  <p>津波で押し流され市街地の路地を塞いでいたコンテナを、その場で解体・分別して移送。(石巻市) (南三陸町)</p> <p>復雑に絡み合う建屋構造物、基礎材などの鉄スクラップを細かく切断、分別して移送。(南三陸町)</p> <p>出典：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p>
木くず破砕機	<p>木くずを破砕する専用の破砕機で、破砕後はバイオマス発電設備で焼却される。キャタピラのついた移動式の破砕機も良く使われる。</p>	<p>・木くず破砕機 供給設備、磁選機、破砕機等</p>	<p>木くず等を専用に破砕する破砕機。キャタピラがついて移動する形式も良く利用されている。メッシュの大きさにより、破砕後の木くずの大きさを調整することができる。 【イメージ】</p>  <p>出典：農林水産省</p>
がれき破砕機	<p>コンクリートなどは、がれき専用の破砕機で破砕する。キャタピラのついた移動式の破砕機も良く使われる。</p>	<p>・がれき破砕機 供給設備、破砕機等 ・選別装置 磁選機粒度選別機、比重差選別機等</p>	<p>がれき等を専用に破砕する破砕機。キャタピラがついて移動する形式も良く利用されている。メッシュの大きさにより、破砕後のがれきの大きさを調整することができる。 【イメージ】</p>  <p>出典：災害廃棄物対策指針(改定版)【技20-1】</p>

項目	施設概要 風の力を利用した風力選別機、磁力により鉄を吸着させる磁選機、回転櫛を回転させる回転選別機(トロンメル)、振動櫛を振動させる振動選別機など、様々な種類の選別機がある。用途により使い分けたり組み合わせたりする。	主な施設構成 供給設備、風力選別機、磁選機、回転選別機、振動選別機等	主要機器の概要 ・磁選機 磁力を利用して磁性の異なる物質からなる粒子を分離する選別廃棄物の中から鉄を回収する。鉄を破碎すると、破碎機の刃が傷みややすくなるので、機は破碎機と組み合わせて使用されることが多い。 ・回転選別機(トロンメル) 廃棄物混じりの土を現場で再利用するため、原料に混じっている廃棄物と土砂に選別する機械。ドラム内で原料が回転しながら上下に攪拌されることで、廃棄物に付着した土砂を剥離・払い落とし選別を行う。また、移動式のものは、現場内の土砂運搬コストを削減できる。 【イメージ】
選別機			 <p>出典：国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動選別機 ふるいを振動モーターで振動させて、ふるい分けする装置。処理プラントに投入される混廃棄物の表面には、土砂等の細分が多量に付着している。これら土砂等の細粒分を落とすには振動が有効である。 <p>【イメージ】</p>  <p>出典：(独)情報処理推進機構</p>

項目	施設概要	主な施設構成	主要機器の概要
<p>焼却炉</p>	<p>災害廃棄物のうち可燃物等を焼却し減容化する施設。含水率などごみ質の違いで焼却炉を2種類設置することが一般的である。通常の可燃ごみストーカ炉といった火格子のある焼却炉で焼却し、汚泥やプラスチックなどはロータリーキルンといった、回転式の液体の乾燥機能を持つ焼却炉で処理される。</p>	<p>・ストーカ炉 供給設備、焼却炉、排ガス処理設備、灰出し設備等</p>	<p>焼却物をストーカ(「火格子」と呼ばれる、ごみを燃やす場所。下から空気を送りこみごみを燃えやすくするため、金属の棒を格子状に組み合わせてある)の上で転がし、焼却炉上部からの輻射熱で乾燥、加熱し、攪拌、移動しながら燃やす仕組みの焼却炉。国内の焼却炉で最も多く使われているタイプ。ストーカの形状や移動方式によりいろいろな種類がある。 【イメージ】</p>  <p>出典：(株)タカマ</p>
<p>焼却炉</p>		<p>・ロータリーキルン炉 供給設備、焼却炉、排ガス処理設備、灰出し設備等</p>	<p>ゆつくりとした回転により流動性のある泥状物や粉体、プラスチック等の廃棄物を攪拌、焼却する。ガス化の早い油や廃プラスチック類の廃棄物を燃焼させることに適している。耐火材を内張りした型円筒炉であり、円筒軸は若干傾斜しており、排出側に向けて下り斜面を形成している。炉の一端に廃棄物の供給口と焼バーナーが、他端に焼却灰または溶融物の排出口が設けられている。炉の回転により焼却物が回転するので、比較的大きなものも焼却できる。 【イメージ】</p>  <p>出典：中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 廃棄物処理基準等専門委員会(第6回)資料</p>

項目	施設概要	主な施設構成	主要機器の概要
造粒固化設備	焼却炉から発生する焼却灰にセメントなどを混入させ造粒物を製造し、建設資材として再利用する。	供給設備、選別機、造粒装置等	 <p>焼却主灰にセメントと不溶化剤を添加して固化し、土木資材化する設備である。 【イメージ】</p>
バイオマス発電設備	木くずといったバイオマスは、単純に焼却するのではなく、専焼炉で焼却し発電する。	供給設備、焼却炉、発電設備、排ガス処理設備、灰出し設備等	 <p>出典：東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理業務について宮城県災害廃棄物処理業務石巻ブロック木くず等のバイオマスの専焼炉で、炉の形式は熱した珪砂の中で燃焼させる流動床炉がよく利用されている。燃焼した余熱で蒸気を発生させ発電する。 【イメージ】</p> <p>出典：特許庁</p>

1 1. 関係機関（部局）の連絡一覧

11-1 自庁内の関連部署

部署名	電話番号	災害対策本部の担当班
防災課	防災係:0476-33-4404 危機管理室:0476-33-4428	本部班
総務課	法規係:0476-42-5113 文書係:0476-33-4400 行革推進係:0476-33-4413	総務班
人事課	人事研修係:0476-42-5114 給与厚生係:0476-33-4423	
選挙管理委員会事務局	庶務係:0476-33-4676 選挙係:0476-33-4676	
DX推進課	管財係:0476-33-4402 デジタル戦略室:0476-33-4401	情報班 施設管理班
秘書広報課	秘書室:0476-42-5115 広報広聴係:0476-42-5117	広報班
企画政策課	企画係:0476-33-4414 政策推進係:0476-33-4068	企画財政班
財政課	財政係:0476-33-4424 契約検査係:0476-33-4403	
交通政策課	交通政策係:0476-33-4415 地域交通係:0476-33-4457	
資産経営課	資産経営係:0476-33-4659 施設管理支援係:0476-33-4659	
課税課	税制係:0476-33-4443 市民税係:0476-33-4443 土地係:0476-33-4445 家屋係:0476-33-4446	現地調査班
納税課	収納管理係:0476-33-4447 債権回収対策室:0476-33-4448	
国保年金課	保険税係:0476-33-4462 給付係:0476-33-4464 高齢者医療年金係:0476-33-4470	
市民活動推進課	活動支援係:0476-33-4431 男女共同参画係:0476-33-4431 市民安全係:0476-33-4435 防犯対策係:0476-33-4435 市民安全センター:0476-45-1955	市民相談班
市民課	住民記録係:0476-33-4442 窓口係:0476-33-4441 戸籍係:0476-33-4440 旅券交付係:0476-33-3302 中央駅前出張所:0476-46-1011 牧の原出張所:0476-47-1111 小林出張所:0476-97-0002 船穂出張所:0476-46-0002 滝野出張所:0476-80-8181 岩戸出張所:0476-80-5911 平賀出張所:0476-80-3811	
印旛支所市民サービス課	地域支援係:0476-98-1111(代表) 市民福祉係:0476-98-1111(代表)	印旛支所班
本埜支所市民サービス課	地域支援係:0476-97-1111(代表) 市民福祉係:0476-97-1111(代表)	本埜支所班

部署名	電話番号	災害対策本部の担当班
環境保全課	保 全 係:0476-33-4491 指 導 係:0476-33-4495 鳥獣被害対策係:0476-33-4439	環境衛生班
クリーン推進課	推 進 係:0476-33-4504 不 法 投 棄 対 策 係:0476-33-4508 次期中間処理施設対策室:0476-33-4504	
経済振興課	商 工 振 興 係:0476-33-4483 プロモーション推進室:0476-33-4477 消費生活センター:0476-42-3306	物資班
農政課	農政係:0476-33-4487 振興係:0476-33-4488	
農業委員会事務局	総務係:0476-33-4707 農地係:0476-33-4707	
社会福祉課	厚 生 係:0476-33-4513 保 護 係:0476-33-4514 印西地域福祉センター:0476-42-0144(代表) 印旛地域福祉センター:0476-98-1111 草深ふれあい市民センター:0476-47-4700 牧の原地域交流センター:0476-37-5995	福祉班
高齢者福祉課	生 き が い 支 援 係:0476-33-4592 包 括 支 援 係:0476-33-4593 介 護 保 険 係:0476-33-4623 介 護 認 定 給 付 係:0476-33-4624 そうふけ老人福祉センター:0476-45-3800(代表) 中央老人福祉センター:0476-42-0144(代表) 高花老人福祉センター:0476-47-2112 滝野シルバールーム:0476-80-8181	
障がい福祉課	給付係:0476-33-4639 支援係:0476-33-4136 子ども発達センター:0476-40-6551	
子育て支援課	支 援 係:0476-33-4640 給 付 係:0476-33-4645 児 童 相 談 係:0476-33-4961 事 業 係:0476-46-5111 そうふけ児童館:0476-45-3800(代表) いんば児童館:0476-80-3950 子どもふれあいセンター:0476-42-0144(代表) 滝野子育て支援センター:0476-97-1822	
保育課	管 理 係:0476-33-4649 保 育 係:0476-33-4651 給 付 係:0476-33-4603 木刈保育園:0476-46-1873 内野保育園:0476-46-1874 高花保育園:0476-46-7011 西の原保育園:0476-45-0221 もとの保育園:0476-97-2935	
スポーツ振興課	振 興 係:0476-42-8417(松山下公園総合体育館内) 施設管理係:0476-42-8417(松山下公園総合体育館内)	子ども福祉班
健康増進課	庶 務 係:0476-42-5595 (中央保健センター内) 母 子 保 健 係:0476-42-5595 (中央保健センター内) 健 康 支 援 係:0476-42-5595 (中央保健センター内) 地 域 保 健 係:0476-80-3800 新型コロナウイルス感染症対策室:0476-29-5096 (中央保健センター内)	医療班

部署名	電話番号	災害対策本部の担当班
都市計画課	計 画 係:0476-33-4653 地籍調査係:0476-33-4709 開発指導係:0476-33-4654	住宅班
建築指導課	審査指導係:0476-33-4657 住 宅 係:0476-33-4657	
都市整備課	整 備 係:0476-33-4663 管 理 係:0476-33-4663 印旛中央地区係:0476-33-4426	
建設課	計 画 係:0476-33-4686 建 設 係:0476-33-4687 用地対策室:0476-33-4689	土木班
土木管理課	管 理 係:0476-33-4669 維 持 係:0476-33-4670 排水対策係:0476-33-4670	
水道課	業務係:0476-33-4615 工務係:0476-33-4617	水道班
下水道課	業 務 係:0476-33-4696 工務管理係:0476-33-4695	下水道班
教育総務課	総 務 係:0476-33-4702 教育施設係:0476-33-4703	教育班
学務課	学 務 係:0476-33-4704 学校適正配置推進係:0476-33-4704 瀬戸幼稚園:0476-98-0434 もとの幼稚園:0476-97-1010	
指導課	指導班:0476-33-4705	
生涯学習課	推進係:0476-33-4713 文化係:0476-33-4714	
教育機関	文 化 ホ ー ル:0476-42-8811 印 旛 歴 史 民 俗 資 料 館:0476-99-0002 教 育 セ ン タ ー:0476-47-0400 木下交流の杜歴史資料センター:0476-40-3500	
議会事務局	庶務係:0476-33-4614 議事係:0476-33-4614	応援班
監査委員事務局	監査班:0476-33-4693	
会計課	出納係:0476-33-4587 審査係:0476-33-4587	

11-2 千葉県の関連部署

部署名	住所	電話番号
千葉県環境生活部循環型社会推進課 資源循環企画室	千葉市中央区市場町 1-1 本庁舎 3 階	043-223-2649
千葉県防災危機管理部	千葉市中央区市場町 1-1 本庁舎 6 階	043-223-2110(代表)
千葉県印旛保健所	佐倉市鍋木仲田町 8-1	043-483-1133

11-3 千葉県各市町村

市町村	課室名	住所	電話番号
千葉市	廃棄物対策課	千葉市中央区千葉港 1-1	043-245-5067
銚子市	生活環境課	銚子市若宮町 1-1	0479-24-8764
市川市	循環型社会推進課	市川市南八幡 2-20-2	047-712-5781
船橋市	資源循環課	船橋市湊町 2-10-25	047-436-2433
館山市	環境課	館山市北条 1145-1	0470-22-3354
木更津市	まち美化推進課	木更津市富士見 1-2-1	0438-36-1133
松戸市	廃棄物対策課	松戸市根本 387-5	047-704-2010
野田市	清掃計画課	野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111
茂原市	環境保全課	茂原市道表 1	0475-20-1504
成田市	クリーン推進課	成田市花崎町 760	0476-20-1530
佐倉市	廃棄物対策課	佐倉市海隣寺町 97	043-484-6149
東金市	環境保全課	東金市東岩崎 1-1	0475-50-1170
旭市	環境課	旭市二 2132	0479-62-5328
習志野市	クリーン推進課	習志野市芝園 3-2-1	047-453-5577
柏市	廃棄物政策課	柏市柏 5-10-1	04-7167-1140
勝浦市	生活環境課	勝浦市新官 1343-1	0470-73-6639
市原市	クリーン推進課	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-23-9857
流山市	クリーンセンター	流山市下花輪 191 (流山市クリーンセンター)	04-7157-7411
八千代市	クリーン推進課	八千代市大和田新田 312-5	047-421-6768～ 6770
我孫子市	クリーンセンター	我孫子市中峠 2264	04-7187-0015
鴨川市	環境課	鴨川市横渚 1450	04-7093-7838
鎌ヶ谷市	クリーン推進課	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047-445-1223
君津市	環境衛生課	君津市久保 2-13-1	0439-56-1224
富津市	環境保全課	富津市下飯野 2443	0439-80-1273
浦安市	ごみゼロ課	浦安市猫実 1-1-1	047-712-6467
四街道市	廃棄物対策課	四街道市鹿渡無番地	043-421-6132
袖ヶ浦市	廃棄物対策課	袖ヶ浦市長浦 580-5 (袖ヶ浦クリーンセンター)	0438-63-1881
八街市	クリーン推進課	八街市用草 500	043-443-6937

市町村	課室名	住所	電話番号
印西市	クリーン推進課	印西市大森 2364-2	0476-33-4504
白井市	環境課	白井市復 1123	047-401-5429
富里市	環境課	富里市七栄 652-1	0476-93-4945
南房総市	環境保全課	南房総市富浦町青木 28	0470-33-1053
匝瑳市	環境生活課	匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479-73-0088
香取市	環境安全課	香取市佐原口 2127	0478-50-1248
山武市	環境保全課	山武市殿台 296	0475-80-1161
いすみ市	環境保全課	いすみ市大原 7400-1	0470-62-1385
大網白里市	地域づくり課	大網白里市大網 115-2	0475-70-0386
酒々井町	経済環境課	印旛郡酒々井町中央台 4-11	043-496-1171
栄町	環境協働課	印旛郡栄町安食台 1-2	0476-33-7710
神崎町	町民課	香取郡神崎町神崎本宿 163	0478-72-2113
多古町	生活環境課	香取郡多古町多古 584	0479-76-5406
東庄町	町民課	香取郡東庄町笹川い 4713-131	0478-86-6072
九十九里町	まちづくり課	山武郡九十九里町片貝 4099	0475-70-3166
芝山町	まちづくり課	山武郡芝山町小池 992	0479-77-3908
横芝光町	環境防災課	山武郡横芝光町宮川 11902	0479-84-1216
一宮町	都市環境課	長生郡一宮町一宮 2457	0475-42-1430
睦沢町	産業建設課	長生郡睦沢町下之郷 1650-1	0475-44-2515
長生村	下水環境課	長生郡長生村本郷 1-77	0475-32-2494
白子町	環境課	長生郡白子町関 5074-2	0475-33-2118
長柄町	建設環境課	長生郡長柄町桜谷 712	0475-35-2114
長南町	建設環境課	長生郡長南町長南 2110	0475-46-3394
大多喜町	環境水道課	夷隅郡大多喜町大多喜 93	0470-82-2067
御宿町	全町公園課	夷隅郡御宿町須賀 1522	0470-68-6694
鋸南町	建設環境室	安房郡鋸南町下佐久間 3458	0470-55-2133

11-4 千葉県内廃棄物関係一部事務組合

組 合 名	住 所	電 話 番 号
印西地区環境整備事業組合	印西市大塚一丁目 1 番地 1	0476-46-2731
印西地区衛生組合	印旛郡栄町須賀 1997-27	0476-95-0252
鋸南地区環境衛生組合	安房郡鋸南町下佐久間 544 番地 1	0470-55-0329
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	鎌ヶ谷市軽井沢 2102-1	047-443-7497
香取広域市町村圏事務組合	香取市仁良 300 番地 1	0478-78-1181
長生郡市広域市町村圏組合	茂原市下永吉 2101	0475-23-0107
佐倉市、酒々井町清掃組合	印旛郡酒々井町墨 1506	043-496-7511
東金市外三市町清掃組合	東金市三ヶ尻 340	0475-55-9131
山武郡市環境衛生組合	山武市松尾町金尾 1149-1	0479-86-3516
安房郡市広域市町村圏事務組合	館山市館山 1564-1	0470-22-5633
東総衛生組合	旭市二の 5933	0479-62-0794
夷隅環境衛生組合	いすみ市万木 5	0470-86-2155
山武郡市広域行政組合	東金市東岩崎 1 番地 17	0475-54-0511
東総地区広域市区町村圏事務組合	銚子市野尻町 1678 番地 1	0479-30-2311
印旛衛生施設管理組合	佐倉市宮本 332	043-498-1538

11-5 千葉県内一般廃棄物処理施設

ア 一般廃棄物焼却施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
印西クリーンセンター	印西地区環境整備事業組合	印西市大塚 1-1-1	0476-46-2732
北清掃工場	千葉市	千葉市花見川区三角町 727 番地 1	043-258-5300
新港清掃工場	千葉市	千葉市美浜区新港 226-1	043-242-3366
市川市クリーンセンター (ごみ焼却処理施設)	市川市	市川市田尻 1003 番地	047-328-2326
船橋市北部清掃工場	船橋市	船橋市大神保町 1360 番 1	047-457-5341
船橋市南部清掃工場	船橋市	船橋市潮見町 38 番	047-437-5300
館山市清掃センター	館山市	館山市出野尾 538	0470-23-3033
松戸市和名ヶ谷クリーンセンター	松戸市	松戸市和名ヶ谷 1349-2	047-392-1118
野田市清掃工場	野田市	野田市三ツ堀 356-1	04-7138-1001
成田富里いずみ清掃工場	成田市	成田市小泉 344-1	0476-36-1689
芝園清掃工場	習志野市	習志野市芝園 3-2-1	047-451-1793
柏市清掃工場	柏市	柏市船戸山高野 538 番地	04-7131-7900
柏市第二清掃工場	柏市	柏市南増尾 56 番 2 他	04-7170-7080
勝浦市クリーンセンター	勝浦市	勝浦市串浜 1936-18	0470-73-2370
市原市福増クリーンセンター	市原市	市原市福増 124 番地 2	0436-36-1191
流山市クリーンセンターごみ焼却施設	流山市	流山市下花輪 191	04-7157-7411
八千代市清掃センター	八千代市	八千代市上高野 1384-7	047-483-4521
我孫子市クリーンセンター	我孫子市	我孫子市中峠 2264	04-7187-0015
鴨川清掃センター	鴨川市	鴨川市北小町 2118	04-7093-5300
鎌ヶ谷市クリーンセンター	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市初富 803-14	047-445-1141
君津市清掃工場	君津市	君津市三直 1552-35	0439-52-5353
浦安市クリーンセンター (ごみ処理施設)	浦安市	浦安市千鳥 15-2	047-381-5300
四街道市クリーンセンターごみ焼却施設	四街道市	四街道市山梨 2002	043-432-8527
袖ヶ浦市クリーンセンターごみ焼却施設	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市長浦 580-5	0438-63-1881
八街市クリーンセンター	八街市	八街市用草 500	043-443-6937
いすみクリーンセンター	いすみ市	いすみ市小又井 170	0470-86-3721
御宿町清掃センター	御宿町	夷隅郡御宿町久保 1041	0470-68-4613

施設名	事業主体	住所	電話番号
大谷クリーンセンター	鋸南地区環境衛生組合	南房総市検儀谷 260	0470-57-2646
酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設	佐倉市、酒々井町清掃組合	印旛郡酒々井町墨 1506	043-496-7511
東金市外三市町環境クリーンセンター(焼却施設)	東金市外三市町清掃組合	東金市三ヶ尻 340	0475-55-9131
ごみ焼却施設	山武郡市環境衛生組合	山武市松尾町金尾 1149-1	0479-86-3516
クリーンセンターしらさぎ	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏市藤ヶ谷 1582	04-7193-5389
環境衛生センターごみ処理場	長生郡市広域市町村圏組合	長生郡長生村藪塚 1115-1	0475-23-4944
伊地山クリーンセンター	香取広域市町村圏事務組合	香取市伊地山 665-2	0478-59-2148
東総地区クリーンセンター	東総地区広域市区町村圏事務組合	銚子市野尻町 1678 番地 1	0479-30-2311

イ 一般廃棄物最終処分場

施設名	事業主体	住所	電話番号
印西地区一般廃棄物最終処分場	印西地区環境整備事業組合	印西市岩戸 3630	0476-99-0181
新内陸最終処分場	千葉市	千葉市若葉区更科町 1457	043-228-7911
銚子市一般廃棄物最終処分場	銚子市	銚子市八木町 6225 他	0479-23-8991
館山市一般廃棄物最終処分場	館山市	館山市西長田 1153	0470-24-3701
松戸市日暮最終処分場	松戸市	松戸市五香西 5-35-8	047-388-6555
旭市グリーンパーク	旭市	旭市櫻井 1166	0479-68-4760
柏市第二最終処分場	柏市	柏市若白毛 757	04-7170-7080
市原市平蔵一般廃棄物最終処分場 B2 地区	市原市	市原市平蔵 1603	0436-89-2652
八千代市一般廃棄物最終処分場 (3 次)	八千代市	八千代市上高野 1010-1	047-483-4521
天津小湊一般廃棄物最終処分場	鴨川市	鴨川市浜荻 314-1	04-7094-2052
富津市一般廃棄物最終処分場	富津市	富津市新富 12-5	0439-87-4232
袖ヶ浦市袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市長浦 580-250	0438-63-1881
八街市一般廃棄物最終処分場	八街市	八街市用草字滝ノ谷津地先	043-443-6937
富里市一般廃棄物最終処分場(1 期)	富里市	富里市七栄 654	0476-93-4529
南房総市千倉一般廃棄物最終処分場	南房総市	南房総市千倉町南朝夷 789	0470-44-2994
いすみ市一般廃棄物最終処分場	いすみ市	いすみ市新田 24-5	0470-62-3942
青木山一般廃棄物最終処分場	鋸南地区環境衛生組合	南房総市富浦町大津字青木山 937-1	0470-33-4720
酒々井リサイクル文化センター最終処分場	佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井町墨 1506	043-496-7511
グリーンオアシス大網(大網一般廃棄物最終処分場)	東金市外三市町清掃組合	大網白里町小西 641	0475-73-7566
一般廃棄物最終処分場	山武郡市環境衛生組合	山武市松尾町金尾 1149-1	0479-86-3516
一般廃棄物処理施設エコパーク長生	長生郡市広域市町村圏組合	茂原市大沢 1447-1	0475-23-4944
第二伊地山一般廃棄物最終処分場	香取広域市町村圏事務組合	香取市伊地山字ヤモイ田 731-1 他	0478-78-1181
織幡一般廃棄物最終処分場	香取広域市町村圏事務組合	香取市織幡 1061-1	0478-78-1181
東総地区最終処分場	東総地区広域市区町村圏事務組合	銚子市森戸町 953	0479-30-2311

ウ その他のごみ処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
印西クリーンセンター	印西地区環境整備事業組合	印西市大塚一丁目1番地1	0476-46-2732
新浜リサイクルセンター	千葉市	千葉市中央区新浜町4	043-263-9100
銚子市清掃センター(粗大ごみ処理施設)	銚子市	銚子市西小川町4839	0479-23-0075
市川市クリーンセンター(不燃・粗大ごみ処理施設)	市川市	市川市田尻1003	047-328-2326
船橋市西浦資源リサイクル施設	船橋市	船橋市西浦1-4-2	047-401-9811
木更津市クリーンセンター	木更津市	木更津市潮浜3-1	0438-36-1133
松戸市日暮クリーンセンター	松戸市	松戸市五香西5-14-1	047-388-6555
旭市クリーンセンター粗大ごみ処理施設	旭市	旭市二の5938-1	0479-62-0955
柏市清掃工場粗大ごみ処理施設	柏市	柏市船戸山高野538	04-7131-7900
市原市福増クリーンセンター粗大ごみ処理施設	市原市	市原市福増124-2	0436-36-1185
流山市クリーンセンターリサイクルプラザ・リサイクル館	流山市	流山市下花輪191	04-7157-7411
八千代市粗大ごみ処理施設	八千代市	八千代市上高野1384-7	047-483-4521
我孫子市粗大ごみ処理施設	我孫子市	我孫子市中峠2274	04-7187-0015
君津市粗大ごみ処理施設	君津市	君津市三直1552-35	0439-52-5353
浦安市クリーンセンター(ごみ処理施設)	浦安市	浦安市千鳥15-2	047-381-5300
四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設	四街道市	四街道市山梨2002	043-432-8527
袖ヶ浦市クリーンセンター粗大ごみ処理施設	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市長浦580-249	0438-63-1881
松戸市資源リサイクルセンター	松戸市	松戸市松飛台286-15	047-384-7890
野田市リサイクルセンター	野田市	野田市目吹331	04-7126-0405
成田市リサイクルプラザ	成田市	成田市小泉344-1	0476-36-1000
旭市クリーンセンター資源ごみ選別処理施設	旭市	旭市二の5938-1	0479-62-0955
習志野市リサイクルプラザ	習志野市	習志野市芝園3-2-2	047-453-0530
柏市リサイクルプラザ	柏市	柏市十余二348-202	04-7199-5081
君津市リサイクルプラザ	君津市	君津市三直1552-35	0439-52-5353
不燃物処理施設	富津市	富津市桜井総称鬼泪山8-1	0439-37-2020
浦安市クリーンセンター(再資源化施設)	浦安市	浦安市千鳥15-2	047-381-5300
富里市クリーンセンター不燃物処理施設	富里市	富里市中沢字仙上	0476-93-4529
いすみ市クリーンセンター(不燃物処理施設)	いすみ市	いすみ市小又井170	0470-86-3721

施設名	事業主体	住所	電話番号
環境センター	大多喜町	夷隅郡大多喜町弥喜用 562	0470-83-0331
酒々井リサイクル文化センター 粗大ごみ処理施設	佐倉市、酒々井町清掃組合	印旛郡酒々井町墨 1506	043-496-7511
東金市外三市町環境クリーンセ ンター(粗大ごみ処理施設)	東金市外三市町清掃組合	東金市三ヶ尻 340	0475-55-9131
粗大ごみ処理施設	安房郡市広域市町村圏事務 組合	館山市出野尾 540	0470-23-4655
環境衛生センターごみ処理場	長生郡市広域市町村圏組合	長生郡長生村藪塚 1115-1	0475-20-1400
粗大ごみ処理施設	香取広域市町村圏事務組合	香取市伊地山 835-2	0478-78-1181
リサイクルプラザ	山武郡市環境衛生組合	山武市松尾町金尾 1149-1	0479-86-3516
リサイクルセンター(資源化施 設・圧縮処理施設)	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組 合	鎌ヶ谷市軽井沢 2102-4	047-443-5300
長岡不燃物処理場	香取広域市町村圏事務組合	香取市長岡 1539	0478-78-2144
東総地区クリーンセンター(マテ リアルリサイクル推進施設)	東総地区広域市区町村圏事 務組合	銚子市野尻町 1678 番地の 1	0479-30-2311

エ し尿処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センター	印旛衛生施設管理組合	佐倉市宮本 332	043-498-1538
千葉市衛生センター	千葉市	千葉市中央区村田町 893	043-261-2256
銚子市衛生センター	銚子市	銚子市三崎町 3-76	0479-23-8148
市川市衛生処理場	市川市	市川市二俣新町 15	047-327-0288
船橋市西浦処理場	船橋市	船橋市西浦 1-4-1	047-435-6117
館山市衛生センター	館山市	館山市出野尾 534	0470-23-3566
新川園衛生処理場	木更津市	木更津市牛袋 469-1	0438-98-4242
松戸市東部クリーンセンター	松戸市	松戸市高塚新田 352	047-391-1141
野田市第二清掃工場	野田市	野田市船形 4236	04-7126-0991
成田市成田浄化センター	成田市	成田市吉倉 127-1	0476-22-0886
柏市山高野浄化センター	柏市	柏市船戸 2115	04-7131-5509
勝浦市衛生処理場	勝浦市	勝浦市部原 2141	0470-73-2370
市原市臨海衛生工場(浄化槽)	市原市	市原市五井南海岸 51	0436-21-3547
市原市臨海衛生工場(し尿)	市原市	市原市五井南海岸 51	0436-21-3547
森のまちエコセンター	流山市	流山市こうのす台 1594	04-7154-5736
八千代市衛生センター	八千代市	八千代市大和田新田 584-1	047-459-0601
我孫子市終末処理センター	我孫子市	我孫子市古戸 1140	04-7187-0015
鴨川衛生センター	鴨川市	鴨川市大里 558-1	04-7092-1009
君津市衛生センター	君津市	君津市戸崎 2650-1	0439-35-2206
富津市クリーンセンター	富津市	富津市新富 12-1	0439-88-1350
浦安市クリーンセンター(し尿処理施設)	浦安市	浦安市千鳥 15-2	047-381-5300
千倉衛生センター	南房総市	南房総市千倉町瀬戸 331	0470-44-0084
堤ヶ谷クリーンセンター	鋸南地区環境衛生組合	安房郡鋸南町下佐久間 544番地 1	0470-55-0329
アクアセンターあじさい	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	鎌ヶ谷市軽井沢 2102-1	047-442-3492
印西地区衛生組合衛生センター	印西地区衛生組合	印旛郡栄町須賀 1997-27	0476-95-0252
光クリーンパーク	東総衛生組合	山武郡横芝光町木戸 8954-1	0479-84-2007
旭クリーンパーク	東総衛生組合	旭市二の 5933	0479-62-0794
いすみ衛生センター	夷隅環境衛生組合	いすみ市万木 5	0470-86-2155

施設名	事業主体	住所	電話番号
汚泥再生処理センター	長生郡市広域市町村圏組合	長生郡長生村藪塚 1115-1	0475-20-1400
環境アクアプラント	山武郡市広域行政組合	東金市家徳 335-1	0475-54-0511
牧野し尿処理場	香取広域市町村圏事務組合	香取市牧野 2788-1	0478-54-0601

11-6 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	住所	電話番号
環境省	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館	03-3581-3351
同上	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	同上	03-3581-3351
同上	関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階	048-600-0516

12. 報告等様式

目的：災害発生時、迅速な被災報告や応援要請を実現するためには、事前の準備する報告様式である。

出典：千葉県版災害廃棄物初動対応マニュアル（千葉県 環境生活部 循環型社会推進課）

12-1 被害・稼働状況

(回答様式)

市町村名	
担当課名	
回答者名	
電話番号	

〇〇による廃棄物処理施設の被害状況等について

1 一般廃棄物処理施設の稼働状況について

	被害状況	(△又は×の場合は、被害状況、対応の詳細及び復旧の見込みを記載して下さい)
焼却施設		
し尿処理施設		
最終処分場		
その他ごみ処理施設 ()		

○…通常どおり稼働中(定期修繕等による停止を含む)
 ×…被災、停電、アクセス道路の不通等により停止
 —…当該施設を所有していない
 △…非常用電源等により応急的に稼働中

2 生活ごみ及びし尿の収集状況について

	収集(見込)状況	(△又は×の場合は、被害状況、対応の詳細及び復旧の見込みを記載して下さい)
生活ごみの収集		
し尿の収集		

○…予定どおり収集可能
 ×…収集困難
 —…収集業務は所管していない
 △…一部内容を変更して収集を実施

3 仮設トイレの設置の検討状況について

設置予定	設置を予定している場合は回答		(設置済または設置予定の場合は、清掃・汲み取り等の管理の方針を記載して下さい)
	設置予定数	設置済数	

4 災害廃棄物の発生状況について

発生状況	仮置場設置見込	(災害廃棄物が発生している場合は、発生状況の概要、発生量の見込み及び今後の対応方針を記載してください)

5 その他

その他に廃棄物処理施設及び災害廃棄物に係る問題等がありましたら、ご記入ください。

12-2 仮置場設置状況等

災害等廃棄物仮置場の設置状況等について（〇月〇日時点）

市町村名	
所属	
職氏名	

※回答欄について

太枠：プルダウンメニューから回答を選択してください。

細枠：設問に対する回答を記入してください。

1 貴市町村において、災害廃棄物仮置場の開設を予定していますか

（○：開設している又は開設を予定している ×：設置しない）

（以下、仮置場の開設を予定している市町村のみご回答ください）

2 開設（予定）の仮置場について、以下の事項を回答してください

（仮置場を複数開設予定の場合は、仮置場毎に回答をお願いします。行が不足する場合は追加してください）

（1）仮置場 1 について（名称：）

①仮置場の設置場所（例：〇〇クリーンセンター敷地内、〇〇公園駐車場 等）

②仮置場の開設状況及び開設期間

（○：開設中 ×：受入終了 △：受入休止中 ー：まだ開設していない）

↳現時点の開設予定期間をご記入ください ~

③現場作業員の人数

自治体職員 名

その他作業員 名

④課題及び問題点（例：仮置場スペースがひっ迫している、瓦の搬出先が決まっていない等）

（2）仮置場 1 について（名称：）

①仮置場の設置場所（例：〇〇クリーンセンター敷地内、〇〇公園駐車場 等）

②仮置場の開設状況及び開設期間

（○：開設中 ×：受入終了 △：受入休止中 ー：まだ開設していない）

↳現時点の開設予定期間をご記入ください ~

③現場作業員の人数

自治体職員 名

その他作業員 名

④課題及び問題点（例：仮置場スペースがひっ迫している、瓦の搬出先が決まっていない等）

4 開設（予定）の仮置場について、以下の事項を回答してください

12-3 支援要請書（災害廃棄物の処理等）

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に係る 支援要請書

千葉県知事 様

〇〇市町村長 氏 名

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり支援を要請します。

1 被災状況	
2 災害廃棄物の処理等を行う地域	
3 災害廃棄物の処理等の具体的内容	
4 仮置場の位置及び面積	
5 災害廃棄物の処理等を行う期間	
6 その他	
7 市町村担当者	所属 職・氏名 電話番号 FAX 番号 e-mail

12-4 支援要請書（解体撤去等）

地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定に係る 支援要請書

千葉県知事 様

〇〇市町村長 氏 名

地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関し、次のとおり支援を要請 します。

1 被災状況	
2 災害廃棄物の処理等を行う地域	
3 災害廃棄物の処理等の具体的内容	
4 仮置場の位置及び面積	
5 災害廃棄物の処理等を行う期間	
6 その他	
7 市町村担当者	所属 職・氏名 電話番号 FAX 番号 e-mail

12-5 応援要請書

様式1 (応援要請) ※

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者

下記のとおり要請(受諾)します。

記

①要請先(応援側) 市町村名等	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
	広域の場合:対象地区	全県・()地区
②要請者職・氏名	市町村長	
③要請日時		
④被害の状況		
⑤応援の種類	(協定第2条第 号)	
⑥応援の具体的内容 及び所要量等		
⑦応援希望(可能) 時期・期間		
⑧応援場所及び経路		
⑨その他必要事項		

※「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」様式1に同じ

1 3. 災害対応の記録に係る留意事項

13-1 災害対応の記録

災害査定は事業完了前に実施されるため、事業の数量・経費は実施済みの出来高だけでなく実施前の推計量も使用されることに留意が必要である。実施済みの出来高は実施済みの根拠を示しやすいが、推計量は客観的に妥当性のある推計方法や根拠を明示する必要がある。特に家屋被害棟数、災害廃棄物発生量、解体家屋数等は災害査定時には推計量を用いる必要がある場合が多い。推計方法は災害種別や被災状況に応じて適切な方法を検討することが必要となる。



災害報告書




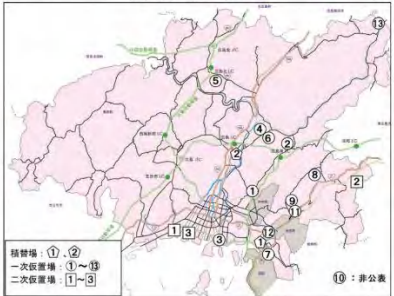
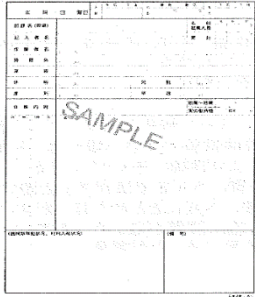
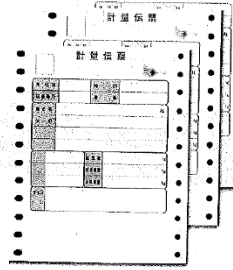
災害報告書根拠資料並びに附属資料

出典：環境省・常総市 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した
災害廃棄物処理の記録（平成 29 年 3 月）

【ポイント】

災害報告書の作成に当たっては、被災経験がある自治体から実際の災害報告書の写しを借用し参照することが災害報告書の作成に極めて有用である。

補助金申請に係る災害報告書作成に当たっては、各種事業を適切に記録しておくことが必要であるが、発災後直後の自治体職員は混乱と多忙を極めることとなり、これらの記録が不十分であり災害報告書作成時に苦勞する事例が多数確認されている。このため、発災時の初動対応から災害報告書の作成を念頭に置いて各種記録を残すことが望ましい。

<p>写真</p>	<p>ほぼ全ての作業において各種写真を撮影しておくことが望ましい。特に廃棄物や土砂の発生状況や仮置き状況等片づけてからでは取れないものに留意が必要である。</p>	
<p>仮置場設置 運営管理情報</p>	<p>市が設置する仮置場について、どの場所についてどのくらいの期間設置したかを写真と併せて記録する。発災直後に必要となる集積所等は、開設時期が早く、市の管理が行き届かない場合や、未管理仮置場が発生する場合がありますので留意が必要である。</p>	<p>図 2-8-3 仮置場等位置図</p>  <p>出典:平成 30 年 7 月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録(令和 3 年 3 月環境省中国四国地方環境事務所 広島市)</p>
<p>作業日報</p>	<p>業務を委託する事業者に対して、どの作業に何日人(員数)が掛かったか証明できるように作業日報の記録・提出を支持する。また、市職員の作業日報や作業内容全体の日誌を記録することが望ましい。</p>	<p>作業日報</p> 
<p>伝票</p>	<p>事業に使用する重機や収集運搬車両他、資機材の使用履歴が確認できる各種伝票を作成・保管することを指示する。</p>	

13-2 被災写真の作成例

(3) 添付資料3 被災写真

(注) 写真の番号は、詳細図面の番号と一致する。地点名と被災状況のコメントを合わせて記載すると見やすい。



詳細図面 NO.1 No.○



詳細図面 NO.1 No.○



詳細図面 NO1 No.○



詳細図面 NO1 No.○



詳細図面 NO1 No.○



詳細図面 NO1 No.○

【ポイント】

- 災害報告書に添付をする写真は、被災状況が分かるような代表的な写真を添付する。被災家屋等は災害査定において、個々に確認する場合もあるので、災害査定では災害報告書に添付をしなかった写真も準備しておくことが重要。
- なお、詳細図面の後ろにそれぞれ該当する被災写真を添付すること。

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（環境省 令和4年11月改訂）

東区 牛田・戸坂地区

実際の写真整理例



東区 馬木・温品・福田地区



南区 似島地区



安佐北区 口田南地区



写真 2-9-2 土砂等の撤去箇所の状況（二次災害発生の危険あり）その1

出典：平成 30 年 7 月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録
(令和 3 年 3 月 環境省中国四国地方環境事務所 広島市)

13-3 仮置場の状況写真の作成例

被災状況写真は、被災現場や仮置場状況に限らず、事業に係る作業はできる限り写真を取っておくことが望ましい。仮置場の状況写真は UAV 等による空中写真があるとその後の管理に有用となる。

(3) 添付資料3 被災写真（仮置場状況）



出典：災害関係業務事務処理マニュアル（環境省 令和4年11月改訂）

混合ごみの搬入 (①)

実際の写真整理例



手作業による粗分別 (②③)



重機による粗分別 (②③)



不燃性大型ごみの転送 (④)



破碎前の可燃ごみ (⑥)



破碎機での処理 (⑥)



破碎後の可燃ごみ (⑦)



家電4品目 (⑧)



写真 2-7-2 玖谷埋立地における混合ごみの処理 場内の様子

出典：平成 30 年 7 月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録
(令和 3 年 3 月 環境省中国四国地方環境事務所 広島市)

印西市災害廃棄物処理計画

資料編

平成 29 年 3 月 策定

令和 5 年 3 月 改定

発行・編集 印西市 環境経済部 クリーン推進課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

電話 0476-42-5111 (代表)

0476-33-4504 (直通)